

第四次宜野湾市総合計画



人がつながる 未来へつなげる
ねたてのまち 宜野湾

～活気にあふれ、豊かで住みよいまちを目指して～

人がつながる 未来へつなげる

ねたてのまち宜野湾

本市は、昭和37（1962）年の市制施行から半世紀が過ぎ、先人達のご尽力のおかげで、まちの姿もめざましい発展を遂げ、人口も当時の3万人余から、今日では、9万8千人を超えてまいりました。その間、社会を取り巻く環境の変化に伴い、地域の抱える課題や、市民の行政に求めるニーズも多種多様化したことから、市民と行政が一体となったまちづくりを推進してまいりました。



このたび本市では、これまでの取り組みを振り返り、培ってきた伸ばすべき特性をより一層推進し、力を入れて取り組むべき課題の解決に向け、今後8年間のまちづくりの指針となる「第四次宜野湾市総合計画」を策定いたしました。

本計画では、『人がつながる 未来へつなげる ねたてのまち宜野湾』を将来都市像に掲げ、分野別に6つの目標を設定し、活気にあふれ、豊かで住みよいまちを目指し、これまで同様、市民協働によるまちづくりを進めてまいります。

今回の前期基本計画から、新たな取り組みといたしまして、成果が特に強く望まれる「子ども成長支援」及び「生活安全・安心」の施策を重点プロジェクトとして位置づけ、前期基本計画の4年間で横断的、かつ、積極的に取り組んでまいります。

結びに、当計画の策定にあたりまして、未来の宜野湾市像を描いてくださいましたぎのわん・未来ワークショップの皆様、熱い思いのこもった議論を重ね、ご提言をいただきました宜野湾市振興計画審議会委員の皆様、並びにまちづくりに対する貴重なご意見を賜りました市民の皆様に対しまして、心より感謝を申し上げます。

今後も、市民一人ひとりが幸せを感じ、宜野湾に住んでよかった「宜野湾がいちばん！」だと実感していただけるまちづくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成29年4月

宜野湾市長 佐喜眞 淳

目次

第四次宜野湾市総合計画 基本構想

第1章	はじめに	2
1節	趣旨	2
2節	計画の構成	3
3節	計画の期間	3
第2章	宜野湾市の現状と課題	4
1節	宜野湾市の現状	4
2節	宜野湾市の特性	16
3節	まちづくりの方向性	19
第3章	将来都市像	21
第4章	基本目標	22
第5章	将来人口フレーム	24
第6章	土地利用構想	25
1節	土地利用の基本方針	25
2節	利用区分別の方針	25

第四次宜野湾市総合計画 前期基本計画

第1章 はじめに 28

- 1節 前期基本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2節 前期基本計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3節 前期基本計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第2章 施策体系 29

- 1節 施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2節 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第3章 重点プロジェクト 31

- 1節 重点プロジェクトの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2節 重点プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第4章 基本施策 36

目標1：市民と行政が協働するまち 38

- (1) 協働のまちづくりと開かれた行政の推進・・・・・・・・・・ 38
- (2) 男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- (3) 国際・国内交流の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- (4) 効果的・効率的な行財政運営の推進・・・・・・・・・・ 44

目標2：健康で、安心して住み続けられるまち 46

- (1) 地域福祉の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- (2) 子育て支援・子育て環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- (3) 児童虐待・DVの防止と被害者支援の強化・・・・・・・・・・ 50
- (4) 障がい者（児）福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- (5) 高齢者介護・福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- (6) 生活困窮世帯への支援・労働福祉の推進・・・・・・・・・・ 56
- (7) 健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

目標 3 : 文化を育み、心豊かな人を育てるまち 6 0

- (1) 未来を担う人間力の育成 6 0
- (2) 地域に開かれた学校づくりの推進 6 2
- (3) 地域活動を通じた学びの充実と文化の継承 6 4

目標 4 : 地域資源を活かした、活力あるまち 6 6

- (1) 観光・リゾート産業の振興 6 6
- (2) コンベンション支援機能の充実 6 8
- (3) 地域商店街の活性化 7 0
- (4) 商工業・情報通信産業の振興 7 2
- (5) 企業立地と多様な働き方による就労の促進 7 4
- (6) 都市農業・漁業の振興 7 6

目標 5 : 安全・快適で、持続的発展が可能なまち 7 8

- (1) 防災及び救急・消防体制の強化 7 8
- (2) 交通安全・防犯対策の強化 8 0
- (3) 環境保全と循環型社会の形成 8 2
- (4) 公害・環境衛生対策の推進 8 4
- (5) 快適な生活環境の整備 8 6
- (6) 交通ネットワークの整備 8 8
- (7) 上・下水道の整備 9 0
- (8) 公園・緑地及び墓園等の整備 9 2

目標 6 : 平和をつなぎ、未来へ発展するまち 9 4

- (1) 基地問題への対応 9 4
- (2) 基地跡地利用の推進 9 6
- (3) 平和行政の推進 9 8

資料編

1	策定経緯・体制・関連法規	1 0 2
2	宜野湾市振興計画審議会	1 1 3
3	目標指標設定の考え方	1 2 6
4	用語解説	1 3 8
5	ぎのわん・未来ワークショップ	1 4 6
6	市民意識調査	1 5 2



第四次宜野湾市総合計画 基本構想

平成 29 年度～平成 36 年度
(2017 年度～2024 年度)

第1章 はじめに

1 節 趣旨

宜野湾市はこれまで、その時代に相応しい将来都市像を描き、まちづくりを達成するために宜野湾市総合計画（第一次・昭和52年度～昭和63年度）、宜野湾市新総合計画（第二次・平成元年度～平成17年度）及び第三次宜野湾市総合計画（平成18年度～平成28年度）と総合計画を策定し、市民と共に様々な施策や事業を進めてまいりました。

その間、我が国を取り巻く経済・社会情勢は、本格的な人口減少・少子高齢社会の到来、地球レベルでの環境問題の顕在化、経済社会のグローバル化や高度情報化の一層の伸展等、時代の変遷とともに目まぐるしく変容しております。

そのような中、市民の価値観も多様化し、市民の様々なニーズに対応しつつ本市が持続的に発展するためにも、第四次宜野湾市総合計画は、本市の特性や今後力を入れるべきことをしっかりと捉え、時代の流れや市民意識の変化に応じた今後8年間の将来都市像を描き、まちづくりの方針を定め、その方針を達成するためのやるべきことを明らかにするために策定いたします。

■宜野湾市総合計画の変遷

○宜野湾市総合計画（第一次・昭和52年度～63年度）



《将来像》

- 「明るく美しく豊かな健康都市」
- 「新しい文化創造をめざす学園文化都市」
- 「沖縄県の新しい行政センター都市」

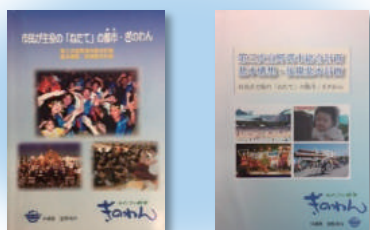
○宜野湾市新総合計画（第二次・平成元年度～17年度）

《将来都市像》

- 「ねたて」の都市・ぎのわん
- はごろも伝説のいきるコンベンションシティ -



○第三次宜野湾市総合計画（平成18年度～28年度）

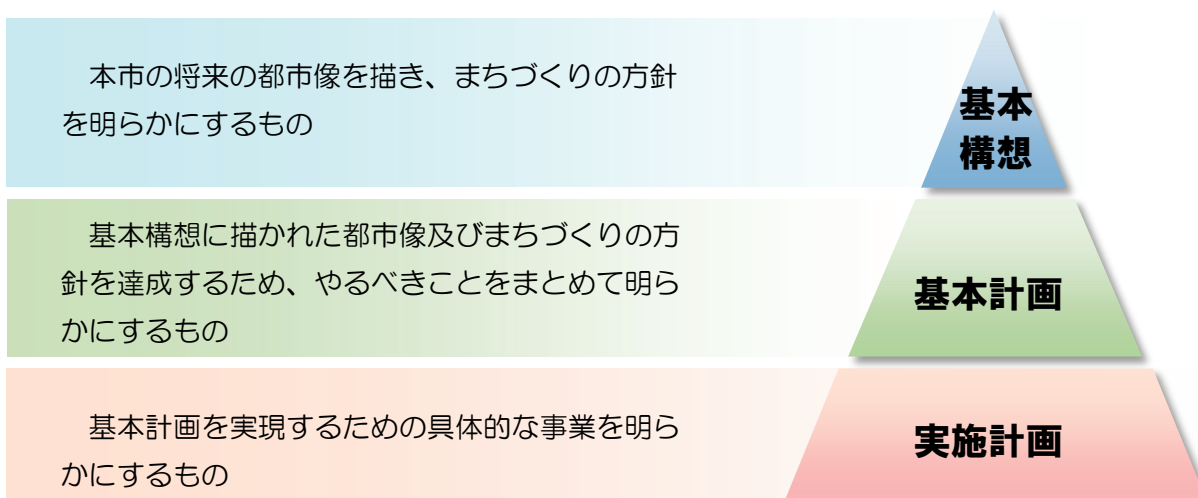


《将来都市像》

- 市民が主役の「ねたて」の都市・ぎのわん

2 節 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。



3 節 計画の期間

基本構想の計画期間は、平成 29（2017）年度から平成 36（2024）年度までの 8 年間とします。

基本計画の計画期間は、前期計画を平成 29（2017）年度から平成 32（2020）年度までの 4 年間とし、後期計画を平成 33（2021）年度から平成 36（2024）年度までの 4 年間とします。

実施計画は、3 年間のローリング方式により作成します。

年度	29	30	31	32	33	34	35	36
基本構想	計画期間 8 年間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日							
基本計画	前期基本計画				後期基本計画			
実施計画	実施計画							
		実施計画						
			実施計画			...		

第2章 宜野湾市の現状と課題

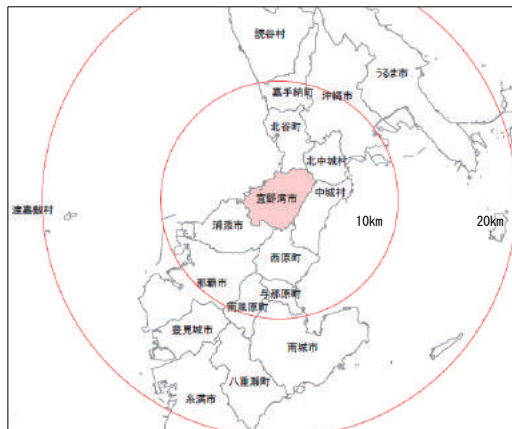
1 節 宜野湾市の現状

(1) 宜野湾市の概要

①位置・地勢

本市は、沖縄本島中南部の東シナ海に面し、北には北谷町、東には中城村、北東には北中城、南東には西原町、南に浦添市と面しています。

那覇市より北に 12Km、沖縄市より南に 6Km の地点にあり、市内をドーナツ状に国道 58 号、国道 330 号、県道 81 号（宜野湾北中城線）、県道 34 号（宜野湾西原線）が通り、さらに沖縄自動車道の北中城インターチェンジ、西原インターチェンジへもつながりが容易な沖縄本島の中部及び北部を結ぶ交通上の重要な地点に位置しています。



②歴史

本市の母体である宜野湾間切は、寛文^{かんぶん}11（1671）年に浦添間切から我如古、宜野湾、神山、嘉数、謝名具志川（大山）、大謝名、宇地泊、喜友名、新城、伊佐の 10 村を編入、中城間切から野嵩、普天間、そして北谷間切から安仁屋をそれぞれ編入し、新設された真志喜を含め 14 村で設立されました。

明治 12（1879）年の廃藩置県後、字宜野湾に中頭役所が置かれ、また普天間に県立農事試験場が設立されました。さらに中頭郡教育部会がたびたび宜野湾で開かれるなど、本島中部の政治、経済、教育の中心地として活気を呈していました。

第二次世界大戦においては、本市も壊滅的な戦災を被りましたが、野嵩地域が焼失を免れ周辺地域の民間人の収容所となり、宜野湾の戦後復興の中心地となりました。その一方で、戦中から戦後にかけて市域の主要な部分が米軍基地として接收され、基地のまちとしての性格を強めました。また、普天間を中心に都市化が進展し、昭和 37（1962）年 7 月 1 日に市制が施行され、宜野湾市が誕生しました。

現在では、本市に立地する沖縄国際大学と隣接する国立大学法人琉球大学との連携を中心とした国際学園都市としての地区形成や、西海岸地域においては、都市型リゾート機能を有したマリーナやビーチをはじめ、コンベンション施設、大型商業施設やリゾートホテルが立地するなど、観光リゾートエリアとしての機能も有しており、沖縄県内の中核的役割を担う都市として成長発展を遂げています。



(2) 人口動向

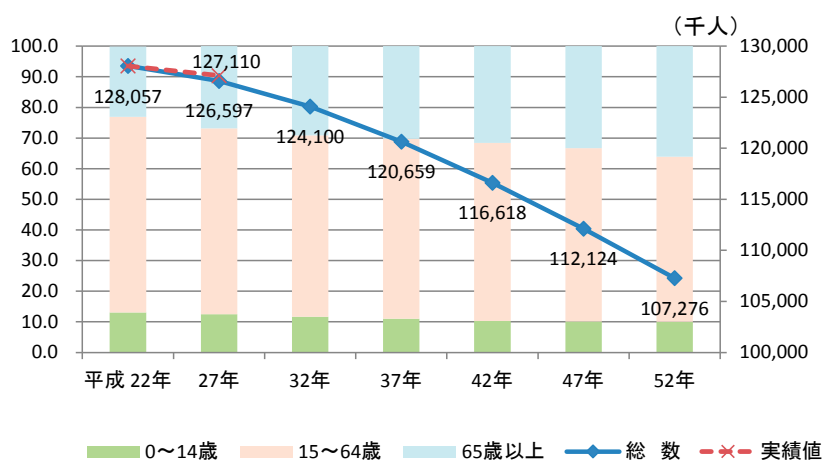
【社会動向】

国立社会保障・人口問題研究所によると、我が国の総人口は、平成 22（2010）年の人口 1 億 2,806 万人から、平成 52（2050）年には 1 億 727 万人に減少すると推計されています。3 区分別人口割合を見ると、同推計期間に年少人口、生産年齢人口が減少し、老年人口（65 歳以上人口）は増加することがわかります。

国は、急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、将来にわたって活力ある日本を維持するため、平成 26（2014）年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、各地域がそれぞれの特性を活かした自立的で持続的な地方創生を目指し、取り組みを加速させています。

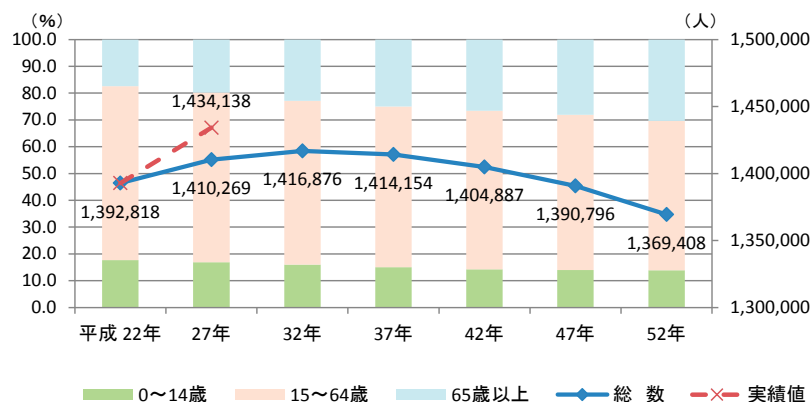
沖縄県の総人口は平成 32（2020）年までは増加しますが、その後は減少する見通しとなっています。

■全国の将来人口・3区分別人口割合の推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の都道府県別将来推計人口』（平成 24 年 1 月推計）
※出生中位(死亡中位)推計結果「実績値」は国勢調査結果

■沖縄県の将来人口・3区分別人口割合の推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の都道府県別将来推計人口』（平成 24 年 1 月推計）
※出生中位(死亡中位)推計結果「実績値」は国勢調査結果

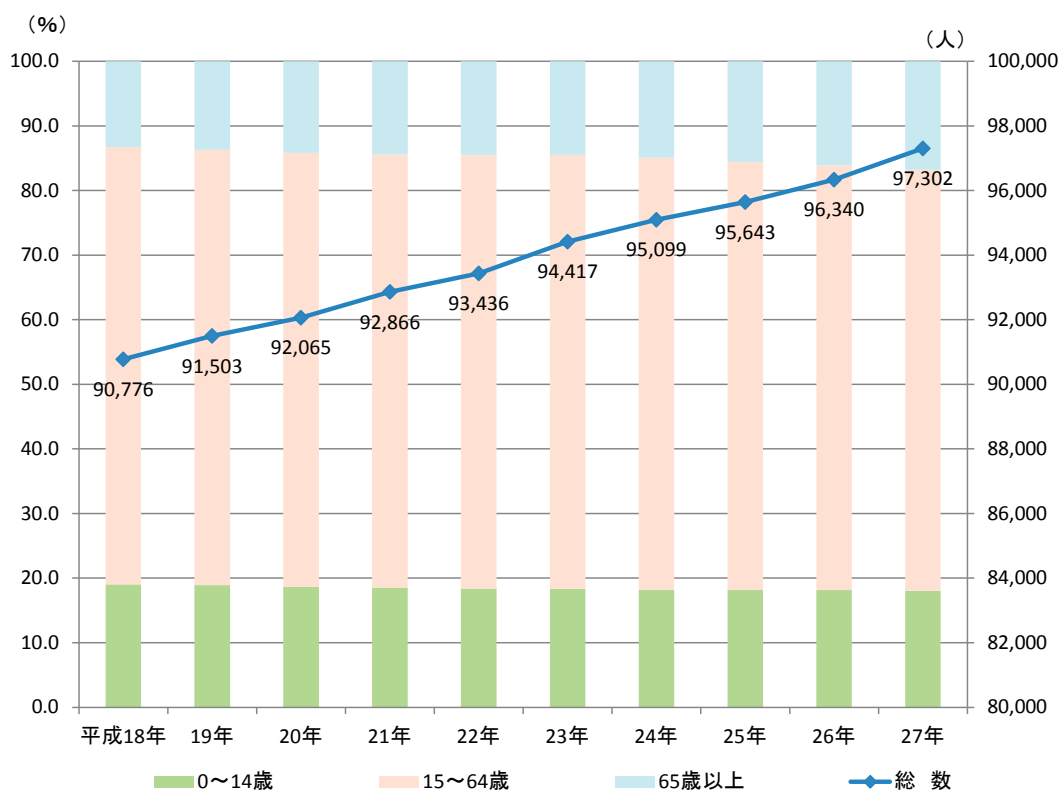
【宜野湾市の動向】

本市の人口・世帯数をみると、平成27（2015）年9月末時点の総人口は97,302人となっており、総人口は増加傾向にありますが、将来の人口推計によると、平成37（2025）年を境に人口減少に転じるものと考えられています。

人口動態においては、近年は自然増が減少傾向にありますが、社会増減の振れ幅以上に自然増があり、総人口は安定しています。しかし、自然増が減少し続けると社会減の影響を抑えきれない可能性があるため、今後は出生者数の増加による自然動態の維持と転出抑制・転入促進による社会動態の安定化により、人口を維持していく必要があります。

本市においても、「しごと」と「ひと」の好循環をつくり、人口減少を防ぎ、自律的に活力あるまちづくりに取り組むため「宜野湾市人口ビジョン」及び「宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

■人口等の推移（各年9月末時点）



資料：住民基本台帳

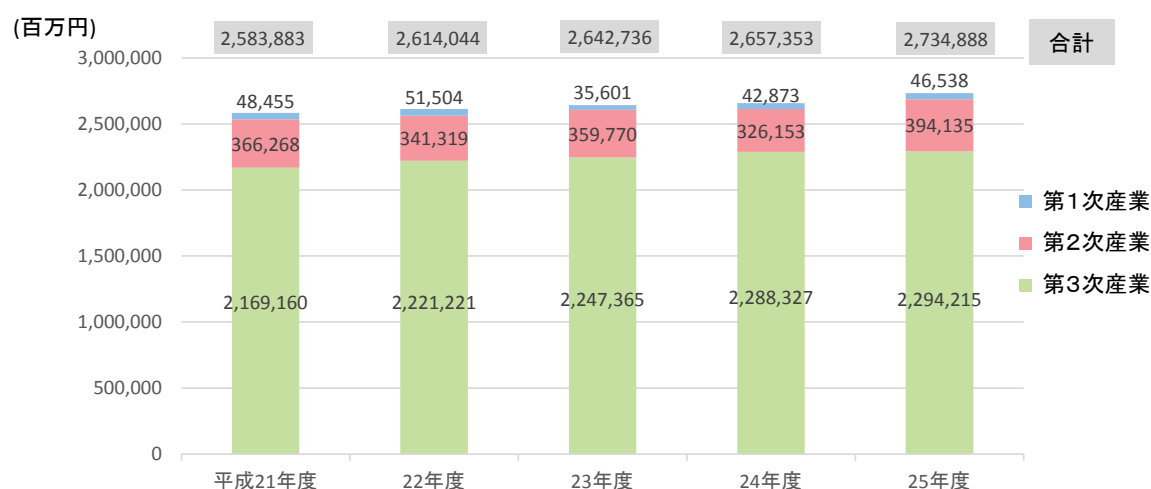
(3) 経済・産業に係る動向

【社会動向】

日本経済は、円高とデフレの悪循環の懸念もあり、いわゆる産業の空洞化が進んでいます。平成 25（2013）年 1-3 月期には実質 GDP はリーマンショック前の平成 20（2008）年 7-9 月期の水準を回復しているものの、世界規模の生産ネットワークの構築や経済連携の動きが活発化しており、雇用情勢の安定化や国際感覚豊かな人材育成が求められています。

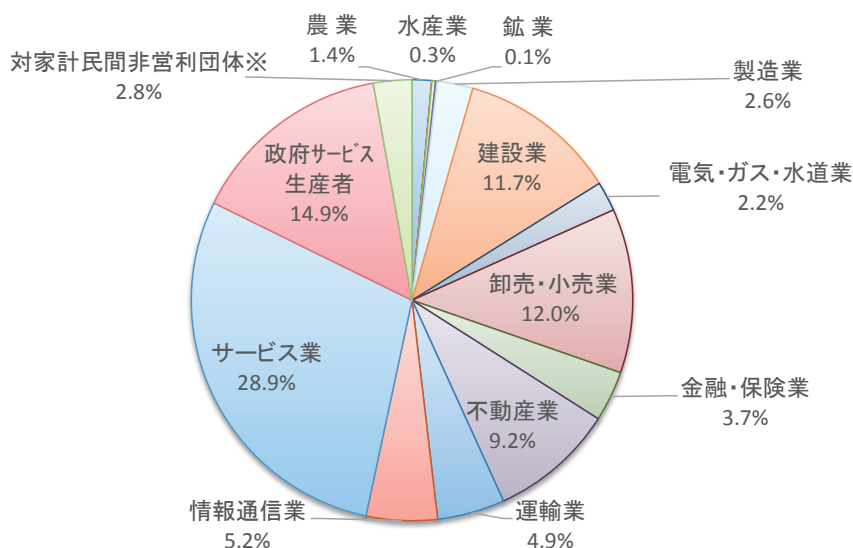
こうした中、沖縄県の純生産額をみると、近年は増加傾向にあります。経済活動別に見ると、サービス業が 28.9%と最も高く、次いで行政機関や教育機関等を意味する政府サービス生産者が 14.9%となっています。

■産業別純生産額の推移（沖縄県）



資料：沖縄県市町村民所得

■平成 25 年度経済活動別純生産（沖縄県）



資料：沖縄県市町村民所得

※「対家計民間非営利団体」とは、私立学校の全て、労働組合、政党や宗教団体などのこと。

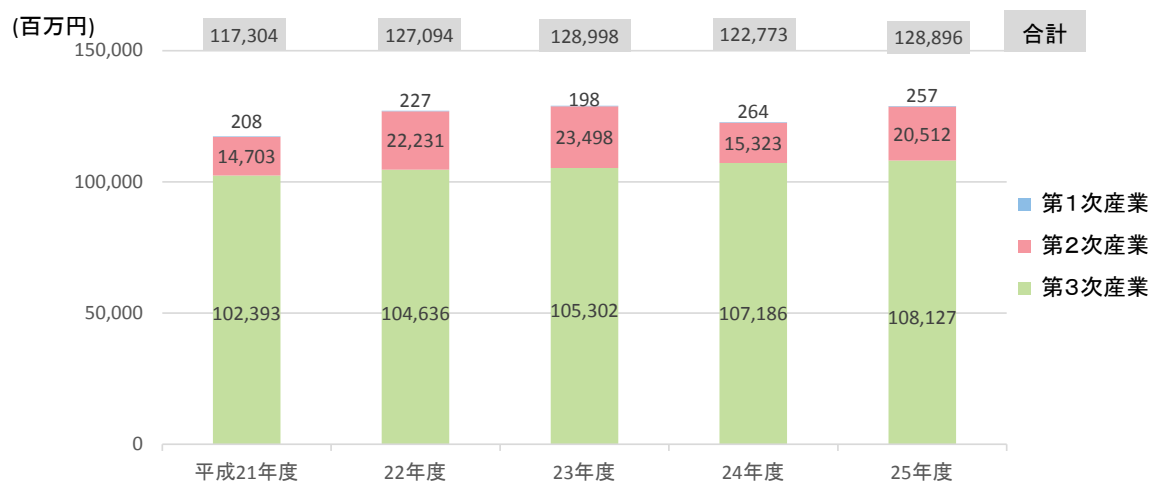
【宜野湾市の動向】

本市の西海岸地域では、沖縄コンベンションセンターを中心に観光・商業地域としての発展を目指し、商業集積がなされています。

市内の純生産額は、平成 21（2009）～平成 23（2011）年度にかけて増加傾向にありましたが、平成 24（2012）年度には減少し、平成 25（2013）年度に再び増加しています。経済活動別にみるとおおよそ沖縄県と同じ割合となっていますが、サービス業が 33.4%と県平均よりも高く、次いで建設業が 14.7%となっています。

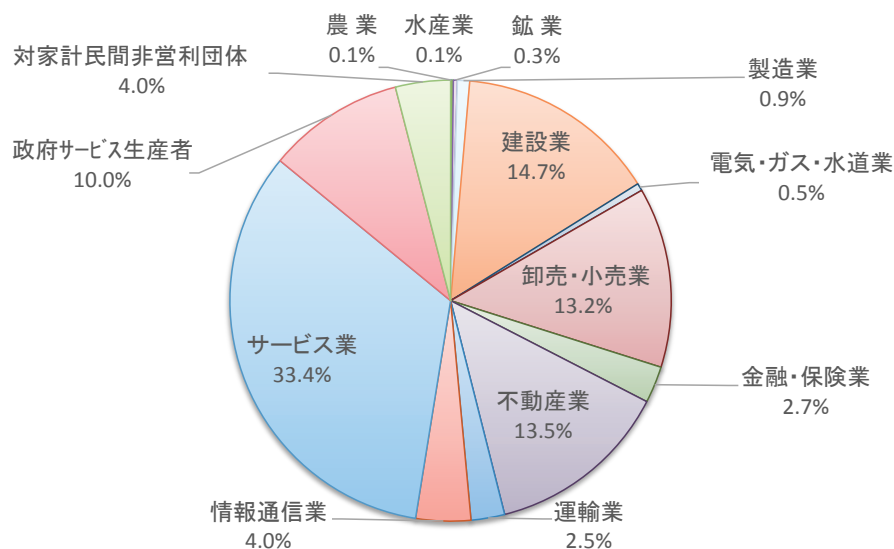
本市の 1 人当たりの市町村民所得は、平成 21（2009）～平成 24（2012）年度にかけて横ばいの状況にありましたが、平成 25 年度（2013）に微増しています。

■産業別純生産額の推移（宜野湾市）



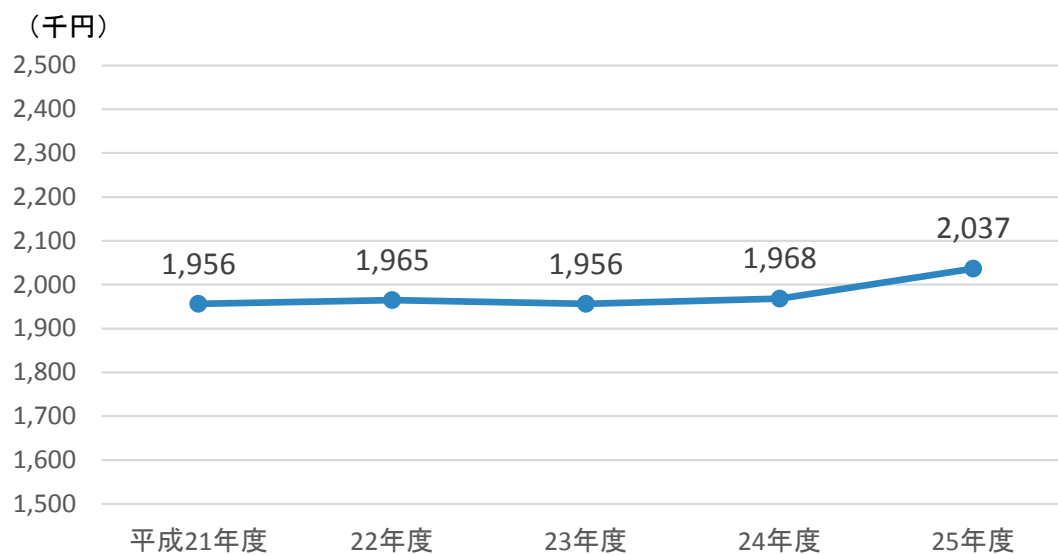
資料：沖縄県市町村民所得

■平成 25 年度経済活動別純生産（宜野湾市）



資料：沖縄県市町村民所得

■1人当たりの市町村民所得の推移（宜野湾市）



資料：沖縄県市町村民所得

※「1人当たりの市町村民所得」とは、雇用者報酬、財産所得および企業所得の合計を、その年の各市町村人口で割った計数（指標）であり、個人の給与や実収入などの所得水準を表すものではない。

(4) 子育て支援及び保育・教育に係る動向

【社会動向】

子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくない状況となっています。こうした中、国や地域を挙げて子どもや家庭を支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

また、教育について、これからの激動の社会を生き抜く子どもたちには、自ら考え、学校内外の多様な人々と協働しながら主体的に課題を解決し価値を創造する力が求められており、このような力を育むためには、情報通信技術の活用等も図りつつ互いに学び合う新しい学びへ移行していくことが求められています。

さらには、小学校における専科教員による指導、特別支援教育への対応等、児童・生徒一人ひとりの個性に合ったきめ細かな指導が必要です。

こうした諸課題も踏まえ、引き続き、きめ細かで質の高い教育の実現に向けた教員の資質の向上とともに、義務教育段階における教職員等の指導体制の整備等を図っていくことが必要です。

沖縄県においては、待機児童の解消等、市町村との協働による教育、保育の提供体制の確保、保育・教育を担う人材の確保と資質の向上、社会的な支援の必要性の高い子どもと家族に対する適切な支援等に関する「^{くがに}黄金っ子応援プラン」や学校教育の充実、青少年の健全育成、社会教育の充実等に関する「沖縄県教育振興基本計画」を策定しています。

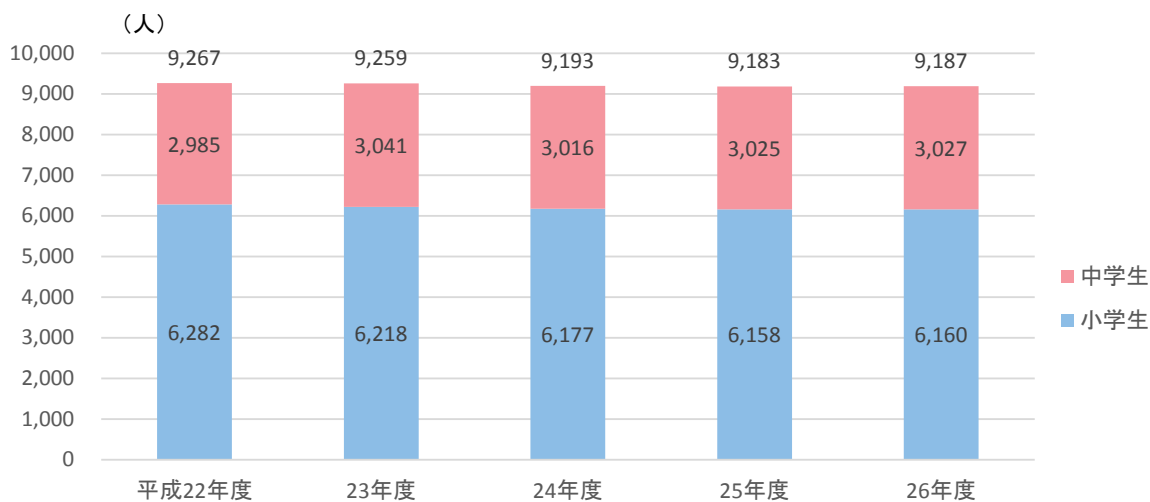
【宜野湾市の動向】

全国的に少子化が進む中、本市の出生数及び小学校・中学校の児童・生徒数は横ばいの状況にあります。

このような中、本市では「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」や「宜野湾市教育振興基本計画」を策定し、子育て支援及び保育・教育環境の充実に向けた取り組みを進めています。

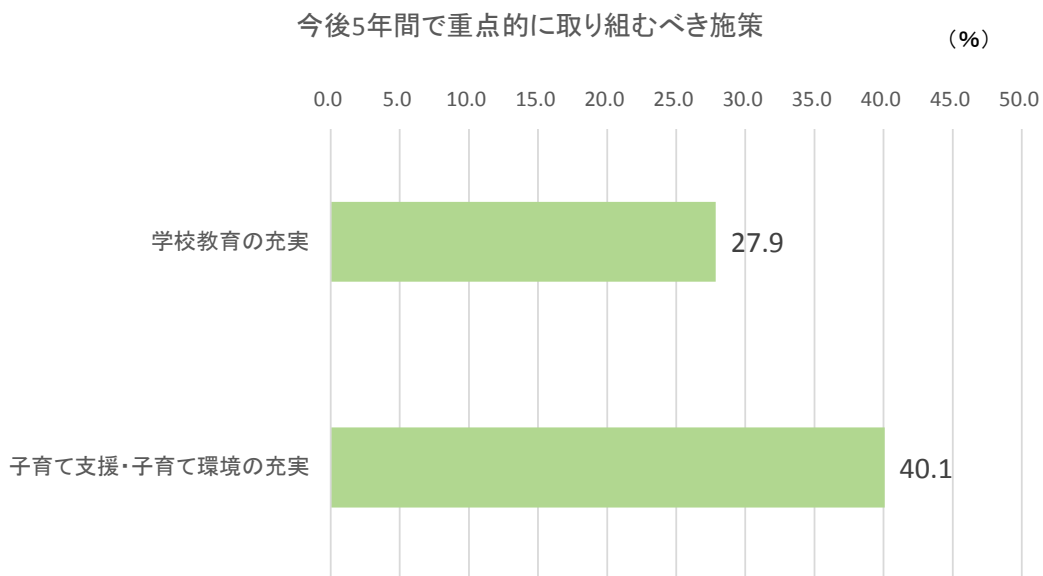
市民意識調査（平成27年度実施）によると、「学校教育の充実」、「子育て支援・子育て環境の整備」は今後力を入れて取り組むべき施策としての市民意向が高くなっています。

■小学校・中学校児童・生徒数の推移



資料：教育委員会

■市民意識調査（平成27年度実施）



(5) 健康・福祉に係る動向

【社会動向】

国の年齢構成別人口の推移では、平成7年から20年の間に老年人口は89%増加しており、社会保障・税一体改革や年金制度の見直し等、高齢社会への対応が求められています。

医療に関して、国の医療提供体制は「国民皆保険制度」と国民が自分の判断で自由に医療機関を選択できる「フリーアクセス」の下で、国民が必要な医療を受けることができるよう整備が進められていますが、現在、産科・小児科等の診療科の医師不足問題やへき地等における医療難民等の深刻な問題、救急患者の受入れ問題等に直面しており、これらの問題に対する緊急の対策を講じる必要があります。また、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、国・都道府県は、医療費適正化計画を策定しており、今後も計画に基づく医療費の適正化が求められています。

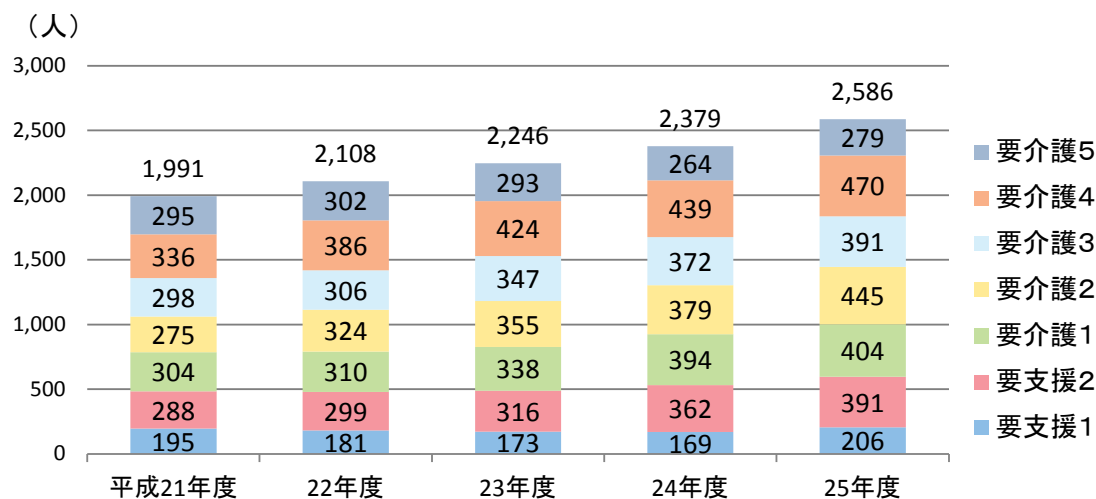
【宜野湾市の動向】

本市においても、老年人口は増加傾向で推移しており、同様に要介護・要支援認定者数も増加傾向にあるため、あしび村やデイサービス事業、介護予防に関する知識の普及啓発等を実施しています。

本市の医療費は、高齢化や生活習慣病等の慢性的な病気の増加により増加傾向にあります。増大する医療費の適正化を図るため、特定健診の受診率向上に努めるほか、健康づくりに関しては、健康教室等各種充実した取り組みが図られています。

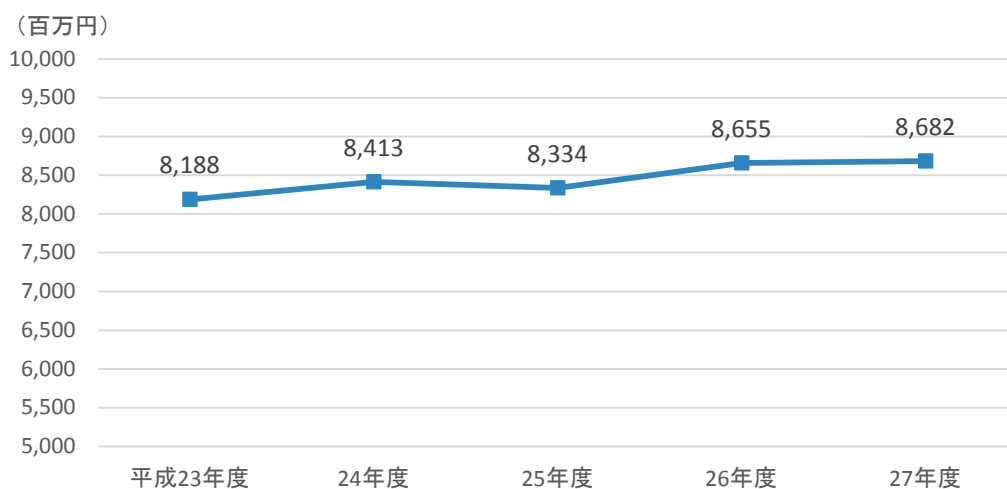
また、福祉の推進にあたっては、社会福祉協議会等との連携を密にするとともに、身近な取り組みとして「地域支え合い活動委員会」を設置し、地域でのネットワークやサポート体制の構築に努めています。

■要介護支援認定数の推移



資料：介護長寿課

■医療費の推移《10 割分（保険負担分＋自己負担分等）》



資料：国民健康保険課

(6) 安全・安心に係る動向

【社会動向】

東日本大震災等では、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しいこと、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合があることが明確になったことから（公助の限界）、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模広域災害時の被害を少なくするためには、地域コミュニティにおける自助・共助による「ソフトパワー」を効果的に活用することが不可欠です。

この点において、一般的な地域活動（地縁活動）の活性化、地域コミュニティと行政が連携して対応していくこと、事業者と地域住民との連携・共生の促進が地域防災力の向上につながる重要な鍵となっています。

また、我が国の交通事故者数及び刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、近年は減少幅が縮小傾向にあることから、今後もハード、ソフト合わせた交通安全及び防犯対策を推進していく必要があります。

【宜野湾市の動向】

本市においては、火災や自然災害等から市民の生命及び財産を守るため、消防水利の整備・拡充や消防車両の更新・整備といった消防力の強化をはじめとして、救急業務の円滑な受け入れ体制の構築や救急救命士の教育研修の充実強化といった救急体制の拡充、さらには自主防災組織の育成に関する支援も実施しています。

また、学校、警察、ボランティア団体等との協力のもと、交通安全思想の普及や「ちゅらさん運動」の推進、道路標識等の交通安全施設の更新を実施するなど安全・安心のまちづくりを推進しています。

(7) 都市形成に係る動向

【社会動向】

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって健康で安心できる快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が、公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通等も含めて都市全体の構造を見直すことが求められています。

【宜野湾市の動向】

本市は、市の中心に米軍基地が立地している特異な都市構造を形成している中、西海岸エリアにおける商業集積を行うとともに、上・下水道や都市公園等のインフラ整備を行うなど、快適な生活環境の整備に向けた取り組みを進めています。

また、平成 27 年 3 月にキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還が実現し、跡地利用に関する取り組みを進めています。

(8) 市民協働に係る動向

【社会動向】

近年の人口減少、少子高齢化の進展を受け、子育て、教育、医療、福祉等における課題は複雑かつ多様化してきており、これまでの公平・画一的な従来の行政サービスだけでは対応できないケースが増えています。

また、地方分権が進展する中、公共サービスの提供を住民や NPO が主体となって行う考え方（新しい公共）の浸透等を背景として、財政状況等の行政情報の公開やパブリックコメント制度の実施等、住民の行政への参加を積極的に推進する地方自治体が増えています。

【宜野湾市の動向】

本市においても市民協働の考え方を示す「市民協働推進基本指針」に基づき、「市民協働推進実施計画」を策定し、市民向けの「地域づくり」研修等を実施しています。NPO 法人等、目的型活動団体が増加傾向にある一方、まちづくりへの参加意向は減少傾向にある等、地域コミュニティの衰退が懸念されます。

今後は、各種計画におけるパブリックコメントの実施やワークショップ、「協働」の意味や必要性を理解する学習機会の提供等、市民協働を推進するための取り組みがさらに求められています。

(9) 基地問題・平和に係る動向

【社会動向】

沖縄県には、平成27年3月末現在31の米軍専用施設があり、狭い県土に全国の米軍専用施設の約74%が集中しており、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくり、産業立地、漁業、航空機及び船舶の支障となるなど、県の振興を進める上で大きな障害となっています。

こうした中、日米両政府は平成25年「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（以下「統合計画」という。）」に合意しています。これは沖縄県内で人口の多い嘉手納基地以南にある米軍の6施設・区域を再編統合したうえで、駐留軍用地を順次日本に返還する計画で、それぞれの返還時期を明示しています。返還にあたっては多くの課題が想定される中、1日も早い基地問題の解決が求められています。

また、我が国では、戦後生まれの人口が8割を超えている中、教育機関における平和教育をはじめとした平和啓発への取り組みが一層求められています。

【宜野湾市の動向】

統合計画では、本市に駐留している普天間飛行場の返還時期を「2022年度又はその後」としていますが、普天間飛行場の固定化を絶対に阻止し、一日も早い閉鎖・返還を実現するための取り組みを進めるほか、返還されるまでの間の危険性除去及び基地負担軽減を図り、跡地利用計画策定に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、若い世代の平和意識を醸成するため、平和学習の一環で市内中学生を長崎県へ派遣するほか、市民向け平和啓発事業として、講演会や市民コンサートを実施しています。

2 節 宜野湾市の特性

宜野湾市の特性について、ぎのわん・未来ワークショップ、市民意識調査(アンケート調査)及び行政内部評価より抽出し、「伸ばすべき特性」と「改善すべき特性」を示します。

伸ばすべき特性

市民意識調査及びワークショップにおける市民満足度や行政内部評価が高く、今後さらに推進していくべきものとして「伸ばすべき特性」を位置づけます。

◆子育て環境の充実

本市では、こども医療費助成事業やひとり親世帯への支援に加え、放課後児童の居場所づくりや待機児童解消に向けた取り組みを実施しており、子育てしやすい環境整備に取り組んでいます。

◆教育環境の充実

本市では、学校教育施設の整備や ICT 活用による授業の実施、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置等、学校における教育・相談・支援体制の充実や、小学校での英語教育の実施、さらには各種研修等により教職員の資質の向上に努めるなど、学校教育の充実に向けた取り組みを総合的に推進しています。

今後は、学校だけでなく、家庭・地域社会がそれぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携し、地域全体で教育を行う体制の整備が求められています。

◆県内有数のコンベンション・リゾートエリアの形成

本市の西海岸エリアには、沖縄コンベンションセンターや宜野湾港マリーナ、宜野湾トロピカルビーチ等観光資源が集積しており、近年は商業施設の立地がなされるなど、アフターコンベンションの充実も併せて行われています。

◆特産品を活用した独自の取り組みの展開

本市の特産品である大山田いものブランド化事業として、田いもを使用した商品の開発が行われています。また、2月6日をターウムの日とした「宜野湾市ターウムの日に関する条例」を制定するなど、独自の取り組みを実施しています。

◆快適な生活環境の形成に向けた取り組みの充実

本市においては、慢性的な交通渋滞等課題はあるものの、土地区画整理事業や公園、上・下水道の整備等、快適な生活環境の形成に向け着実に取り組んでいます。

今後は、道路の緑化や騒音対策等の取り組みをさらに推進することで、より快適な生活環境を形成することが求められています。

◆健康づくりの推進

本市では、母子相談（健康相談）、食育キャンペーンの実施、宜野湾市オリジナル健康体操（美らが^{ちゆ}んじゅう体操）等、健康都市の実現に向けた取り組みを積極的に進めています。

今後も健康づくりの取り組みをさらに推進し、特定健診受診率の向上等課題事項の解決も合わせて行う必要があります。

改善すべき特性

市民意識調査及びワークショップにおける市民満足度や行政内部評価が低く、今後改善が求められるものとして「改善すべき特性」を位置づけます。

◆情報通信産業の発展に向けた取り組みの充実

本市は、「情報通信産業振興地域」に指定されており、立地した企業が税制優遇措置を活用できる地域となっています。また、情報産業の発展等を目的とする複合施設として「宜野湾バイサイド情報センター」が立地しており、企業同士の交流や企業育成を支援しています。

今後は、企業誘致の用地確保に取り組むほか、民有地を含めた市内用地の情報収集等を行い、企業立地を推進していく必要があります。

◆地域資源のさらなる PR 活動の充実

本市には、宜野湾トロピカルビーチをはじめとする観光資源や沖縄コンベンションセンターが立地し一定の観光客が訪れていますが、受け継がれている歴史・文化財、湧水等の地域資源の活用、情報発信が十分でない面もあり、他の観光地へ向かうまでの一通過点となっている状況があります。

今後は、広域的な観光客に対する案内の充実を図るなど PR 活動を充実させていく必要があります。

◆基地問題の解決と未来へ向けたまちづくり

基地問題への対応、基地跡地利用の推進は今後特に力を入れて取り組むべき施策としての市民意向が高くなっており、引き続き、返還に向けた取り組みを実施するとともに、市民、地権者とともに返還後のまちづくりを見据えた取り組みが必要です。

◆産業の活性化に向けた人材育成

本市では、観光、情報通信産業の分野において、各種研修等による人材育成支援を実施しています。

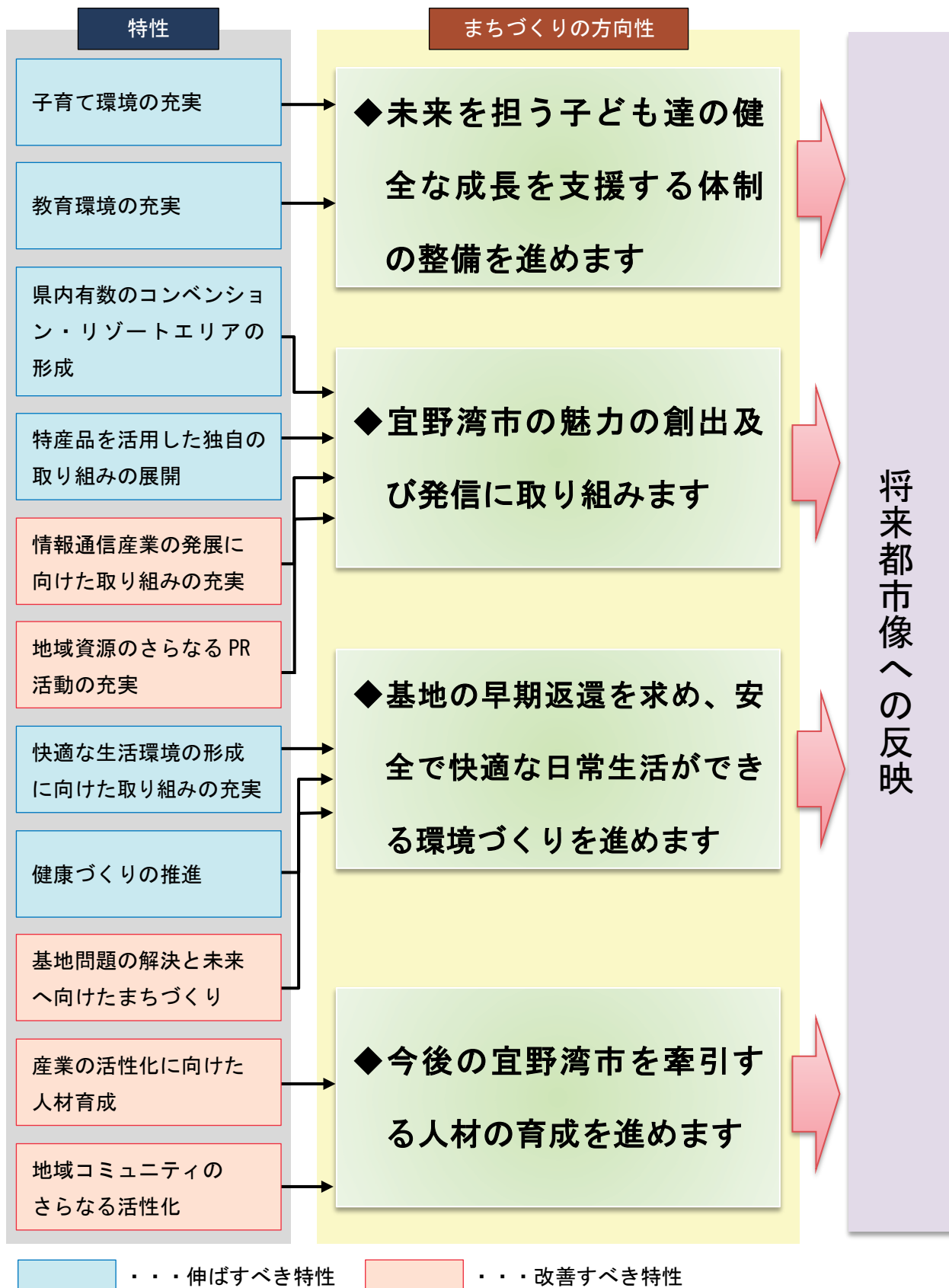
今後は、就労支援と併せ各分野における人材育成支援を行うことにより、産業全体の活性化が求められています。

◆地域コミュニティのさらなる活性化

市民意識調査（平成 27 年度実施）によると、地域のまちづくりへの参加意向は前回（平成 21 年度実施）と比較し低くなっています。また、自治会の加入率が減少しているなど課題を抱える中、本市では市民向けの「地域づくり」研修や、市民団体、ボランティアへの支援を行っており、今後地域コミュニティのさらなる活性化に向けた取り組みを推進する必要があります。

3節 まちづくりの方向性

本市の特性を踏まえ、まちづくりの方向性を示します。



未来を担う子ども達の健全な成長を支援する体制の整備を進めます

学校教育の充実や、子育て支援・子育て環境の整備は今後力を入れて取り組むべき施策としての市民意向が高くなっています。そうした中、教育現場での ICT 導入や国際交流を通じた人材育成、待機児童解消に向けた取り組み等が実施されてきており、今後も教育体制や子育て支援体制のさらなる充実等、子どもの成長環境の整備に向けた取り組みを進めます。

宜野湾市の魅力の創出及び発信に取り組みます

本市には、水量豊かな湧水や多くの生き物が生息する大山湿地、希少なサンゴ礁等、本市の魅力を高める可能性を秘めた自然環境が存在しています。また、西海岸エリアにおいて、沖縄コンベンションセンターを中心に宜野湾海浜公園や宜野湾トロピカルビーチ、リゾートホテル等が立地し、県内でも有数のコンベンション・リゾートエリアが形成されています。

今後は、新たな特産品の開発に向けた取り組みや市内観光周遊コースの作成、PR 活動等により地域資源のさらなる有効活用が期待できます。そうした取り組みとともに、各産業の連携や企業誘致を総合的に進めることにより、宜野湾市の魅力の創出及び発信に取り組みます。

基地の早期返還を求め、安全で快適な日常生活ができる環境づくりを進めます

本市の最大の課題である基地問題に関しては、未だ先行きが不透明な状況にありますが、引き続き早期返還に向けた取り組みを継続し、返還された土地については跡地利用計画を策定するなど、取り組みを推進しています。

また、地域の医療・福祉環境や都市基盤の整備についても、安全で快適なまちづくりに向け取り組みを推進しています。今後も基地跡地利用を推進し、医療・福祉環境及び住環境を充実させ、住民が安全で快適な日常生活を送ることができる環境づくりを進めます。

今後の宜野湾市を牽引する人材の育成を進めます

市民意識調査（平成 27 年度実施）によると、人材の育成・確保は重要度が高い取り組みとなっています。こうした中、本市では教育・観光・情報通信産業といった分野において、人材育成の支援を行っています。また、市内 NPO ネットワークの組織化や地域コミュニティ活動拠点の整備等、市内活動団体への支援を積極的に進めています。

今後は、各分野において専門性を持った人材育成を推進し、産業の活性化につなげるとともに、地域振興に貢献する大切な活動の担い手・リーダーを育成し、市民主体のまちづくりを進めます。

第3章 将来都市像

人がつながる 未来へつなげる ねたてのまち宜野湾

～活気にあふれ、豊かで住みよいまちを目指して～

キーワード

○人がつながる・・・

今後、少子高齢化が進行していく中で、自助・共助の強化が重要となることから、「協働」の意味や必要性を理解する学習機会の提供や市政に参画しやすい仕組みの構築、地域コミュニティ活性化に資する取り組み等を進めるとともに、地域振興に貢献する大切な活動の担い手・リーダーを育成し、市民参画・市民協働のまちづくりを進めます。

○未来へつなげる・・・

子どもの貧困問題への対策を強化し、子育て支援や保育・教育環境が充実したまちづくりを進めます。また、基地跡地利用においては、普天間飛行場の返還も見据え、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区跡地）において国際医療拠点を中核としたまちづくりを進めます。

○ねたて・・・

「ねたて」とは古謡^{こよろ}「おもろそうし」に表された言葉で、「物事の根元」または「共同体の中心」を意味します。沖縄コンベンションセンターを中核として、人・物・情報が国際的な次元で出入りする本市は、沖縄県の中核的役割を担う都市として成長発展しており、21世紀をリードする沖縄県の中核都市としての役割を意識したまちづくりを進めます。

○活気にあふれ・・・

コンベンション・リゾートエリア等、本市の有する地域資源のさらなる活用とともに、各産業の連携した取り組みを積極的に進めることにより、魅力の創出及び発信を行い、活気あるまちづくりを進めます。

○豊かで住みよいまち・・・

基地問題の解決に向け国・県とともにさらなる取り組みを進めるとともに、医療・福祉環境及び住環境を充実させ、住民が安全で快適な日常生活を送ることができるまちづくりを進めます。

※キーワードの抽出について

市民参加型の『ぎのわん・未来ワークショップ』において「コミュニケーション」「国際交流拠点」「参画すること」「地域コミュニティの活性化」などのキーワードが抽出されました。これらのキーワードを検討し、「つながる」「つなげる」という言葉に集約し、将来都市像に盛り込みました。

第4章 基本目標

将来都市像「人がつながる 未来へつなげる ねたてのまち宜野湾」を受け、分野別に次の6つの基本目標を設定しました。市民、事業者及び行政のもとに、これらの目標の実現を推進していきます。

目標1：市民と行政が協働するまち

市民と行政が協働することで多様化・複雑化する地域課題に対し、柔軟できめ細やかな対応ができるまちを目指します。

具体的には、地域コミュニティの活性化やNPO、市民団体、ボランティア団体等への支援、協働による事業の実施、外国人住民も含めた市民への的確な情報提供等により、住民自治の向上と市民力の育成を図ります。

さらに、市民ニーズに応じた行政サービスを提供するためにも、健全な行政運営に取り組みます。

目標2：健康で、安心して住み続けられるまち

高齢化に伴う介護ニーズや多様な子育てニーズが高まる中、すべての市民が生涯に渡り健康で、安心して住み続けることができるまちを目指します。

具体的には、市民の健康づくり活動や福祉の充実等により、子どもを産み育てやすく、全市民で支え合いながら、健康で暮らしやすい保健・福祉活動の充実を図ります。

また、西普天間住宅地区跡地において検討している「国際医療拠点構想」に取り組み、健康都市としてのまちづくりを推進します。

目標3：文化を育み、心豊かな人を育てるまち

教育環境が充実している本市において、学校教育や社会教育をさらに推進するとともに、歴史ある文化の継承と活用により、市民が生涯学び、いきいきと活動するまちを目指します。

具体的には、子どもの学力向上を図るため、学校教育施設の整備、教育現場におけるICTの整備及び教職員への各種研修のさらなる充実を図るとともに、生涯学習の機会の創出活動を支援します。また、本市の文化を継承しながら、子どもの頃から芸術・文化に触れる機会を創出し、高齢者と若者等、世代を超えた交流に取り組みます。

目標4：地域資源を活かした、活力あるまち

本市が有する地域資源を活かした産業の振興を支援し、個性と活力あるまちを創出し発展を目指します。

具体的には、コンベンション機能のさらなる充実により観光・リゾート産業を振興するとともに、商工業、農業、漁業においては、産学官に加え金融機関との連携による取り組みや他産業との連携、新たな特産品の開発及びブランド化の推進等の支援により産業全体の活性化を図ります。

目標5：安全・快適で、持続的発展が可能なまち

地球環境にやさしく災害にも強い安全・安心なまちを目指すとともに、都市機能と自然環境の調和を図り、持続的発展が可能なまちを目指します。

具体的には、快適な生活環境を支える都市基盤整備の推進に取り組みます。さらには消防・防災体制の強化及び防犯・交通安全対策に取り組むとともに、緑化の推進や緑地の保全により自然環境と調和した住環境形成に取り組みます。

また、環境への負加が少ない自然エネルギーの利用促進、ごみの減量やリサイクルの推進等、環境衛生対策の強化及び循環型社会の形成に努めます。

目標6：平和をつなぎ、未来へ発展するまち

普天間飛行場の固定化を絶対に阻止し、一日も早い閉鎖・返還に向けた取り組みや返還されるまでの間の危険性の除去及び基地負担軽減の実現に向けた取り組み、さらには基地跡地利用の促進及び平和行政の推進により、未来に向かい平和で発展するまちを目指します。

具体的には、基地被害の防止を推進するとともに、基地跡地利用に係るまちづくりの検討や勉強会の開催、平和学習の環境づくり等総合的に推進します。

第5章 将来人口フレーム

【将来人口フレーム】

平成 36（2024）年度に 105,000 人

本市の過去 5 年間の人口動向を見ると、年間平均約 700 人ずつ増加しています。

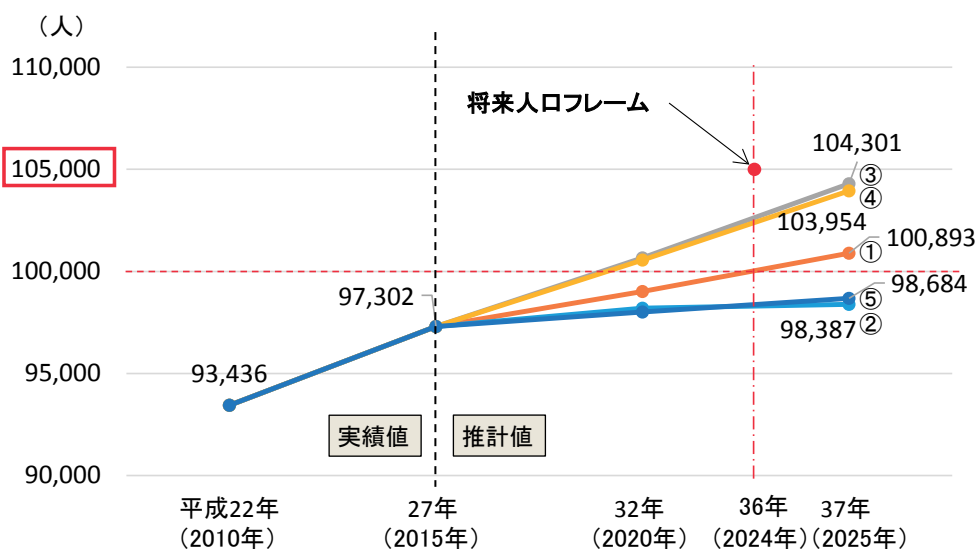
過去 5 年間の人口の伸び率に基づいた近似式による人口推計※¹（3 パターン）のうち、最も相関係数が高く信頼性が高い推計結果（③指数近似曲線）を見ると、本市の人口は平成 37 年には 104,301 人と推計されます。

宜野湾市人口ビジョン（①）における将来展望を見ると、人口は増加し、平成 37 年の人口を 100,893 人と設定しています。

コーホート要因法※²（②）による人口推計では、今後人口は減少に転じることが推計されるものの、平成 37 年までは増加傾向にあります。

以上の推計を踏まえ、今後、子育て環境の充実や健康都市の実現に向けた取り組み等を推進することにより、平成 36（2024）年度には 105,000 人の人口を目指します。

■将来人口の推計



- ① 宜野湾市人口ビジョン（平成 27 年度策定）における将来展望
- ② 住民基本台帳における平成 27（2015）年 9 月末の実績人口に基づいた、コーホート要因法による将来人口推計
- ③ 住民基本台帳における過去 5 年の実績人口の伸び率に基づいた、将来人口の近似推計（指数近似曲線）
- ④ 住民基本台帳における過去 5 年の実績人口の伸び率に基づいた、将来人口の近似推計（線形近似曲線）
- ⑤ 住民基本台帳における過去 5 年の実績人口の伸び率に基づいた、将来人口の近似推計（対数近似曲線）

※1「近似式による人口推計」とは、過去のデータの傾向を基に将来値を予測するもの。
信頼性の高い指数近似曲線、線形近似曲線、対数近似曲線の 3 パターンにて推計を実施している。
指数近似曲線は、人口の伸び率が次第に高くなる場合の推計
線形近似曲線は、人口の伸び率が維持される場合の推計
対数近似曲線は、人口の伸び率が次第に低くなる場合の推計
※2「コーホート要因法」とは、年齢別人口の加齢に伴い生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。

第6章 土地利用構想

1 節 土地利用の基本方針

土地は市民生活や生産活動の共通の基盤として、うるおいと活力をもたらす大切な資源です。本市には、普天間飛行場の周辺にまとまった緑地・樹林が残されており、豊富な地下水や多くの湧水、大山湿地等市街化が進んだ都市の中にも貴重な自然環境が見られます。

土地利用にあたっては、本市の自然・歴史文化・社会特性を踏まえ、持続的発展が可能な都市づくりの観点にたって、開発と保全の調和に努めます。

2 節 利用区分別の方針

土地が現在及び将来における市民のための限られた資源であり、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であるという基本的認識に立って、公共の福祉を優先させ、健康で文化的な生活環境の確保と地域性豊かな本市の均衡ある発展を図ることとします。

なお、土地利用を計画するにあたっては、土地の安全性や環境面への配慮等、長期的な視点に立って自然を守り・活かす持続可能な利用を基本とします。

(1) 住宅地

本市は、今後とも人口及び世帯数の緩やかな増加による住宅需要が見込まれます。少子高齢化の進行や都市化の動向、災害に関する地域の自然的・社会的特性等に対応しつつ、土地利用の高度化、低未利用地の有効利用及び都市基盤の整備を図り、良好な住環境を確保します。

(2) 産業用地

本市は、沖縄県の中心部に位置し、地理的に優れているほか、沖縄振興特別措置法に基づく様々な優遇措置制度の指定を受け、物流、卸売業、倉庫業等を営む企業が集積しています。一方で、企業誘致に必要な用地が不足しているため、土地区画整理予定地や駐留軍用地跡地の利用計画等を見据え、産業用地の確保に努めます。

（３）道路

陸上交通を道路のみに依存する本県においては、道路整備が県民生活や産業活動に与える影響は極めて大きいといえます。本市の中央部に位置する普天間飛行場の返還を見据えて、幹線道路の整備や、鉄軌道を含めた新たな公共交通システムの導入が検討されており、既成市街地及び基地跡地の整備と併せて、住区ごとに地域の自然環境や文化的景観の保全・形成に十分配慮した安全で快適な道路づくりを図ります。

（４）公共用地

公共用地は、市民生活を営む上で大切な機能を果たす用地です。必要な用地については、既存施設の活用も含め、計画的かつ円滑に確保を行う必要があります。

（５）駐留軍用地跡地

本市の中央部を占める広大な基地は、本市の良好な生活環境の確保、産業の振興、都市の形成、体系的な道路網の整備等、多面的に大きな阻害要因となっています。平成２７年３月に返還されたキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用を国、県とともに着実に推進するほか、統合計画において返還予定が示された普天間飛行場及びキャンプ瑞慶覧（インダストリアル・コリドー地区）についても、確実な返還に向けて取り組みます。

（６）海浜・河川

水面・河川・水路については、水害に対する都市居住の安全性確保や雨水排水路等の整備に努めます。また、広大な沿岸域を構成する本市の西海岸地区にはビーチやマリナーが立地しサンゴ礁の生物が見られるなど、市民及び県民のレクリエーション活動のためのかけがえのない場となっています。

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多面的な期待があることから、生態系の保全と水質の汚染防止を図るとともに、海域と陸域との一体性に配慮し長期的な視点に立った総合的な利用を図ります。

（７）農地・緑地

本市の農地は、生産者の高齢化、後継者不足及び都市化に伴い、耕地面積は縮小傾向にあります。今後は、都市型の地域特性を生かした農地の活用及び新たな生産品目の検討を図ります。

緑地については、都市の骨格を形成するまとまりのある緑の保全、住民の生活に身近な公園の緑地の創出及び動植物や文化財にも配慮した緑地の保全に努めます。



第四次宜野湾市総合計画

前期基本計画

平成 29 年度～平成 32 年度
(2017 年度～2020 年度)

第1章 はじめに

1 節 前期基本計画の位置づけ

本市の最上位計画である宜野湾市総合計画のうち、前期基本計画は、基本構想で掲げた将来都市像を受け、分野別に定めた6つの基本目標を達成するために位置づけられた計画です。

2 節 前期基本計画の構成

○施策体系

「第2章 施策体系」では、基本構想で設定した6つの基本目標に基づく基本施策を示します。

○重点プロジェクト

「第3章 重点プロジェクト」では、前期基本計画の4年間で各分野を横断的に取り組むべき重点的な施策を明確にします。

○基本施策

「第4章 基本施策」では、基本施策ごとに「目指すまちの姿」「現状と課題」「施策の展開」「目標指標」で構成し、さらに、施策の展開においては、目的を明確にするため「取組方針」と「主な取組み」を示します。

3 節 前期基本計画の期間

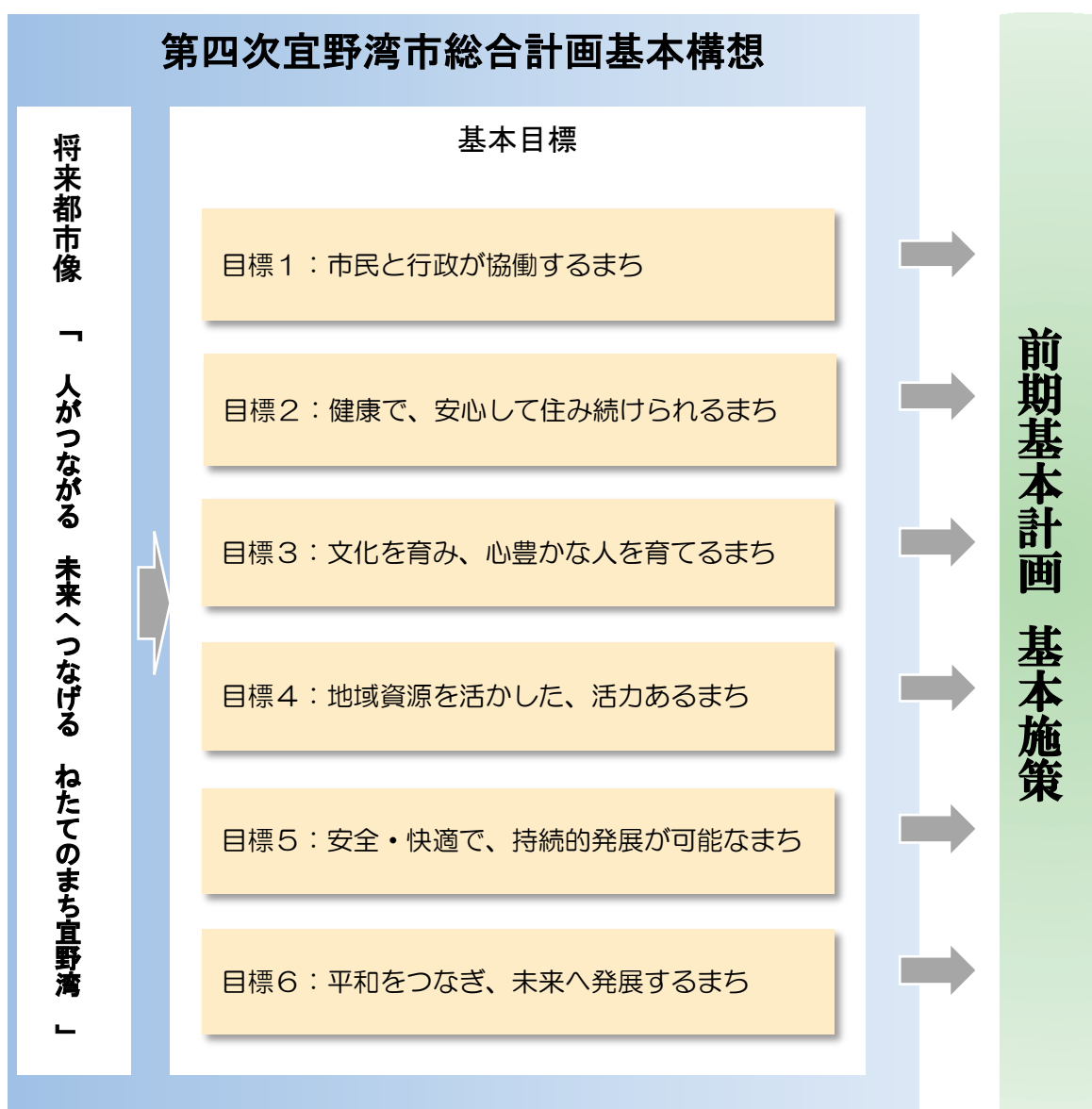
計画期間は、第四次宜野湾市総合計画の8年間の計画期間のうち、前期基本計画を平成29（2017）年度から平成32（2020）年度としています。その後4年間の後期基本計画は、前期基本計画の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の内容の見直しを行います。

第2章 施策体系

1 節 施策体系図

第四次宜野湾市総合計画基本構想において、将来都市像「**人がつながる 未来へつなげる ねたてのまち宜野湾**」～活気にあふれ、豊かで住みよいまちを目指して～」の実現を目指し、分野別に6つの基本目標を掲げました。

前期基本計画では、この6つの基本目標に沿った31の基本施策を体系化し、位置づけます。



2 節 基本施策

目標 1 : 市民と行政が協働するまち

- (1) 協働のまちづくりと開かれた行政の推進
- (2) 男女共同参画の推進
- (3) 国際・国内交流の推進
- (4) 効果的・効率的な行財政運営の推進

目標 2 : 健康で、安心して住み続けられるまち

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 子育て支援・子育て環境の充実
- (3) 児童虐待・DV の防止と被害者支援の強化
- (4) 障がい者（児）福祉の充実
- (5) 高齢者介護・福祉の充実
- (6) 生活困窮世帯への支援・労働福祉の推進
- (7) 健康づくりの推進

目標 3 : 文化を育み、心豊かな人を育てるまち

- (1) 未来を担う人間力の育成
- (2) 地域に開かれた学校づくりの推進
- (3) 地域活動を通じた学びの充実と文化の継承

目標 4 : 地域資源を活かした、活力あるまち

- (1) 観光・リゾート産業の振興
- (2) コンベンション支援機能の充実
- (3) 地域商店街の活性化
- (4) 商工業・情報通信産業の振興
- (5) 企業立地と多様な働き方による就労の促進
- (6) 都市農業・漁業の振興

目標 5 : 安全・快適で、持続的発展が可能なまち

- (1) 防災及び救急・消防体制の強化
- (2) 交通安全・防犯対策の強化
- (3) 環境保全と循環型社会の形成
- (4) 公害・環境衛生対策の推進
- (5) 快適な生活環境の整備
- (6) 交通ネットワークの整備
- (7) 上・下水道の整備
- (8) 公園・緑地及び墓園等の整備

目標 6 : 平和をつなぎ、未来へ発展するまち

- (1) 基地問題への対応
- (2) 基地跡地利用の推進
- (3) 平和行政の推進

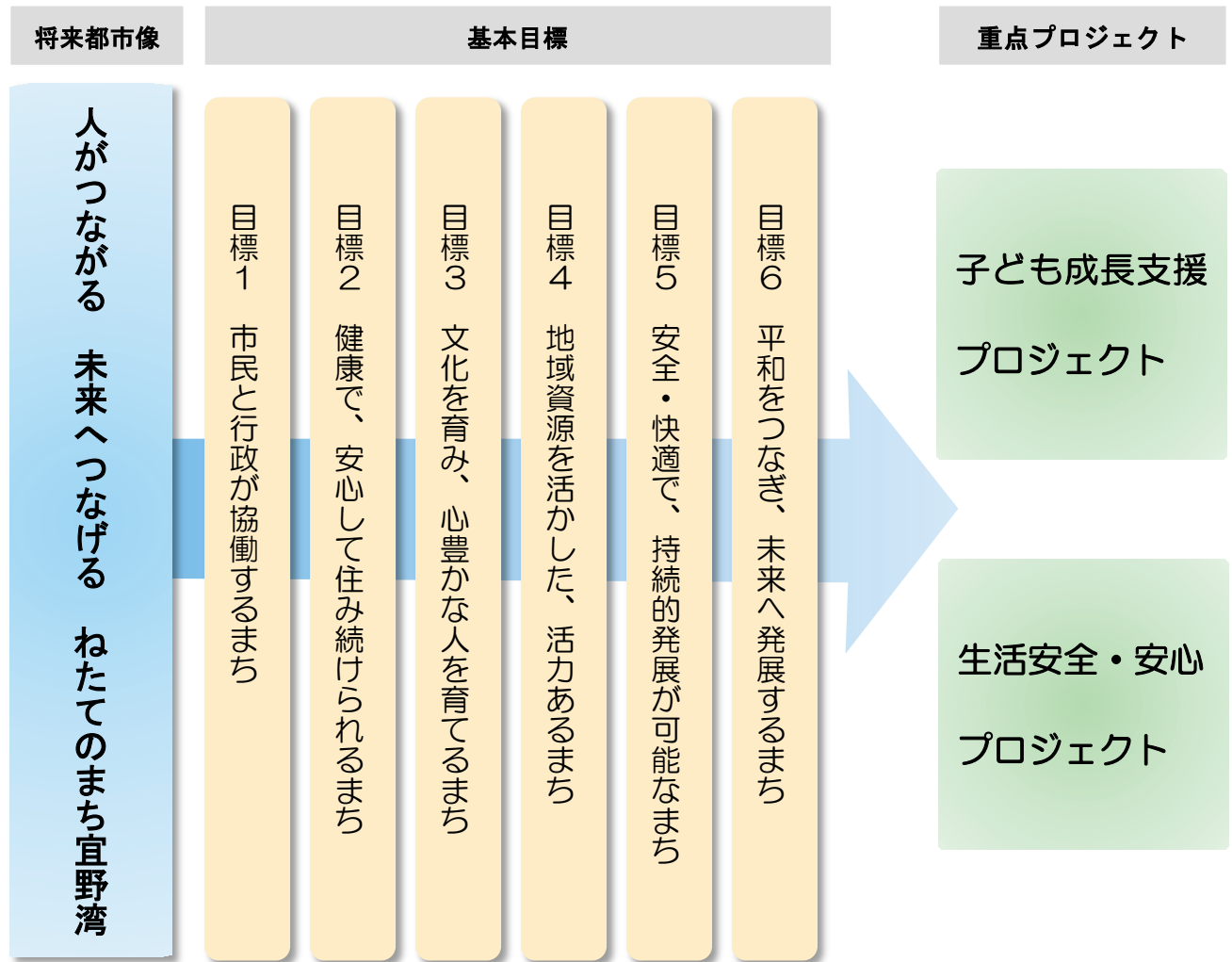
第3章 重点プロジェクト

1 節 重点プロジェクトの位置づけ

「重点プロジェクト」は、基本構想で示した、将来都市像及び基本目標を踏まえ、前期基本計画の計画期間の中で成果が特に強く望まれる施策・事業について、施策体系の枠組みを超え、横断的・総合的に進めることにより相乗効果を発揮させるものとして位置づけます。

前期基本計画では、「子ども成長支援」「生活安全・安心」の視点から2つのプロジェクトを設定します。また、それぞれのプロジェクトに明確な方向性を与えるため、「成果目標」を設定します。

重点プロジェクトの設定イメージ



2節 重点プロジェクト

子ども成長支援プロジェクト

プロジェクトの内容

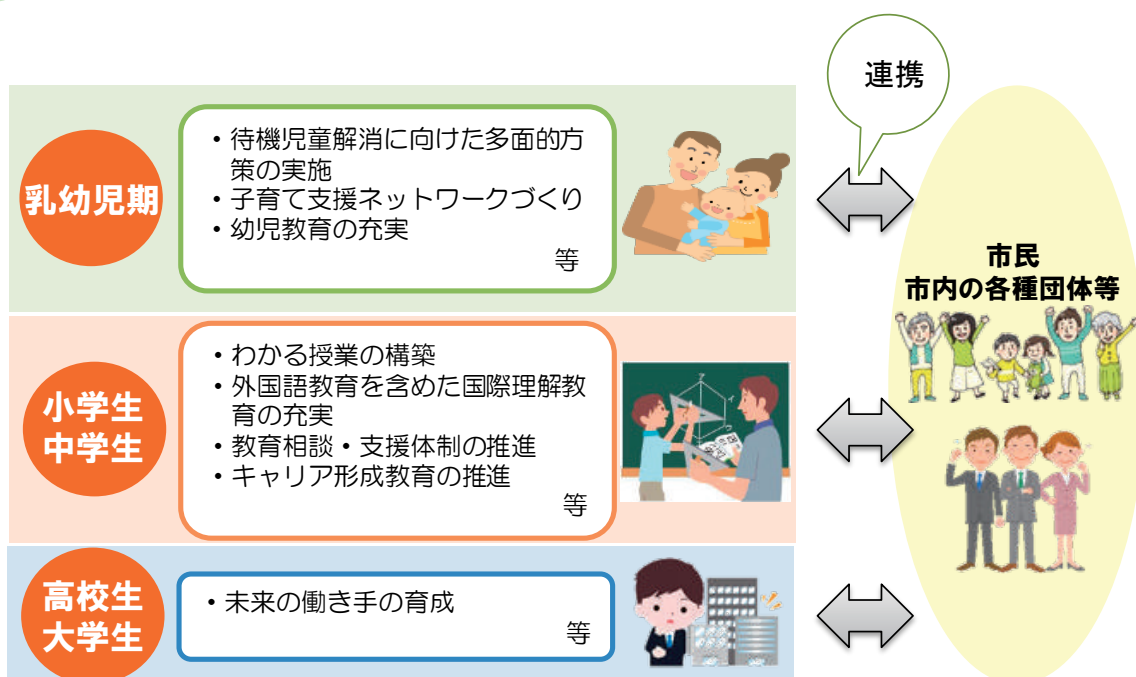
本市の特性である充実した子育て・教育環境を活かし、今後さらなる推進を図るため、子ども成長支援プロジェクトを展開します。

具体的には、子どもの成長段階に応じた重点的な取り組みを地域・市内各種団体等と連携して行い、未来を担う子どもたちが、心身共に健やかに育つことができるまちづくりを進めます。

成果目標

指 標	現状値（H27）	目標値（H31）
学校教育に対する市民満足度※1	25.0%	 UP
子育て環境に対する市民満足度※1	20.4%	 UP
認可保育所における待機児童数※2	480 人	0 人

プロジェクトのイメージ



重点的な取り組み一覧

施策名	重点的な取り組み
2-(2)-①※ ³ 安心できる子育て環境の充実	待機児童解消に向けた多面的方策の実施
	多様な子育てサービスの充実
	子育て支援ネットワークづくり
2-(2)-③ ひとり親家庭への自立支援の推進	子育て、生活支援の拡充
2-(3)-① 児童虐待等の予防と対応	ハイリスク世帯の発見及び対応の充実
2-(4)-① 相談支援・連携体制の構築	障害者差別解消法の取り組み
2-(6)-② 子どもの育ちの保障と充実	子どもの居場所づくりの推進
	子ども支援対策計画策定
2-(7)-④ 母子保健活動の推進	健診の充実
3-(1)-① 確かな学力の向上	幼児教育の充実
	わかる授業の構築
	外国語教育を含めた国際理解教育の充実
	キャリア形成教育の推進
3-(1)-② 豊かな心・健やかな体の育成	教育相談・支援体制の推進
3-(2)-① 地域と連携した教育活動の充実	子どもの居場所づくりの推進
3-(2)-③ 教育環境の充実	学校のICT化の推進
	学校等施設・設備の充実
3-(3)-② 郷土を学びつなぐ環境の充実	市史を活用した郷土学習の推進
4-(5)-② 人材育成の推進	未来の働き手の育成
5-(3)-① 環境思想の普及・啓発	学校での環境教育の充実

※1…宜野湾市民意識調査（平成27年7月実施）、「問22：施策に対する満足度」より抜粋。「学校教育の充実」、「子育て支援・子育て環境の充実」に対し、「満足」、「やや満足」の回答者の割合を現状値として設定し、割合が増加することを目標とする。

※2…保育所の創設や増改築、小規模保育事業の促進、認可外保育施設の認可化等による定員増により、平成29年度中の待機児童解消に向けて取り組む。

※3…施策名の番号は、前期基本計画の基本施策番号を示す。「2-(2)-①」であれば「基本目標2、基本施策(2)の施策の展開①」を示す。

生活安全・安心プロジェクト

プロジェクトの内容

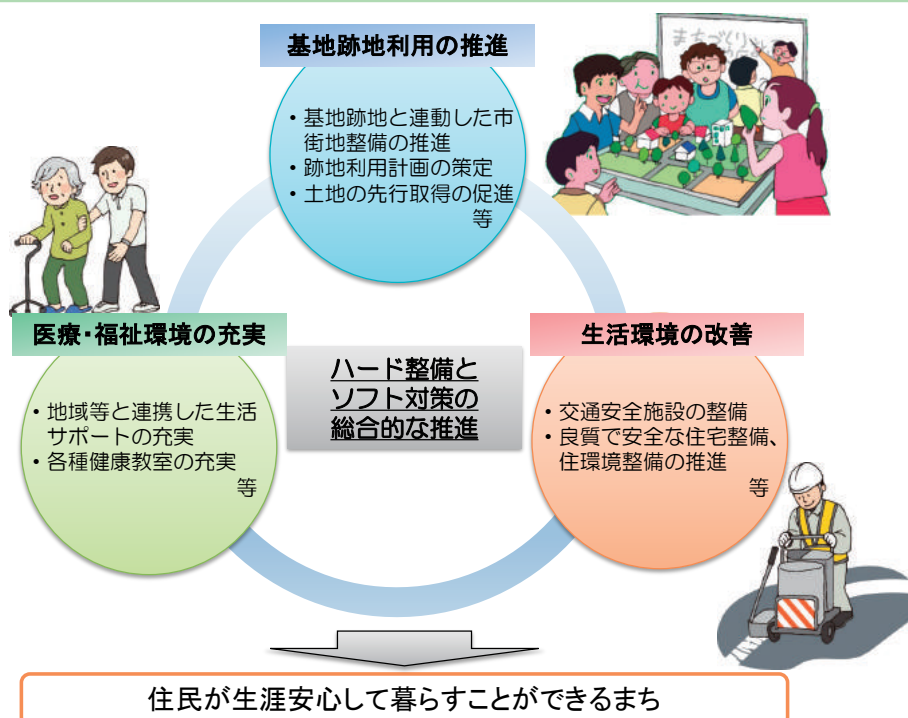
本市の特性である、快適な生活環境の形成及び基地返還後のまちづくりに向けた取り組みのさらなる推進を図るため、生活安全・安心プロジェクトを展開します。

具体的には、医療・福祉環境の充実、生活環境の改善、基地跡地利用の3つを核とし、ハード・ソフトの両面から重点的な取り組みを行い、住民が生涯安心して暮らすことができるまちを目指します。

成果目標

指 標		現状値 (H27)	目標値 (H31)
日常生活や安全・安心に対する 市民満足度※1	地域福祉の推進	19.9%	↑ UP
	快適な生活環境の整備	19.8%	↑ UP
	基地跡地利用の推進	12.2%	↑ UP
健康寿命の延伸	男性	77.1 歳※2	77.5 歳
	女性	81.23 歳※2	82 歳

プロジェクトのイメージ



重点的な取り組み一覧

施策名	重点的な取り組み
2-(1)-② 支え合いの仕組みと拠点・体制づくり	地域での支え合いをサポートする拠点機能の充実
2-(5)-③ 地域包括ケアシステムの構築	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営、社会保障充実分）の充実
2-(6)-① 低所得者福祉の充実	地域等と連携した生活サポートの充実
2-(7)-① 健康づくり活動の充実	各種健康教室の充実
2-(7)-⑤ 国際医療拠点構想の推進	国際医療拠点構想実現に向けた関係機関との連携
5-(1)-③ 消防体制の強化	消防施設等の整備強化
5-(1)-④ 救急体制の拡充と応急手当等の普及・啓発	救急体制の整備・拡充
5-(2)-① 交通安全対策の強化	交通安全施設の整備
5-(5)-② 都市基盤の整備	西普天間住宅地区跡地利用に係る土地区画整理事業等の推進 基地跡地と連動した市街地整備の推進
5-(5)-③ 住宅・住環境の整備	良質で安全な住宅整備、住環境整備の推進
5-(6)-① 生活道路の整備・拡充	安全・快適で発展性のある道路の整備
5-(6)-② 基地関連道路の整備	普天間飛行場東側返還地における道路整備 西普天間住宅地区跡地利用の促進に係る道路整備
6-(2)-② 普天間飛行場跡地利用の推進	跡地利用計画の策定 土地の先行取得の促進

※1…宜野湾市民意識調査（平成27年7月実施）、「問22：施策に対する満足度」より抜粋。「地域福祉の推進」、「快適な生活環境の整備」、「基地跡地利用の推進」に対し、「満足」、「やや満足」の回答者の割合を現状値として設定し、割合が増加することを目標とする。

※2…平成22年度の数値を現状値として設定する。

第4章 基本施策

基本施策の見方

基本施策ごとに見開き 1 ページに整理しており、次のような構成でまとめています。

実現を目指したい
まちの姿を記載し
ています。

基本施策ごとの現
状及び課題を記載
しています。

用語解説等、補足
情報を記載してい
ます。

目標 2 健康で、安心して住み続けられるまち

基本施策(7) 健康づくりの推進

目指すまちの姿

母子保健活動の推進や、各種健康教室、健康相談等の充実により、全てのライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、西普天間住宅地区跡地への国際医療拠点構想を見据え、市民が生涯にわたり、健康でいきいきと暮らすことのできる健康都市の実現を目指します。

現状と課題

- 「一次予防」に重点を置き、各種健康教室の開催を行っていますが、働き盛り世代の参加者が少ない状況です。
- 平成27年度特定健診受診率は33.2%で、県内下位となっています。受診率向上に向けた取り組みとして、重点的な受診勧奨を行うためのモデル自治会の選定や、受診率上位3自治会及び受診者数が増加した自治会の表彰を行っています。
- 高齢化や医療の高度化により、医療費が年々増加傾向にあるため、医療費の適正化が求められています。
- 母子保健活動について、各種健診や健康教室等を実施していますが、専門職の人材確保が求められています。
- 西普天間住宅地区跡地での国際医療構想の実現に向けて、関係機関と協議を行っています。



はごろもウォーキング大会



健康づくり市民大会

一口メモ

○国際医療拠点構想とは・・・

平成 27 (2015) 年 3 月に米軍から返還されたキャンプ瑞慶覧の一部である「西普天間住宅地区」の跡地に、琉球大学医学部及び同附属病院の移転を中心に、高度医療や研究機能の充実、地域医療水準の向上、国際的な研究交流及び医療人材育成等を図る構想のこと。

計画期間中に実施する施策及びその取組方針、主な取り組みを記載しています。

「重点プロジェクト」に位置づけられる取り組みには以下のように表記しています。

- ・子ども成長支援プロジェクト… 
- ・生活安全・安心プロジェクト… 

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①健康づくり活動の充実	生涯を通じた健康づくりを支援していくために、健康教室、健康相談の充実等により健康づくりに関する意識の啓発に努めます。 また、家庭や学校、保育所、地域等と連携し、食育等の充実を図ります。	○健康相談の充実 ○各種健康教室の充実  ○保健活動の担い手育成 ○食育の推進
②疾病予防対策の強化	特定健診等の受診率向上のため、積極的な受診勧奨や市民が受診しやすい健診を実施するほか、特定保健指導の充実強化、各種予防接種の情報提供や接種費助成による接種勧奨等を行い、病気の予防と早期発見を図ります。	○健診等の情報提供 ○受診しやすい健診等の実施 ○特定保健指導の充実強化 ○生活習慣病の重症化予防の推進 ○各種予防接種の情報提供の充実 ○任意予防接種の公費負担の実施
③医療費適正化の推進	医療費は、医療の高度化や年齢の上昇等に伴い、高くなる傾向があります。増大する医療費抑制のため、被保険者資格の適正化、第三者求償事務の充実強化、ジェネリック医薬品に関する情報提供等を行い、医療費の適正化に努めます。	○医療費適正化の推進 ○被保険者資格適正化の推進
④母子保健活動の推進	妊娠期から乳幼児期における各種健診や教室等の事業を通じ、健康づくりを推進することにより、生活の質の向上を図り、地域で安心して暮らせるよう関係機関と連携し支援します。また、学校等と連携し、思春期保健の充実を図ります。	○健診の充実  ○健康相談の充実 ○健康教室の充実 ○母子健康手帳交付時の保健相談の充実 ○思春期保健の充実
⑤国際医療拠点構想の推進	琉球大学医学部及び同附属病院を中心とした、国際医療拠点構想の実現を目指します。	○国際医療拠点構想実現に向けた関係機関との連携 

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
健康相談人数	659人	950人
特定健診受診率	33.2%	60%
麻しん・風しん予防注射接種率	97.8%	95%以上の維持
ジェネリック医薬品利用率	73.2%	80%

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市健康増進計画 健康ぎのわん 21（第2次）（H26～35年度）
- ・宜野湾市食育推進計画（H26～35年度）

取り組みに明確な方向性を与えるため、目標指標を設定しています。
平成31年度を目標値設定年度とし、平成32年度に評価を行います。

基本施策に関連する各分野の個別計画等を記載しています。

基本施策(1) 協働のまちづくりと開かれた行政の推進

目指すまちの姿

市民、自治会、市民団体、企業、教育機関、行政等がお互いの持つ特性を活かしながら、地域コミュニティの活性化に資する取り組み等により、市民の暮らしを支え合うまちづくりを目指します。

また、市報、ホームページ、窓口等を通し、いつでも誰でも必要とする情報の発信に努めるとともに、市民ニーズを的確に把握し、行政計画等に反映することができる体制づくりを目指します。

現状と課題

○本市の「協働」の基本的な考え方を示した「宜野湾市市民協働推進基本指針」（平成 27 年 6 月）を策定しました。さらに、この基本指針に示した協働の理念等を具体的かつ計画的に実施するため「宜野湾市市民協働推進実施計画」（平成 28 年 3 月）を策定し取り組みを進めています。

○市民の地域活動等への参加意欲は高いものの、活動の場に結びついていないため、市民参画できる仕組みづくり、場づくりが必要です。

○市民参画の手法の一つとして、市の附属機関等では市民公募枠を設ける等により、市民登用を行っていますが、その登用率は低い状況です（平成 26 年度 16%）。

○自治会活動の周知に関し積極的な取り組みを行っているものの、自治会の加入率は年々低下しているため、加入世帯を増やすための継続的な取り組みが必要です。

○老朽化した公民館については、地域コミュニティの拠点となる自治会活動に支障をきたしているため、建替え、改修等の整備が必要です。

○自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体等が協働の主体として継続的に活動するためには、必要な情報提供や、資金面・運営面での支援が求められています。

○活動団体のみで解決できない課題等について、他の活動団体や機関等と連携協働できるよう、情報提供等の支援が必要です。

○市民と市政を結ぶ「市報ぎのわん」や「市勢要覧」の発行をはじめ、ホームページへの情報掲載や、点訳による広報誌発行、コミュニティラジオ局を活用し情報を提供しています。

○電話や窓口での相談、「市民ご意見箱」の設置や、ホームページからの「ご意見ご要望」を通じ、市民の声を伺っています。



新年を祝う公民館まつり（宜野湾区）



地域コーディネーター養成講座（公開講座）

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①市民参加の促進	市民や市内で働く人々、関係団体等がボランティア活動やワークショップ、講演会等を通して、市政や地域活動等に参加しやすい仕組みを構築します。 また、行政計画の策定等には、市民参加の促進を図ります。	○講演会や勉強会の開催 ○行政計画等への市民参加促進
②自治会等協働の主体の育成・支援	人材育成や活動拠点の整備とともに、積極的な周知等により自治会への加入を促進します。 また、協働によるまちづくりを進めるために、協働の主体（自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体等）に対する支援・育成に取り組みます。	○活動拠点の整備 ○自治会活動の広報、周知 ○自治会への加入促進 ○NPO、ボランティア団体、市民団体等への支援機能の充実 ○地域コーディネーターの育成及び活用
③協働による取り組みをしやすいための環境整備	市民団体の状況等を把握し、必要な支援を行うとともに、その活動情報を広く周知し、活動団体相互の交流機会の創出に努めます。	○自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体等が地域課題を共有する場づくり ○地域課題解決のための協働の支援
④広報活動の充実	市報、ホームページ、コミュニティラジオ局等を通じ、積極的に市政情報を発信します。 また、市政情報の多言語化に取り組み、市内で暮らす外国人が安心して必要な情報を取得・活用できるよう取り組みます。	○市政情報の多言語対応の推進 ○多くの媒体（紙、ラジオ、インターネット等）を活用した市政情報の発信
⑤広聴活動の充実	市政に対する市民ニーズを把握するため、パブリックコメントや市民アンケート等を引き続き実施し、的確に市政へ反映することに努めます。	○市民アンケートの回収率向上 ○パブリックコメントの実施

目標指標

指 標	現状値（H27）	目標値（H31）
自治会加入世帯数	11,791 世帯	12,000 世帯
地域コーディネーター養成講座修了生延べ人数	なし	60人

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市市民協働推進基本指針（H27 年度～）
- ・宜野湾市市民協働推進実施計画（H28～32 年度）

基本施策(2) 男女共同参画の推進

目指すまちの姿

男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や、誰もが多様な場面で活躍することができる環境の整備により、男性や女性、子ども、高齢者、外国人に関係なく、等しく自分らしく生活することができる社会を目指します。

現状と課題

- はごろもぷらんの計画内容の周知と学校生活等を通して、男女がお互いを尊重できるような教育が必要です。
- 男女共同参画支援センターふくふくでの各種講座・講演会や、市民向け出前講座を開催するなど情報提供を行っており、市民の講座等への参加促進及びワークライフバランス等について、考える機会の提供に努めています。
- 人材育成交流センターめぶきにおいて、女性の様々な悩みや問題に関する相談窓口を設け、関係機関との連携を図っています。



紙芝居による男女共同参画啓発



男女共同参画フォーラム

一 口 へ ち

○男女共同参画社会とは・・・

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

○人材育成交流センターめぶきと男女共同参画支援センターふくふくの愛称の由来・・・

「めぶき」・・・新芽が萌え（めぶき）成長していくように、この場所から素晴らしい人材が育っていくことを願い、市民公募により命名されました。

「ふくふく」・・・福が重なることで幸福を連想させると同時に、男女が協力して幸せを築くことを意味し、市民公募により命名されました。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発と平和な社会づくり	男女がともに社会の様々な場面へ参画し、その個性と能力を対等に発揮できる社会を形成していくために、固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、一人ひとりがそれを意識し、生活できるよう、市報・HP等、様々な媒体や機会を通じて市民への意識啓発に取り組みます。 また、平和や国際協力・貢献への理解を深めていくことで、様々な人種や性別を尊重するといった多様性を認め合う社会の構築に取り組みます。	○学校教育・保育、社会教育における男女平等教育の充実 ○幼稚園・小中学校での男女混合名簿の実施 ○男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進 ○多様な性の尊重 ○男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力の推進 ○DVに関する相談・支援体制の充実
②男女がともに能力を発揮するための意識づくりと環境づくり	男女がともに協力し合い、自立した社会生活を送るために、自身がもつ能力を最大限発揮できる仕組みや環境づくりを推進します。 また、女性が多様な場面で活躍するための能力向上支援や人材育成の充実を図ります。	○政策・方針決定の場への男女共同参画の推進 ○女性、ひとり親家庭の自立支援 ○企業と連携した就労環境の整備の推進 ○活動拠点の充実

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
各種審議会等への女性委員登用率	35.7%	37.0%
男女共同参画に関する講座への参加者数	563人	774人

関連する主な個別計画等

- ・第3次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぶらん～（H27～36年度）
- ・第二次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画（H25～29年度）

基本施策(3) 国際・国内交流の推進

目指すまちの姿

多彩な交流機会の創出に努め、文化や生活様式の違いを理解し尊重し合う、国際感覚豊かな市民の育成を図るとともに、市内在住の外国人も安心して暮らしていくことができるまちを目指します。

現状と課題

- 市民主体の交流事業を継続実施するとともに、本市の友好都市である中国福建省廈門市^{アモイ}における平和、文化、経済等交流の推進が必要です。
- 国際交流協会事業の継続実施により、様々な交流の機会が提供され、多くの市民及び在住外国人が参加するなど一定程度、市民の国際感覚が育まれています。
- 様々な分野のグローバル化に対応するため、今後も現状に即した市民の国際感覚の向上が必要です。
- 廈門市の廈門理工学院へ毎年留学生を派遣し、中国に対する理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成に努めています。
- 在住外国人は増加傾向にあるため、窓口等における諸手続きや申請書、配布物等について、さらなる多言語対応が求められています。
- 平成 27 年度より沖縄県多文化共生モデル事業のモデル自治体として、通訳コーディネーターの配置やフォーラム等開催し、在住外国人に対するサービス向上や地域住民への理解が進んでいます。
- 日本人住民と在住外国人が、地域社会で共生するための体系的・網羅的な取り組みの実施が必要です。



留学生派遣事業帰国報告会

一 口 ヶ モ

○多文化共生とは・・・

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

○友好都市とは・・・

文化交流や親善を目的とした地方同士の関係のことを意味します。親善都市、姉妹都市とも呼ばれます。

宜野湾市と廈門市は、昭和61年(1986年)11月に市職員野球チームが友好親善試合で廈門市を訪問したことを契機に双方の交流が始まり、以来、人的往来を中心として相互訪問を重ね、平成7年(1995年)11月、交流10年目にして友好都市提携の実現に至りました。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①多彩な交流機会の創出	友好都市、世界のウチナーンチュ大会等の受け入れを契機としたネットワークを活用し、平和、文化、経済等による国内外の交流を推進します。 また、国際交流協会の活動を支援するとともに、市内在住外国人と市民の交流機会の充実に努めます。	○国内外における平和、文化、経済交流の強化 ○国際交流協会の活動支援 ○在住外国人との交流機会の充実
②国際感覚豊かな市民の育成	留学支援や英語教育、各種語学講座等を通して、文化や生活様式の違いを理解し、尊重し合う国際感覚豊かな市民を育成します。	○留学支援事業の推進 ○国際感覚豊かな人材育成の充実
③多文化共生地域づくりの推進	今後のグローバル化を勘案すると、在住外国人のさらなる増加が予想されることから、在住外国人の暮らしやすい環境づくりを進め、日本人住民と在住外国人が地域社会で共生するための社会づくりを推進します。	○地域における情報の多言語化 ○在住外国人の生活支援 ○在住外国人への地域社会参画支援 ○市民への多文化共生社会づくりの理解促進

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
中国 ^{アモイ} 廈門理工学院派遣留学生延べ人数	14人	18人

関連する主な個別計画等

- ・ 宜野湾市国際交流基本構想（H10 年度～）

基本施策(4) 効果的・効率的な行財政運営の推進

目指すまちの姿

市民サービスの向上及び業務の効率化に資するため、ICT 化やオンライン化、民間活力の導入及び職員の能力開発に取り組むとともに、自主財源の確保及びさらなる経費の節減に努め、効果的・効率的な行財政運営の推進を目指します。

現状と課題

- 市役所内業務システムの導入や、職員一人一台パソコンの配置等、システム化・ICT 機器の配置については一通りの整備が完了しており、今後は市民の利便性や、さらなる業務効率化につながる目標を定める必要があります。
- 各種法律改正や権限移譲により、業務量は増加しているため、効率的な組織体制を構築する必要があります。
- 職場内外研修の充実を図り、職員の意識改革や人材育成に一定の効果は得られています。
- 新たに導入された人事評価制度の定着と適切な運用を図るとともに、評価結果の適正な活用が課題となっています。
- 職員一人ひとりの業務量が年々増加傾向にあるため、職員の健康支援、メンタルヘルス対策を引き続き強化していく必要があります。
- 生活保護費等社会保障関係経費の増大により、厳しい財政状況となっています。
- 税負担の公平性及び自主財源等の歳入確保に向け、さらなる適正な課税業務の推進が求められています。
- 市税収納率は年々向上しており、滞納繰越額も5年前と比較して約半分に圧縮されていますが、現年度分の徴収強化及び高額滞納事案に対する滞納整理の強化を図るため、職員の徴収業務技術向上と継承が必要です。
- 宜野湾市公共下水道事業地方公営企業法基本計画に基づき、上下水道事業の組織統合に着手しています。組織統合により、経営状況の「見える化」や利便性の向上を図るとともに、下水道使用料についても適正な使用料を検討する必要があります。
- 行財政改革大綱に基づき行財政改革を引き続き推進し、歳入面における自主財源の確保、歳出の削減に取り組む必要があります。
- 平成 25 年度の決算データをベースとした財政シミュレーションの結果、市の財政を安定的に運営するためには、新規公共施設の抑制や既存施設の長寿命化等、中長期的な視点で財政負担の軽減及び平準化を図る必要があります。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①ICT 利活用による市民の利便性向上と業務の効率化	行政情報化や ICT 化・オンライン化の推進により、市民ニーズを踏まえた市民の利便性の向上や、業務の効率化を促進します。また、市民の情報を安心・安全に取り扱うために情報セキュリティ対策の強化に努めます。	○行政情報化や ICT 化、オンライン化の推進 ○行政情報発信の拡充に向けた環境整備 ○情報セキュリティ対策の強化
②行政が担うべき役割の明確化と組織づくり	限られた人員で最大限の効果を上げるため、民間活力の導入を進めます。また、多様化する市民ニーズに対応するため、効果的な組織体制づくりに努めます。	○民間活力導入の推進 ○高等教育機関との連携 ○効果的な組織体制づくりの推進
③人材の育成・確保	宜野湾市人材育成基本方針に基づき、人事管理、研修管理、職場環境を3つの柱として相互に連携させ、継続的に職員のやる気や向上心を高め、行政の経営資源としての人材育成に努めます。	○人事評価制度の導入による職員の意識改革及び組織の活性化 ○職場内外研修、派遣研修等の効果的な連携による個々の職員の能力開発の推進 ○職員のメンタルヘルス対策
④自主性・自立性の高い行財政運営の推進	公平、適正な課税業務と納税業務の推進や、公共施設使用料、手数料等の見直し等、自主財源の確保に努めます。 また、第6次宜野湾市行財政改革大綱に基づき、事業費全般の点検・見直しを行うとともに、宜野湾市公共施設等総合管理計画による公共施設の適正管理及び特別会計の健全化に向けた取り組みを進めます。 予算については、重点施策に優先配分するなど、効率・効果的な活用に取り組み、財政状況の周知、納税や政策への理解に努めます。	○公平、適正な賦課徴収 ○公共施設等の使用料や証明書等の手数料の見直し ○公共建築物の施設保有量の適正管理 ○特別会計の健全化 ○上下水道事業の組織統合 ○財政状況の周知 ○公会計統一モデルへの移行
⑤行政広域化への対応	地方分権の進展や、事務の権限移譲等に対応するため、近隣市町村と連携を密にし、事務の広域化について検討を行います。	○近隣市町村との連携強化

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
各種証明書のコンビニ交付サービス導入	事前調査	導入・運用
市税収納率（現年度＋滞納繰越分）	95.1%	96.0%以上

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市第二次電子自治体推進計画（H25年度～）
- ・第6次宜野湾市行財政改革大綱（H29～32年度）
- ・宜野湾市公共施設等総合管理計画（H29～38年度）
- ・宜野湾市使用料・手数料の見直しに関する基本方針（H26年度～）

基本施策(1) 地域福祉の推進

目指すまちの姿

地域での支え合いの仕組みづくりや、福祉を担う心豊かな人づくり等により、市民一人ひとりの個性や考えが尊重されるとともに、市民がお互いに助け合い、幸せに暮らすことのできるまちづくりを目指します。

現状と課題

- 住民相互のつながりが希薄化しており、住民の主体的な活動を基盤としたコミュニティづくりが求められています。
- 第三次宜野湾市地域福祉計画に基づき、宜野湾市社会福祉協議会と連携し、各施策を展開しています。特に、「まちでニッコリ(*^_^*)あいさつ・声かけ運動(まちニコ運動)」や「自治会加入促進運動」を展開するなど、連帯意識向上への取り組みを行い、地域福祉推進の基盤づくりに努めています。
- 市民や地域の抱える様々な課題に対し、関係部署との連携した相談窓口の充実が必要です。



まちニコデイ



地域支え合い活動委員会

ー 口 × モ

○まちでニッコリ(*^_^*)あいさつ・声かけ運動(まちニコ運動)とは・・・

毎月25日を「まちニコデー」として、あいさつ声かけ運動を推進しています。あいさつを通して隣近所が知り合いになるきっかけをつくり、地域住民がつながるまちを目指します。

○チュイシーセンターとは・・・

地域レベルの福祉の相談窓口であり、自治会を中心とする地域の支え合いの仕組みづくりをサポートする拠点となる場で、宜野湾市社会福祉センターに設置しています。

(※チュイシー：沖縄の方言。自分の能力の範囲で思いやりをもってお互いに助け合うということ。)

○地域支え合い活動委員会とは・・・

自治会、民生委員・児童委員、ボランティアの方々を中心に、それぞれの地域で抱える課題の発見・解決に取り組む組織のこと。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①福祉に対する意識の向上	市民が地域を支える担い手として意識を高めていけるよう、福祉の心を育てていきます。 また、地域活動への参加を促し、担い手となるキーパーソンやボランティアの育成・活用を図ります。	○福祉教育の充実 ○地域活動への参加促進 ○民生委員、児童委員の確保及び充実 ○ボランティアの育成・活用
②支え合いの仕組みと拠点・体制づくり	身近な地域での支え合い活動を支援していくため、相談窓口の充実と地域と関係機関とのマネジメントを行うコーディネーターの資質向上を図るなど、チュイシーセンターの機能充実に努めます。 また、保健・福祉・医療等の関連団体や社会福祉協議会、関係機関等との連携体制の構築及び総合的な拠点整備を図ります。	○地域での支え合いをサポートする拠点機能の充実 ^{安心} ○地域づくり等を軸とした連携体制の構築 ○（仮称）総合福祉健康増進センターの整備に向けた取り組み
③権利擁護と相談対応等の充実	判断能力に不安のある方を守るため、権利擁護の充実を図ります。 また、市民や地域の抱える複雑・多様な問題に対し、適切かつ的確にサービスが提供できるように、各種相談窓口の充実を図ります。 さらに、サービスを選択するために必要な情報が行き届くように、情報提供の充実に努めます。	○権利擁護の充実 ○各種相談窓口の充実と相談体制の確立 ○情報提供の充実

目標指標

指 標	現状値（H27）	目標値（H31）
地域支え合い活動委員会の立ち上げ数	20自治会	全自治会
民生委員・児童委員の委嘱率	94.2%	97.8%

関連する主な個別計画等

第三次宜野湾市地域福祉計画（H28～32年度）

基本施策(2) 子育て支援・子育て環境の充実

目指すまちの姿

子育て環境のさらなる充実に向け、待機児童解消に資する取り組みや子育て支援ネットワークづくり、ひとり親家庭への自立支援の推進により、誰もが子どもを産み育てやすく、未来の担い手である子どもたちが笑顔で健やかに育つまちを目指します。

現状と課題

- 子ども・子育て支援法の目的である「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」に向け、待機児童の解消のみならず、潜在的待機児童の解消を図る必要があります。
- 延長保育事業や病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の実施等、多様な子育て支援サービスが求められています。
- 子育て支援事業に従事する保育従事者（有資格者）の確保が課題です。
- こども医療費助成は、平成 26 年 1 月より自動償還方式を導入し、保護者の利便性が高まっており、順次対象世帯の拡充が求められています。
- 保育の量的拡大・確保について、宜野湾市子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可保育所や小規模保育事業等の整備を進めています。
- 放課後の安心・安全な児童の居場所確保のため、児童センターの適正配置及び公立の放課後児童クラブの拡充並びに関所時間の延長が求められています。
- ひとり親世帯向けの支援制度や相談窓口、当事者会等の周知を図り、自立に有効な情報提供の在り方を検討する必要があります。

ー □ × も

○潜在的待機児童とは・・・

将来の保護者の就労希望等により今後認可保育園を利用したいと希望する世帯の児童のこと。

○ファミリー・サポート・センターとは・・・

「子育ての援助をしてほしい人」と「子育ての援助をしたい人」がお互いに会員になって有償で助け合う会員組織。会員は以下の種類に分けられます。

おねがい会員・・・子育ての援助をしてほしい方。

まかせて会員・・・子育ての援助をしたい方。

どちらも会員・・・上記の子育ての援助について、両方を希望する方。

○自動償還方式とは・・・

市の窓口で助成金支給申請することを簡素化するシステムのこと。保護者は一旦自己負担金を支払えば、その後助成金支給申請を市の窓口で手続きする必要はなく、助成金は後日指定の口座に自動振込みとなります。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①安心できる子育て環境の充実	保育を必要とする家庭・児童への対応を図るため、待機児童解消や多様な保育サービスの充実、保育環境と保育士の質の向上・維持に取り組めます。また、すべての子ども・子育て家庭を支援するため、地域人材や各種資源等の協力のもと、子育てに対する不安の解消や交流、支え合いの仕組みの充実を図ります。 こども医療費助成については、ひとり親世帯の受給者に対しても自動償還方式を導入することにより、助成金申請の簡素化を図ります。 子ども・子育て支援法に基づき、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」に向けて、切れ目のない保育・教育環境の整備に取り組めます。	○待機児童解消に向けた多面的方策の実施 子ども成長 ○多様な子育てサービスの充実 子ども成長 ○保育士の処遇改善と確保 ○「公」と「民」の役割分担と連携の強化 ○子育て支援ネットワークづくり 子ども成長 ○助成金申請の簡素化 ○切れ目のない保育、教育で安心できる子ども子育ての推進
②児童の健全育成に向けた取り組みの充実	遊びや多様な体験、異年齢児童の交流等を通して児童の健全育成を図るため、放課後や休日等の児童の居場所づくりに取り組めます。	○小学校区ごとに一か所の児童館の整備に向けた取り組み ○放課後等の児童の居場所づくりの充実
③ひとり親家庭への自立支援の推進	就業支援を中心とした経済的支援を行うとともに、育児等の負担軽減となる制度の普及及び拡充を検討します。 また、相談窓口や当事者団体の活動促進を図ります。	○経済的自立の支援 ○子育て、生活支援の拡充 子ども成長 ○ひとり親家庭生活支援事業の推進 ○支援体制の強化

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
ファミリー・サポート・センターどっちも、まかせて会員数	152人	177人
ひとり親家庭生活支援事業利用者の就職者数	なし	22人

関連する主な個別計画等

・宜野湾市子ども・子育て支援事業計画（H27～31年度）

基本計画

目標2 健康で、安心して住み続けられるまち

基本施策(3) 児童虐待・DV の防止と被害者支援の強化

目指すまちの姿

学校・地域・家庭での人権教育等の推進により、児童虐待・DV根絶の気運の醸成を目指します。
また、就業・住宅確保のサポート等により、被害者への自立支援を行うとともに、児童虐待・DVを
予防・早期対応することができる体制の構築を目指します。

現状と課題

- 児童虐待の予防及び早期発見に資するため、乳幼児健診等により、気になる世帯の把握を行い、関係機関と連携し支援を行っていますが、健診未受診者に対する取り組みの充実、強化が必要です。
- 児童相談は、毎年500件以上となっており、そのうち200件以上が児童虐待に関する相談となっています。児童虐待防止の取り組みとして、要保護児童対策地域協議会において、小中学校をはじめとする関係機関との連携強化を図っています。
- 児童虐待に関する啓発活動を行っていますが、保育園、幼小中学校で虐待対応への理解が十分とはいえないため、虐待の疑われる児童の潜在化が懸念されます。
- 女性相談の件数は、増加傾向にあり、特にDV被害に関する相談件数の占める割合は、年々増加しています。また、離婚、DV等、専門的な知識を要する相談が多いため、専門性の確保が求められています。
- 増加する相談、また複雑な相談内容に対応できるように相談体制を再構築する必要があります。
- DV防止啓発事業として、リーフレットの作成や各種講座を実施し、DV防止啓発及び被害者支援事業について、さらなる周知を行う必要があります。



児童虐待防止パネル展

一口メモ

○こんにちは赤ちゃん事業とは・・・

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業のこと。

○要保護児童対策地域協議会とは・・・

児童虐待をはじめ、非行や不登校、障害等の児童に関する課題解決を図る組織のこと。本市では、31の関係機関・団体が構成されています。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①児童虐待等の予防と対応	乳幼児健診やこんにちは赤ちゃん事業、母子健康手帳交付時等の各種母子保健事業において、児童虐待等の早期発見・対応により、関係機関と連携し、虐待予防につなげます。 要保護児童対策地域協議会の充実を図り、虐待の早期発見と被害児童及び虐待者、双方への適切かつ継続的な対応を強化します。 また、児童虐待の多岐にわたる問題に対応するため、職員の資質向上に努めるなど、相談対応の充実を図ります。 虐待が懸念されるハイリスク世帯の発見やフォローを行うため、母子保健との連携強化を図ります。市民に対して、虐待の未然防止、また、虐待及びその恐れのある家庭を発見した際、ためらうことなく通告できるよう、周知・啓発を行います。	○健診受診率の向上 ○こんにちは赤ちゃん事業の訪問率の向上 ○要保護児童対策地域協議会の充実 ○相談窓口の強化 ○ハイリスク世帯の発見及び対応の充実 子ども成長 ○市民への周知及び啓発 ○母子保健施策との連携強化
②DVの防止と被害者支援の強化	関係機関と相互に協力し、DV被害者の適切な保護を行っていくとともに、相談及び支援体制の充実強化を図ります。 また、精神的フォローを行いながら、就業及び住宅確保のサポートを行うなど、被害者の自立を支援します。 DV根絶の気運を醸成するため、学校・地域・家庭での人権教育等を推進するとともに、市民の適切な対応・協力を得るための広報啓発を行います。	○相談・支援体制の充実強化 ○適切な保護のためのネットワークの構築 ○被害者の自立支援の充実 ○DV未然防止のための市民への広報、啓発、教育の充実

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
3歳児健康診査受診率	84.7%	85%
児童福祉支援者研修会及び講演会参加者の満足度	90%	90%

関連する主な個別計画等

- ・第三次宜野湾市地域福祉計画（H28～32年度）
- ・第3次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～（H27～36年度）
- ・第二次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画（H25～29年度）

基本施策(4) 障がい者(児)福祉の充実

目指すまちの姿

障がい者(児)を含む全ての市民が暮らしやすい地域社会の実現に向け、関係機関との連携のもと、日常生活や就労支援により、障がい者(児)が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことができるまちを目指します。

現状と課題

- 障がい者施策の充実に向け、中学校区での相談支援体制を基本に、関係機関との連携を図り、取り組みを進めていますが、相談支援業務の専門性確保、継続した支援体制の確立及び障がい理解に向けた地域への広報啓蒙活動のあり方の検討が求められています。
- 就労移行支援、就労継続支援のサービス利用者が著しく伸びており、一般就労に向けた企業とのマッチングが求められています。また施設入所希望者も多く、宅地建物取引業者会と連携した居住先の確保等、地域移行、定着への対応も求められています。
- 就学前の児童発達支援に希望者が多く飽和状態です。また市内に短期入所施設がなく、待機状態で支給決定後のサービス利用に支障を来しています。
- 保育課在籍の臨床心理士を中心に、関係部署（障がい福祉課・健康増進課等）等と連携し、乳幼児健診や保育所等巡回等において、発達障がい児の早期発見及び障がい児相談へと繋がりがやすくなっています。
- 放課後デイサービス等の障がい児サービスの利用が増加しており、各施設における障がい児保育を行う人材確保のため、勉強会や研修会の充実を図る必要があります。



車いすマラソン

一 口 メ モ

○放課後デイサービスとは・・・

学校に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること。

○インクルーシブ教育とは・・・

障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①相談支援・連携体制の構築	障がい者（児）の抱える多様な問題の解決に向け、関係機関との連携のもと、相談支援体制や情報提供の充実を図ります。 また、障がい者（児）を含む全ての市民が平等である地域社会づくりに向け、広報、啓発に取り組み、障がい福祉施策の進展を図ります。	○相談支援体制の充実 ○自立支援協議会の充実 ○障害者差別解消法の取り組み 子ども成長 ○障がい者（児）の地域活動支援
②自立に向けた住環境・就労支援	地域における障がい者の自立した生活に向けて、就労支援策と住まいの確保等について、関係機関と連携し取り組みます。	○就労支援策の確立 ○居住サポートの確立 ○自動車運転免許取得費用等助成の実施
③障がい児への早期支援	障がい児への早期支援を図るため、関係各課との連携を強化し、療育支援や保育、放課後活動の充実を図ります。 障がい児やその家族が安心して生活していくことができるよう、障がい児保育の充実をはじめ、各種サービスの活用による放課後等の居場所の確保を図ります。 障がいの有無に関わらず、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、関係各課と連携し取り組みを進めます。	○障がい児保育の充実 ○療育支援の充実 ○保護者支援の実施 ○障がい児サービスの充実 ○インクルーシブ教育の実践 ○障害児福祉計画の策定
④日常生活支援の充実	障がい者（児）の日常生活を支援するため、福祉サービス等の充実を図ります。 また、住環境のバリアフリー化や移動手段・交通手段の確保、生きがい活動等の推進を図り、社会参加を促進します。	○在宅生活の支援 ○日中活動の場及びサービスの充実 ○バリアフリー環境の充実 ○生きがい活動の推進

目標指標

指 標	現状値（H27）	目標値（H31）
身体障害者住宅改造費助成件数	6件	10件

関連する主な個別計画等

- ・第三次宜野湾市障がい者福祉計画（H24～29年度）
- ・宜野湾市子ども・子育て支援事業計画（H27～31年度）

基本施策(5) 高齢者介護・福祉の充実

目指すまちの姿

高齢化が進展する中、高齢者の社会参加を進め、生きがいをもって生活することができるまちを目指します。

また、支援や介護が必要となる場合でも、可能な限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、日常生活支援総合事業等を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築による、誰もが支え合う共生社会の実現を目指します。

現状と課題

○これまでの福祉サービスは、高齢、障がい、児童、その他対象者ごとに充実してきたところですが、家族や地域社会の変容に伴うニーズの多様化や、必要な支援の複合化に対し、単独の機関によるアプローチでは、十分対応できていないケースも存在しています。

○市社会福祉協議会において「生きがい対応型デイサービス事業」や「軽度生活援助事業」を含む「高齢者地域生活支援事業」を市の補助事業として実施しています。

○平成 28 年 3 月に介護予防事業から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、介護予防訪問介護等現行相当サービスと、専門職による短期集中サービス C を実施しています。今後は、基準を緩和したサービス A 又は住民主体によるサービス B の実施検討等が必要です。



ミニデイサービス（野嵩 1 区）



短期集中サービス C
（筋力向上トレーニング）

ー ー ー ー

○地域包括ケアシステムとは・・・

2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。

○短期集中サービス A、B、C とは・・・

予防訪問介護サービスの種類のこと。

サービス A・・・生活援助等を行います。

サービス B・・・住民主体の自主活動として、生活援助等を行います。

サービス C・・・保健師等による居宅での相談指導等を行います。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①高齢者の社会参加や生きがいづくりの充実	対象を問わずに誰もが福祉サービスを受け、あるいは居場所ともなる「小さな拠点（多世代交流・多機能型の福祉拠点）」の整備を進めるとともに、高齢者の外出機会を増やす動機づけを目的とする、シルバーパスポート事業を実施します。	○総合事業の多様なサービスの創設、シルバーパスポート事業の実施 ○活動の場の整備の充実
②介護予防・日常生活支援総合事業の推進	高齢者の生活支援サービス等の提供体制の構築に向けたサービス資源の開発や、ネットワーク構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」を配置します。 さらに、情報共有及び連携強化の場となる「協議体」を設置し、コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画することで、生活支援の担い手の養成や、サービスの開発等を行います。	○介護予防及び生活支援サービス事業の推進 ○一般介護予防事業の推進
③地域包括ケアシステムの構築	多様なニーズに対応したサービスの提供を図り、地域包括ケアシステムの構築による、地域住民の協働と参画による誰もが支え合う共生社会の実現を目指します。	○包括的支援事業（地域包括支援センターの運営、社会保障充実分）の充実 安心 ○サービス基盤の充実 ○適切なサービス利用の促進

目標指標

指 標	現状値（H27）	目標値（H31）
シルバーパスポートカード協力事業所数	8か所	12か所

関連する主な個別計画等

・第6期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H27～29年度）

基本施策(6) 生活困窮世帯への支援・労働福祉の推進

目指すまちの姿

誰もが安定した生活が送れるように、生活保護制度や国民年金制度等の周知及び支援を実施するほか、生活困窮世帯に対する就労支援や、子どもたちに対する学習支援を行い、市民の生活向上を目指します。

現状と課題

- 生活保護受給者が増加している中、生活困窮者自立支援制度（平成 27 年 4 月）が新たに創設され、生活保護に至る前段階の自立支援策の強化が求められています。
- 民生委員、児童委員をはじめ各関係機関との連携を図り、生活困窮世帯の把握に努めるなど、支援体制の充実が必要です。
- 子どもの貧困対策について、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 26 年 1 月）」が施行され、貧困の連鎖防止に向けた対策が求められています。
- 貧困の連鎖を防止するために生活困窮家庭等の子どもに対し、将来安定した生活が送れるように自立に向けての就学支援が必要です。
- 本市では、こども支援員を配置し、生活環境の現状把握や、関係機関との情報共有を行っています。さらに、生活困窮世帯等の子どもの通塾等への支援や、食事の提供、生活指導等ができる「子どもの居場所」の開設等、取り組みを実施しています。
- 日本年金機構との連携を密にし、無年金者になる恐れがある方に対する国民年金制度の周知、戸別訪問や勧奨文書の発送等、指導の徹底が必要です。



就労準備セミナー

一 口 へ も

○民生委員、児童委員とは・・・

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①低所得者福祉の充実	低所得者の生活の安定化を図るため、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の各種制度の周知や援助、助言等の相談体制の強化を図るとともに、地域等と連携した生活サポートに努めます。 また、関係機関等との連携のもと、職業相談や職業訓練の紹介等の就労支援を実施します。	○各種制度の周知徹底 ○相談体制の充実及び強化 ○地域等と連携した生活サポートの充実 安心 ○職業相談、就労支援策の強化 ○就労準備支援事業の実施
②子どもの育ちの保障と充実	子どもたちの将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、未来に向かって健やかに成長していけるよう、関係機関と連携した相談体制の充実や、子どもの居場所づくりの推進等、必要な環境整備を実施します。 さらに、子どもの貧困対策を実施し、低所得世帯の学習が遅れがちな子どもたちを対象とした学習支援や、高校進学率向上を目指した学習支援を実施するなど、教育機会の均等が図られるよう取り組みます。	○子どもの学習支援事業の充実・強化 ○地域等と連携した生活サポートの充実 ○関係機関等と連携した相談、支援策の強化 ○子どもの居場所づくりの推進 子ども成長 ○子どもの実態調査の実施 ○子ども支援対策計画策定 子ども成長
③国民年金制度の周知	日本年金機構と連携し、国民年金制度周知の徹底に努めます。 また、無年金者になる恐れがある方に対し、保険料納付や任意加入等の指導及び免除勧奨を行い、年金受給権の確立を図ります。	○制度周知の徹底 ○届出や納付の勧奨及び指導の徹底

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
就労準備支援事業における講座開催回数	なし	3回
子どもの居場所運営支援箇所数	なし	9か所

関連する主な個別計画等

- ・第三次宜野湾市地域福祉計画（H28～32 年度）
- ・第二次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画（H25～29 年度）
- ・宜野湾市子ども・子育て支援事業計画（H27～31 年度）

基本施策(7) 健康づくりの推進

目指すまちの姿

母子保健活動の推進や、各種健康教室、健康相談等の充実により、全てのライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、西普天間住宅地区跡地への国際医療拠点構想を見据え、市民が生涯にわたり、健康でいきいきと暮らすことのできる健康都市の実現を目指します。

現状と課題

- 「一次予防」に重点を置き、各種健康教室の開催を行っていますが、働き盛り世代の参加者が少ない状況です。
- 平成27年度特定健診受診率は33.2%で、県内下位となっています。受診率向上に向けた取り組みとして、重点的な受診勧奨を行うためのモデル自治会の選定や、受診率上位3自治会及び受診者数が増加した自治会の表彰を行っています。
- 高齢化や医療の高度化により、医療費が年々増加傾向にあるため、医療費の適正化が求められています。
- 母子保健活動について、各種健診や健康教室等を実施していますが、専門職の人材確保が求められています。
- 西普天間住宅地区跡地での国際医療構想の実現に向けて、関係機関と協議を行っています。



はごろもウォーキング大会



健康づくり市民大会

一〇×モ

○国際医療拠点構想とは・・・

平成27(2015)年3月に米軍から返還されたキャンプ瑞慶覧の一部である「西普天間住宅地区」の跡地に、琉球大学医学部及び同附属病院の移転を中心に、高度医療や研究機能の充実、地域医療水準の向上、国際的な研究交流及び医療人材育成等を図る構想のこと。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①健康づくり活動の充実	生涯を通じた健康づくりを支援していくために、健康教室、健康相談の充実等により健康づくりに関する意識の啓発に努めます。 また、家庭や学校、保育所、地域等と連携し、食育等の充実を図ります。	○健康相談の充実 ○各種健康教室の充実 安全安心 ○保健活動の担い手育成 ○食育の推進
②疾病予防対策の強化	特定健診等の受診率向上のため、積極的な受診勧奨や市民が受診しやすい健診を実施するほか、特定保健指導の充実強化、各種予防接種の情報提供や接種費助成による接種勧奨等を行い、病気の予防と早期発見を図ります。	○健診等の情報提供 ○受診しやすい健診等の実施 ○特定保健指導の充実強化 ○生活習慣病の重症化予防の推進 ○各種予防接種の情報提供の充実 ○任意予防接種の公費負担の実施
③医療費適正化の推進	医療費は、医療の高度化や年齢の上昇等に伴い、高くなる傾向があります。増大する医療費抑制のため、被保険者資格の適正化、第三者求償事務の充実強化、ジェネリック医薬品に関する情報提供等を行い、医療費の適正化に努めます。	○医療費適正化の推進 ○被保険者資格適正化の推進
④母子保健活動の推進	妊娠期から乳幼児期における各種健診や教室等の事業を通し、健康づくりを推進することにより、生活の質の向上を図り、地域で安心して暮らせるよう関係機関と連携し支援します。また、学校等と連携し、思春期保健の充実を図ります。	○健診の充実 子ども成長 ○健康相談の充実 ○健康教室の充実 ○母子健康手帳交付時の保健相談の充実 ○思春期保健の充実
⑤国際医療拠点構想の推進	琉球大学医学部及び同附属病院を中心とした、国際医療拠点構想の実現を目指します。	○国際医療拠点構想実現に向けた関係機関との連携 安全安心

基本計画

目標2 健康で、安心して住み続けられるまち

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
健康相談人数	659人	950人
特定健診受診率	33.2%	60%
麻しん・風しん予防注射接種率	97.8%	95%以上の維持
ジェネリック医薬品利用率	73.2%	80%

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市健康増進計画 健康ぎのわん 21（第2次）（H26～35年度）
- ・宜野湾市食育推進計画（H26～35年度）

基本施策(1) 未来を担う人間力の育成

目指すまちの姿

教育環境のさらなる充実により、未来を担う子どもたちが、誰もが自立した一人の人間として夢に向かって力強く生きていくとともに、社会の一員として役割を果たすことができるよう「人間力」を育成し、自らが主体的に課題解決できる、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育てるまちを目指します。

現状と課題

- 宜野湾市の教育に関する意識調査によると、基礎的・基本的な学力がついている子どもたちが多いと思う保護者は 60.4%、教職員は 30.8%です。
- 「確かな学力」の向上を図るため、教師の授業力向上の取り組みと併せて、全小中学校に学習支援員を配置し、「分かる授業」の構築の取り組みを行っています。今後も学習意欲の向上につながる取り組みが必要です。
- 本来、子どもたちが身につけるべき基本的生活習慣や規範意識、社会的マナー等が十分備わっていないため、子どもや親の意識、ニーズを的確に把握し、家庭と地域が連携しながら、子どもの生活改善に向けた取り組みが必要です。
- 改訂学習指導要領を踏まえ、道徳の教科化に向けて、効果的かつ多様な指導方法を重視した研修の充実を図る必要があります。
- 不登校問題の改善は最重要課題であり、抜本的な解決策を講じる必要があります。
- いじめ、不登校等児童生徒指導上の課題に対応するため、全小中学校にスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置しています。
- 児童生徒のむし歯保有率が高く、全国平均に比べ、小学校で 19 ポイント、中学校では 26 ポイントも上回っている状況のため、学校における健康教育の充実や、関係機関と連携した取り組みが必要です。



小学校における授業風景

一口メモ

○スクールソーシャルワーカーとは・・・

児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって支援する専門職のこと。

○スクールカウンセラーとは・・・

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のこと。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①確かな学力の向上	幼児児童生徒が「生きる力」を備えた人間として成長できるよう、地域の特性を生かした教育課程の編成に努めます。特に英語教育や情報教育の充実を図りつつ、自国や他国の言語や文化について学び、国際性豊かな人材の育成に努めます。 また、国や県と連携し、児童生徒の「確かな学力」の向上に係る取り組みを推進します。 学校でのキャリア教育だけでなく、生涯にわたるキャリア形成に係る教育を図り、望ましい勤労観・職業観の育成に努めます。	○幼児教育の充実 子ども成長 ○わかる授業の構築 子ども成長 ○特別支援教育の充実 ○外国語教育を含めた国際理解教育の充実 子ども成長 ○キャリア形成教育の推進 子ども成長 ○体験活動や読書活動の推進
②豊かな心・健やかな体の育成	幼児児童生徒一人ひとりの豊かな心を育み、望ましい自己実現を図るため、自他の生命を尊重する心を基盤に、豊かな情操、善悪の判断等規範意識及び公共の精神、健康、安全、規則正しい生活等の基本的な生活習慣を育むなど、道徳教育・人権教育の充実に努めます。 不登校児童生徒の問題解決に向けて、関係団体と連携を図り、臨床心理士、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用し、幼児児童生徒や保護者、教職員の教育相談支援体制の充実に努めます。 また、たくましく生きるための健やかな体を育む教育を進めます。特に、むし歯予防の取り組みや、学校給食を通して正しい食生活への理解と望ましい食習慣の形成を図る食育指導への取り組みを推進します。	○道徳教育の充実 ○人権教育の充実 ○教育相談・支援体制の推進 子ども成長 ○健やかな体づくりの推進 ○食育の推進

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
全国学力・学習状況調査（小学校）正答率の総合平均値の全国との差	-0.5	+3.0
全国学力・学習状況調査（中学校）正答率の総合平均値の全国との差	-8.0	-3.0
児童英検の正答率（小学5年生）	85%	88%以上
児童英検の正答率（小学6年生）	80%	83%
英語検定5級合格率（中学生）	86%	90%
ボランティア教育活動推進校	5校	全ての小中学校

関連する主な個別計画等

- ・ 宜野湾市教育大綱（H27～32年度）
- ・ 宜野湾市教育振興基本計画（H28～32年度）

基本施策(2) 地域に開かれた学校づくりの推進

目指すまちの姿

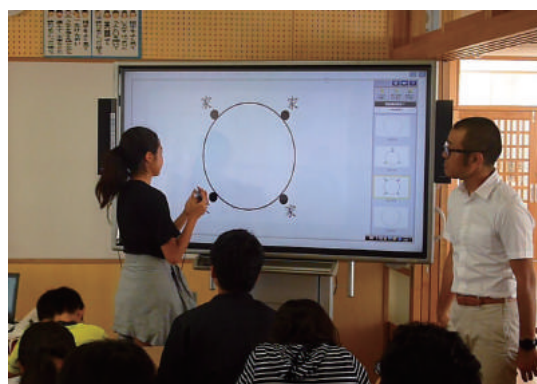
学校、家庭、地域が連携した教育活動の充実を図り、教職員の資質の向上及び ICT 環境並びに学校施設環境の整備を進め、地域に開かれた学校づくりを目指します。

現状と課題

- 地域住民がボランティアとして、学校の教育活動の支援を行い、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組んでいます。コーディネーターやボランティアの人材発掘及び育成が求められています。
- 長期研修や初任者研修等、教職員研修の充実や高等教育機関との連携を図り、教職員の実践的指導力の向上を図っています。
- 学校での校務支援システムのカスタマイズ等に取り組み、活用率の向上に努めています。
- 授業での ICT 機器活用の促進が図られるよう、ICT 支援員による授業支援を計画的に推進し、全ての教員が ICT 機器を活用できるよう研修体制の充実を図る必要があります。
- 教育環境の変化に対応した施設整備を実施する必要があります。
- 学校施設の不具合を未然に防ぐため、日常の安全点検を徹底するなど各学校施設の現状について的確に把握し、老朽化した施設・設備については、計画的に機能更新等を実施する必要があります。
- 旧耐震基準の学校施設については、早急に耐震化を図る必要があります。



放課後子ども教室



電子黒板を活用した授業

一口メモ

○ICTとは・・・

コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称のこと。

○校務支援システムとは・・・

出欠や成績等を情報化し、管理を行うシステムのこと。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①地域と連携した教育活動の充実	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するとともに、地域住民、社会教育関係団体、NPO、近隣大学等様々な人材を活用し、教育活動の充実を図ります。	○学校支援地域本部を中核とした学校支援の推進 ○子どもの居場所づくりの推進 子ども成長 ○青少年支援ネットワークの構築
②教職員の指導力の向上	様々な研修プログラムの設定、近隣大学や地域内外の多様な人々との協働実践を図り、校内研修の充実に努めます。 電子黒板、タブレット PC やデジタル教科書等 ICT を活用した授業の活性化を図り、より細かな指導と効果的な授業が展開できるよう、教職員の ICT 活用のスキルアップを図り、授業力の向上に努めます。 教職員の研究活動への参加促進を図り、課題解決に向けた意欲的な取り組みを支援し、教職員の人材育成に努めます。	○階層別教職員研修等の充実 ○大学と連携した校内研修の充実 ○ICT を活用した授業力の向上 ○教員の教育研究活動の推進
③教育環境の充実	子どもたちが事故や犯罪、自然災害等に巻き込まれないよう、通学路や施設の安全点検を実施するなど、地域、関係機関と連携して子どもの安全確保を推進します。 学校施設の耐震化及び長寿命化等、環境整備の充実をはじめ、各学校へ ICT 環境の整備を積極的に進めます。 教職員の労働環境の改善に向け、学習支援員やボランティア等の外部人材を積極的に活用し、教職員の健康保持及び増進に関する取り組みを推進します。	○学校の ICT 化の推進 子ども成長 ○学校図書館の機能の充実 ○学校等施設・設備の充実 子ども成長 ○子どもの安全・安心の確保 ○教職員の労働環境の充実 ○総合教育会議の開催

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
学校支援ボランティアの人数	120人	180人
放課後子ども教室実施数(小学校区)	3教室	9教室
ICT を活用した授業ができる教員の割合(小学校)	47%	100%
ICT を活用した授業ができる教員の割合(中学校)	58%	100%
市立小・中学校の耐震化率	85.5%	100%

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市教育大綱（H27～32 年度）
- ・宜野湾市教育振興基本計画（H28～32 年度）

基本施策(3) 地域活動を通じた学びの充実と文化の継承

目指すまちの姿

生涯にわたり、学習することができる環境の充実を推進するとともに、郷土の自然、歴史や文化、偉人等に学び親しむ環境づくりを通して、市民一人ひとりが、ふるさとの芸術・文化に誇りと愛着を持つことができるまちを目指します。

現状と課題

- 社会教育関係団体等の会員減少や、組織力の低下が見受けられるため、組織の役割や今後の方向性を検討し、活動や運営に関する相談や支援を行う必要があります。
- 健康維持や生活習慣病を予防するため、多様な教室を実施するとともに、公民館や市内の小中学校へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ・レクリエーションの普及、指導を行っています。
- 時代や市民ニーズに合った学習内容を的確に把握し、身につけた知識や技能を学校や地域へ活用できるよう、関係部局や学校、NPO団体等との積極的なネットワークづくりが必要です。
- 市民図書館から遠い地域に住む市民の利用率が低いため、地域間格差の解消が求められています。また、博物館等にある資料を一元管理し、限られた読書資源の有効活用が必要です。
- 基地内の文化財について、全ての把握ができていません。
- 無形民俗文化財への参加者が少なくなり、存続が危ぶまれています。
- 有形文化財の石積み等の緩み等、補修が必要な箇所が多くなっています。
- 戦後 70 年余が経過し、戦後世代が大半を占めている今日、市内外からも本市の戦前・戦後史や、地域の歴史文化に対する関心が高まりつつあります。
- 博物館主催の企画展や市民講座、体験教室等の実施を通して子どもから大人まで様々な人たちが宜野湾市の特色や魅力にふれ、理解を深める機会を提供しています。
- 地域の偉人の生き方や功績、文化財を身近に感じ学べる機会を提供し、地域の方々が語り継いでいく取り組みを推進し、普天間飛行場とキャンプ瑞慶覧区域内的の文化財保護と跡地利用計画の策定等、市民が主体的にまちづくりに関われる市民参画の仕組みづくりを行うことが求められています。



青年エイサー祭り



博物館展示室（リニューアル実施）

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①生涯をととした 学びの推進	市民図書館や中央公民館等、学びの拠点施設を中心とした学習支援や芸術文化、スポーツ、レクリエーション活動を推進します。 家庭環境の多様化、地域社会の変化に伴い、家庭が抱える様々な課題の解決に向け、家庭の教育力向上に向けた支援体制の充実を図ります。 大人と子どもが共に学び、学びを広げることにより、地域のつながりを築き、学習成果を地域社会や学校教育に還元できる、地域リーダーの育成に取り組みます。	○市民図書館を中心とした学習環境の充実と基盤整備 ○中央公民館を拠点とした学習支援の推進 ○学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり ○家庭教育支援の充実 ○芸術文化活動の推進 ○スポーツ・レクリエーション活動の推進 ○地域活動団体への支援 ○地域を支える人材の育成と基盤整備
②郷土を学びつなぐ 環境の充実	郷土の自然、歴史や文化、偉人等に学び親しむ環境づくりを進めるとともに、歴史的公文書や地域の歴史、文化に関する地域資料を積極的に収集、保存します。 また、歴史・文化の発信拠点としての博物館の充実を図ります。	○伝統文化、伝統芸能の継承及び発展 ○文化財の保存整備等の推進 ○歴史を活かしたまちづくりの推進 ○博物館を拠点とした歴史及び文化の保存活用の充実 ○文化関係団体等への活動支援と人材育成 ○市史を活用した郷土学習の推進 子ども成長

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
ボランティア活動実施サークルの割合	28%	60%
スポーツ推進委員派遣事業	実施	継続実施
博物館主催の講座等の受講者数	431人	600人
文化財ガイド登録人数	3人	14人

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市教育大綱（H27～32年度）
- ・宜野湾市教育振興基本計画（H28～32年度）

基本施策(1) 観光・リゾート産業の振興

目指すまちの姿

西海岸におけるコンベンション・リゾートエリアをはじめ、マリンスポーツや各種イベントといった地域資源の充実及び創出を図るとともに、各種関係組織・団体と連携し、本市の魅力や多様な観光資源に関する情報発信を行い、誰もが訪れてみたくなる環境づくりを目指します。

現状と課題

- 本市西海岸エリアにて多彩なイベントを実施していますが、イベント時の駐車場不足が解消されていません。また、新たな観光資源の創出が課題となっています。
- 県内で認知度の高い大山地域の田いものような本市の特産品を誕生させ、観光客の誘客と地域消費活動の活性化を図りたいものの、有力な特産品誕生には至っていません。
- 特産品・市産品の生産（量）規模、販路開拓、情報発信が不足しています。
- 市内観光周遊コースの作成や市全域の観光施設・食文化等の情報発信等が課題となっています。
- 英語版を含めた観光ガイドマップを作成しましたが、掲載内容が不十分な状況であり、内容の充実や観光パネルの作成が必要です。



トロピカルビーチ
ミュージックパーティ（トロパ 2016）



マリンレジャー体験

一 二 三 四

○指定管理者制度とは・・・

体育館や図書館等地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度のこと。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①観光資源の創出と拡充	コンベンション・リゾートのさらなる充実を図るため、今後も多彩なイベントの開催や支援、本市の特性を活かした観光資源の創出・拡充を図ります。 マリン支援センターについては、引き続き、指定管理者制度による民間活力の活用や、市内事業所・関連団体等との連携を促進し、観光資源の有効活用を促します。 市商工会や金融機関、その他関係機関と連携し、市内事業者の経営基盤、生産体制等の支援や特産品開発を奨励します。 また、物産展やイベント出展等を通して、特産品・市産品等の普及促進に取り組みます。	○多彩なイベント等の振興 ○市内観光資源の創出と拡充 ○民間活力を活かした観光資源の有効活用 ○特産品、市産品の普及促進 ○特産品の開発支援
②観光情報の発信及び観光推進組織の連携	滞在型観光の推進を図るため、市内観光周遊コース及び観光案内板の作成、市ホームページの観光情報の充実等、本市の魅力や多様な観光資源に関する情報発信を行います。 西海岸地域を中心とした、市全域の観光情報の発信を効果的に行うため、国・県・観光振興協会等、各種関係組織・団体との連携強化を図ります。	○市ホームページの観光情報の充実 ○市内観光周遊コースの作成 ○外国語案内の充実 ○観光振興協会との連携 ○各種関係団体との連携強化

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
コンベンションエリア入域者数	254.4万人	325万人
特産品推奨認定商品数	40商品	60商品
特産品開発プロジェクトチームの結成	なし	結成
市内観光周遊コース及び多言語ガイドマップの作成	なし	作成

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市産業振興計画（H26～30年度）

基本施策(2) コンベンション支援機能の充実

目指すまちの姿

国や県との連携のもと、企業誘致等によるアフターコンベンション機能の充実や、公共交通機関の利便性の向上、美しい景観の形成等、本市の強みであるコンベンション・リゾート環境の整備を総合的に推進するとともに、国内外へのセールスプロモーション活動の実施により、多くの来訪者で賑わうまちを目指します。

現状と課題

- 仮設避難港をはじめとする本市西海岸地域の開発基本構想案を策定しているものの、具体的な整備には至っていません。仮設避難港については、国の所有、県の管理している土地となっており、国、県との連携、協力が必要です。
- 沖縄コンベンションセンターや宜野湾市海浜公園等、市内外から多くの観光客が訪れ、都市機能用地の第1～第3街区に整備された大型商業施設や複合アミューズメント施設、宿泊施設等アフターコンベンション機能の充実化と相まって西海岸地域の賑わいを創出しています。今後も、企業誘致のための用地確保が求められています。
- 西海岸地域でのイベントや催事等の情報の共有化が図られておらず、複数の施設でイベントが重なる際には交通渋滞や駐車場の不足が生じているため、交通渋滞対策や駐車場確保等が求められています。
- 宜野湾市景観計画において、宜野湾海浜公園一帯は、本市が推進する「国際コンベンションリゾート拠点」の形成や西海岸地域開発との連携を図りながら海岸周辺地域における良好な景観の形成を進めるとともに、景観形成重点地区の候補地として位置づけられています。
- 宜野湾海浜公園一帯の景観形成重点地区の指定は、西海岸地域開発の事業の進捗に合わせて取り組んでいきますが、開発を進めるにあたり良好な景観を保全・創出するためには景観に配慮した整備を進めていく必要があります。
- 急増する中華圏からの観光客に対応できる人材が不足しています。そのため、高い語学力や観光知識を持った人材の育成が必要です。

ー □ × モ

○アフターコンベンションとは・・・

見本市・シンポジウム・博覧会等、コンベンションの後の催しや懇親会のこと。

○景観形成重点地区とは・・・

「宜野湾市景観計画」にて、景観づくりを重点的に推進すべきと位置づけられる地区のこと。

○都市型オーシャンフロント・リゾート地とは・・・

沖縄 21 世紀ビジョン基本計画に示された、本市から読谷村に至る西海岸地域において目指すべき姿のこと。

本市において、地域の既存資源を活用しながら、スポーツ、食、医療機能等を拡充することによって、テーマの独自性の向上により周辺地域における拠点機能と連携し、国際競争力を持つ都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を目指しています。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①コンベンション・リゾート環境の整備・充実	都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を目指して、仮設避難港を核として位置付け、既存集客施設の拡充や企業誘致等、西海岸地域の開発に向けた取り組みを進めます。 また、県との連携による親水性護岸の整備や、近隣自治体との連続性を確保した眺望景観の価値が高いプロムナードの形成、公共交通機関の利便性向上等、コンベンション・リゾートの拠点として一体的な基盤の整備・拡充を図ります。	○コンベンション・リゾート基盤の整備拡充 ○仮設避難港の利用促進に向けた取り組み ○西海岸地域における商業・リゾート施設の誘致及び充実 ○観光地形成促進地域制度の活用による企業誘致の促進と施設の充実 ○西海岸地域における駐車場不足への対応 ○コンベンション・リゾート エリアにふさわしい景観の形成
②受入態勢の強化及びプロモーション活動の充実	きめ細かなニーズの把握、関係機関との連携のもと、観光・コンベンション分野における人材育成による、国際会議等への受入態勢の充実や、セールスプロモーション活動を推進します。 各種スポーツ大会やスポーツキャンプ・合宿等の誘致・支援等を行い、スポーツコンベンション振興に取り組みます。	○観光・コンベンション分野における人材育成 ○セールスプロモーション活動の実施 ○プロ野球キャンプをはじめとした、プロスポーツ大会開催等への支援

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
横浜 DeNA ベイスターズ春季キャンプや各種プロスポーツ大会の受入	実施	継続実施

関連する主な個別計画等

- ・ 宜野湾市産業振興計画（H26～30 年度）
- ・ 宜野湾市景観計画（H27 年度～）

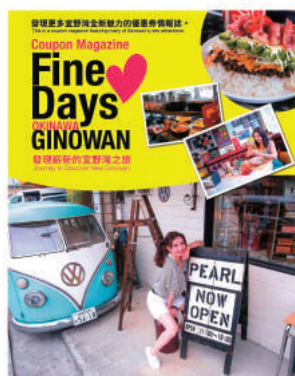
基本施策(3) 地域商店街の活性化

目指すまちの姿

空き店舗対策や集客力の向上に資する支援を行い、賑わいと活気あふれる商店街づくりを目指します。
また、地域の事業者等との連携のもと、消費者の細やかなニーズに対応したサービスや地域住民との交流を推進し、地域で親しまれ、魅力あふれる商店街づくりを目指します。

現状と課題

- 各地域の商店街及び商業地域では、地域で連携し、売上や集客力向上等に取り組む商店街組織の多くが活動を休止している（現在1組織のみ活動を再開）ため、地域の事業者間の連携が図られず、地域ニーズやコンセンサスを得るための対応策が必要です。
- 普天間地域をはじめ老朽化した空き店舗の解消が進まず、ロードサイド型の商業地域においては、閑散とした印象を与えています。
- 外国人観光客を含め多くの観光客が訪れる西海岸地域から市内商店街等への誘客が進んでおらず、経済波及効果が図られていません。
- 老朽化した店舗、空き店舗の改修や商店街を構成する地域の事業者等の集客力・販売力の向上、インバウンド対応力の向上が求められています。



インバウンド向けパンフレット



集客力・販売力向上支援

ー□×モ

○インバウンドとは・・・

外国人旅行者を自国へ誘致すること。日本においては、海外から日本へ来る観光客を指す外来語のこと。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①地域の特性を活かした商店街づくりの促進	商店街や商業地域において、地域の事業者等が連携し、多様化する消費者や地域住民のニーズを捉え、地域の特色を活かし、地元消費活動の活発化に貢献する商店街組織の組織化と活動を支援します。 さらに、アドバイザー派遣等による集客力向上や、観光インバウンド対応力の強化を図り、大型商業施設にはない、消費者の細やかなニーズに対応したサービスや、地域住民との交流等、地域に親しまれ、魅力あふれる商店街づくりを目指します。	○普天間地域をはじめとする商店街・商業地域の活性化 ○商店街活動の中心的役割を担う人材の育成 ○地域商店街等と連携し地域活性化に取り組む団体等の活動支援 ○地域の事業者等の集客力、販売力の向上支援 ○インバウンド対応力の強化支援
②商業環境の充実	市内の空き店舗の解消及び抑制を図るため、空き店舗対策事業を実施し、事業者がより魅力的な店舗づくりが行えるよう、アドバイザーの派遣や店舗リフォームの助成等、多様な支援を検討します。 また、駐車場不足についても調査研究を進めます。	○空き店舗の解消 ○店舗リフォームの促進 ○駐車場不足への対応

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
地域商店街組織数	1 組織	5 組織
市内空き店舗数	1 7 5 件	1 3 0 件

関連する主な個別計画等

- ・ 宜野湾市産業振興計画（H26～30 年度）

基本施策(4) 商工業・情報通信産業の振興

目指すまちの姿

産学官及び金融機関、異業種間の連携のもと、新事業の創出や新たな商品開発、販路開拓、宜野湾ブランドの確立を図り、商業・工業・情報通信産業の振興を目指します。

特に情報通信産業については、今後、市の重点的な振興を担う産業として位置づけ、宜野湾ベイサイド情報センターへの企業誘致・集積による技術者の育成及び雇用の拡大を目指します。

現状と課題

○経営革新や新事業の創出については、国や県等が行う施策の案内を行っています。

○環境対策支援を経営革新や新事業創出につなげる取り組みが求められています。

○本市を拠点に活動する事業所は、中小企業や小規模事業者がほとんどであり、運転資金の確保や経営の革新を図り、地域経済の活性化や雇用の創出等に貢献しています。しかし、小規模な企業は、経済社会情勢の影響を受けやすく、資金調達の円滑化による経営基盤の強化や経営革新の促進、販路開拓、人材の確保のほか、事業存続のための事業継承を促す支援が必要です。

○本市は、地域でがんばる中小企業や小規模事業者が、今後も意欲を持って活躍していけるように、その振興策の強化と充実を図るため、「宜野湾市中小企業・小規模企業・小企業振興基本条例」（平成27年7月）を制定し取り組みを進めています。

○宜野湾ベイサイド情報センターにおいて、情報通信関連事業者の誘致を行い、IT企業の集積とIT技術者の育成及び雇用の創出を図っています。また、創業環境の整備により新たなIT事業者を育成しています。

○市内には、宜野湾ベイサイド情報センター以外に情報通信関連事業者が入居できるオフィスが不足しているため、業績の向上等により事業の拡大を図る優良企業が市外へ流出しない対策が求められています。

○消費者ニーズの多様化により事業者同士が連携し、お互いの得意分野を発揮しながら新たな商品やサービスを生み出すケースが増えていますが、本市ではまだ例が少ない状況です。



宜野湾ベイサイド情報センター

ー □ × モ

○オフショアとは・・・

システムやソフトウェア等の開発を海外の企業等に外注すること。国内の遠隔地の企業等に外注する「ニアショア」と対をなす言葉のこと。

○ニアショアとは・・・

システムやソフトウェア等の開発を国内の遠隔地の企業等に外注すること。海外の企業等に外注する「オフショア」と対をなす言葉のこと。

○インキュベーションとは・・・

起業の支援、創業間もない企業、中小企業の事業が軌道に乗るように支援すること。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①経営革新・新事業の創出支援	事業者ニーズを把握し、経営基盤の強化や経営の革新を促す資金調達の円滑化、新たな商品及びサービスの誕生と販路拡大を促進し、市内事業所の経営力の強化と活力向上を図ります。 また、事業存続のため、後継者不足に悩む事業者の円滑な事業継承の取り組みを支援します。 環境に配慮した生産活動や、環境問題への対策支援を通して経営改革に向けた支援に取り組みます。	○市内事業者ニーズの把握 ○各種融資制度等の活用による支援 ○中小企業等の経営の革新、基盤強化等への支援 ○創業の支援 ○事業継承の支援 ○環境対策に対する支援
②情報通信関連事業者の立地促進	宜野湾バイサイド情報センターへの企業誘致と、情報通信関連事業者の集積により、ソフト開発等のオフショア・ニアショアの受注拡大と、IT技術者の育成及び雇用の拡大を図ります。 また、インキュベーション機能の充実化を図り、新たなIT事業者を育成します。 さらに、税制優遇制度の活用を促し、市内の民間空き物件の情報提供等、情報通信関連事業者の立地促進を図ります。	○情報通信関連事業者の立地促進及び販路拡大支援 ○インキュベーション機能の充実化 ○高度なIT技術を有した人材の育成
③産学官金連携、異業種連携による新事業の創出	大学等の研究機関や、金融機関等の産業支援機関と情報共有を図りながら、新事業の創出や異業種連携による新たな商品開発、販路開拓、宜野湾ブランドの確立等につながる支援を行います。	○産官学及び金融機関との連携強化 ○異業種交流の促進

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
市内廃業者数	22件	9件
ワンストップ相談窓口利用者の創業件数	27件	45件
宜野湾バイサイド情報センターでの創業件数	4件	15件

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市産業振興計画（H26～30年度）
- ・宜野湾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（H24～32年度）
- ・宜野湾市創業支援事業計画（H27～29年度）

基本施策(5) 企業立地と多様な働き方による就労の促進

目指すまちの姿

新たな産業用地の確保に向けた取り組みや企業誘致、企業の人材ニーズを把握したマッチングの促進及び各産業における人材育成等により、さらなる地域経済の活性化と雇用の創出を目指します。

また、就労環境の向上やシルバー人材センターの活用等により、多様な人々が多様な働き方ができる環境づくりを目指します。

現状と課題

○西海岸地域の都市機能用地第1～第3街区への企業誘致は全て完了しています。都市機能用地以外にも西海岸地域の民有地には大型商業施設が進出し、地域消費活動の拡大と雇用の創出が図られています。

○企業誘致できる市有地が不足しており、新たな土地開発に伴う商業立地のための用地確保に取り組む必要があります。

○就業支援については、一定の成果を上げていますが、就業環境整備へ向けた取り組みが求められています。



シルバー人材センター活動



グッジョブ体験 in ぎのわん

一〇メモ

○シルバー人材センターとは・・・

高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織のこと。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①企業立地の促進	新たな産業用地の確保に取り組み、民間空き物件の情報提供や、税制優遇制度を活用し、企業の誘致を行い、さらなる地域経済の活性化と雇用の創出、観光客の誘客と地元消費の促進を図ります。	○企業立地の推進 ○税制優遇措置の活用
②人材育成の推進	国際化、多様化する経済社会情勢に対応可能な人材育成を行うとともに、企業の人材ニーズを把握し、マッチングの促進を図ります。 また、仕事と家庭を両立する多様な働き方が可能な人材育成の支援に取り組みます。 さらに、若年者の雇用環境を改善するため、若年者の就業意識向上に繋がる取り組みを実施します。	○中小、小規模事業所のニーズにあった人材育成の支援 ○多様な働き方が可能な人材育成 ○未来の働き手の育成 子ども成長
③各種就業支援及び就業環境整備の推進	宜野湾市ふるさとハローワークによる就業支援を行い、様々な求職者の状況に応じて、関係機関と連携し、市民の雇用促進に取り組みます。 また、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進等を図るため、シルバー人材センターの強化・充実を図ります。 育児休業制度をはじめ、各種制度の普及・啓発に関する情報提供を行うとともに、中小企業等の就労環境向上を支援し、働く人々のワークライフバランスの実現を目指します。	○宜野湾市ふるさとハローワークによる就労支援 ○シルバー人材センターの強化及び充実 ○中小企業等の就労環境向上 ○各種制度の普及・啓発

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
多様な働き方就労支援事業による就労者数	なし	60人
地域キャリア教育支援事業による受講者数	680人	1,200人
宜野湾市ふるさとハローワークにおける相談件数	5,921件	6,200件

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市産業振興計画（H26～30年度）

基本施策(6) 都市農業・漁業の振興

目指すまちの姿

新規就農者に対する支援、農産物のブランド化や農作物の地元での消費促進及び学校教育における農作業の体験等、都市農業の多様な機能が発揮できるまちを目指します。また、漁業については、安定的な漁業経営、所得の向上が図られる取り組みや水産物のブランド化を推進します。

現状と課題

- 本市の農業経営の特色は主に、少量多品目の作付けや消費者へ採れたて野菜の直接販売、食品事業者との直接取引です。農地面積は小規模ながらも一部収益性の高い農業を営む農業者や農業以外による安定的な収入の下で農業に従事する農業者等多様な農業者が存在します。
- 本市は、ほぼ全域が市街化区域となっており、主要な農業振興施策の対象外となっています。そのような中、都市に存する立地の特性から、都市農業の振興は、都市農業の多様な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるとともに、都市における農地の有効な活用及び適正な保全が図れるような措置を講ずる必要があります。また、農地は都市環境の改善や景観形成に果たす役割への市民の期待が大きくなっています。
- 本市産業まつりでは、農水産物・商工業製品等の品評会及び展示即売会等を実施し、生産者と市民相互の親睦・交流を図るなど、本市の産業振興の発展に寄与しています。
- 特産品の宜野湾市ターウムは、市内外より高く評価されており、ターウムを使用した商品開発も行われています。また、2月6日をターウムの日とした「宜野湾市ターウムの日に関する条例」を制定するなど、独自の取り組みを実施しています。
- 本市の水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少、燃油・漁具の高騰、魚価の低迷、水産業に従事する者の高齢化や後継者不足等厳しい状況です。一方、食の安全に対する消費者の関心の高まり等、水産業に対しても市民の期待が高まっています。今後は、水産物による特産品の開発を関係団体と連携し検討する必要があります。



産業まつり



田いも畑

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①都市農業の振興	都市農業の多様な機能の発揮と、都市農地の有効活用及び適切な保全を図りつつ、市街地形成における農との共存に資するよう、都市農業の振興を図ります。 大山田いも栽培地区の振興に向けた取り組みを推進します。	○都市農業振興施策の検討 ○農産物ブランド化の推進 ○都市農業経営安定化への支援 ○大山田いも栽培地区の振興に向けた取り組みの推進 ○地産地消の推進 ○農業協同組合との連携 ○担い手育成支援
②漁業の振興	従来 of 漁業関係団体育成支援等の施策に加え、漁業者とともに、安定的な漁業経営や、所得の向上を目指した計画の策定に向けた取り組みを実施します。	○漁業振興施策の検討 ○水産物ブランド化の推進 ○水産業近代化奨励補助金、水産業構造改善事業補助金の活用促進 ○漁業協同組合への支援

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
新規就農者延べ人数	2人	6人
学校教育における農作業（田いも）体験	実施	継続実施

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市産業振興計画（H26～30年度）
- ・宜野湾市大山田いも栽培地区振興基本計画（H21年度～）

基本施策(1) 防災及び救急・消防体制の強化

目指すまちの姿

宜野湾市地域防災計画に基づき、常日頃から災害に備えるとともに、市民の生命、身体及び財産を守るため、消防力の強化に努め、安全・安心なまちづくりを目指します。

現状と課題

- 宜野湾市地域防災計画に基づき備蓄食糧の整備、自主防災組織の育成、津波一時避難ビルの指定、避難体制の充実を図っています。
- 現状の防災体制では十分とはいえないため、今後も継続的に防災体制の強化を図る必要があります。
- 一般家庭における防火に関する知識や、初期消火の訓練が十分ではありません。
- 各事業所の防火管理業務の強化と、各家庭での防火意識の啓発が望まれます。
- 火災や自然災害等に迅速かつ的確に対応できるよう、消防自動車や消防水利の整備拡充を進めています。
- 高齢社会や疾病構造の変化に伴い、救急件数が年々増加しています。
- 増加する救急出動に対応するための体制づくりが求められています。
- 緊急通報システムの利用者は、現在95人となっています。今後も、利用希望者を把握し必要性が認められる申請者に対し、システム導入を行う必要があります。



航空機火災対応訓練



地震・津波避難訓練
(大山ゲートまで避難する大山小学校児童)

一 〇 × モ

○自主防災組織とは・・・

災害対策基本法第5条第2項において規定する地域住民による任意の防災組織。地域住民一人ひとりが、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の取り組みを担う組織のこと。

○緊急通報システムとは・・・

対象者に緊急事態が発生した時、ペンダント型の送信器を押すことによって自動的に通報センターに連絡され、協力員をとおして救急車の要請等適切な対応を行うためのシステムのこと。定期コールのサービス・相談も行っています。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①防災体制の強化と避難行動要支援者の避難支援	宜野湾市地域防災計画に基づき、食糧の備蓄及び避難所の確保等並びに防災体制の充実及び自主防災組織の育成強化に努めます。 また、要配慮者の同意による避難行動要支援者名簿を整備し、避難所・避難経路等を定めた一人ひとりの個別計画を作成し、避難支援の充実に努めます。	○食糧、飲料水の備蓄及び防災倉庫の整備 ○避難所等の確保及び避難誘導表示板等の整備 ○自主防災組織の育成強化 ○避難行動要支援者名簿の整備及び個別計画の作成 ○災害情報伝達手段の多様化及び強化
②市民の防火安全意識の高揚と事業所の自衛消防力の強化	各家庭における住宅防火対策及び各事業所の防火管理体制の強化に努め、市民の防災・減災に関する意識の啓発を図ります。	○住宅防火の推進 ○事業所の防火管理体制強化 ○防火に係る安全情報の発信 ○市民の自助行動に関する二一の集約
③消防体制の強化	市民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守るため、消防自動車や消防水利等の整備拡充を図ります。	○消防施設等の整備強化 安全安心 ○消防水利の整備拡充
④救急体制の拡充と応急手当等の普及・啓発	質の高い救急体制の整備を進めるため、計画的な救急車両の更新を図ります。また、救急車の適正利用の促進及び応急手当普及員を育成し、円滑な救急活動の実施に向けた市民意識の啓発に努めます。 緊急通報システムについては、高齢者等が安心して暮らしていけるよう、関係機関と連絡を密にし、利用者情報の共有に努めます。	○救急体制の整備・拡充 安全安心 ○応急手当普及員等の育成 ○救急活動への理解促進 ○救急救命士の育成・強化 ○緊急通報システム利用者情報共有

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
備蓄食料の整備数	9,600食	27,650食
住宅用火災警報器設置条例適合率	65%	68%
消防水利充足率	80%	85%
普通救命講習受講者数	1,085人	1,500人

関連する主な個別計画等

- ・ 宜野湾市地域防災計画（H28年3月改訂）

基本施策(2) 交通安全・防犯対策の強化

目指すまちの姿

地域や関係機関との連携のもと、信号機、横断歩道等の交通安全施設の充実や、防犯灯の設置等を行うとともに、交通安全思想の普及や、地域ぐるみの防犯協力体制強化を図り、市民が安全で安心して暮らすことができるまちを目指します。

現状と課題

- 信号機、横断歩道等の設置については、宜野湾警察署との連携強化が必要です。
- 交通被害者への支援を行うため、交通遺児の把握に努める必要があります。
- 交通安全施設については、市民や学校等からの危険場所改善の要望等申し出によって、施設の整備を行っており、老朽化による修繕箇所の増加に対する対応が求められています。
- 地域安全モデル地区の指定や安全パトロール隊の結成、各種教室・訓練等は関係機関との連携で行っています。今後も、各種関係機関と連携し、さらなる防犯対策の強化が必要です。



防犯灯の点検（宇地泊区）



交通安全市内一周駅伝大会

一〇メモ

○ちゅらさん運動とは・・・

県、県教育庁、県警察、市町村及び県民等が総ぐるみで行う防犯のための運動のこと。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①交通安全対策の強化	スクールゾーンやシルバーゾーン、信号機、横断歩道等の交通安全施設の充実に努めます。 また、交通安全運動・交通安全教室等を通し、交通安全意識の醸成を図ります。 また、交通被害者への支援を行うため、交通遺児支援金造成運動等の推進を図ります。	○交通安全施設の整備  ○交通安全思想の普及 ○交通被害者への支援の充実
②防犯対策の強化	宜野湾市地域安全条例に基づき、防犯対策会議の一層の充実に努めるとともに、防犯灯の設置促進、地域ぐるみの防犯協力体制の確立に努めます。 また、地域や関係機関との連携のもと、ちゅらさん運動を推進するなど、防犯対策の強化を図ります。	○地域安全モデル地区の推進 ○ちゅらさん運動の推進 ○防犯灯設置の促進 ○安全パトロール隊の活動の拡充

目標指標

指 標	現状値（H27）	目標値（H31）
交通安全教室の開催回数（高齢者対象）	2回	5回
防犯ボランティア団体数	63団体	70団体

関連する主な個別計画等

- ・第10次宜野湾市交通安全計画（H28～32年度）

基本施策(3) 環境保全と循環型社会の形成

目指すまちの姿

環境活動団体等と連携した環境教育、地球温暖化対策、ごみの減量化・再資源化等の取り組みを推進することで、市民の環境保全に関する意識高揚が図られるとともに、自然環境と調和した生活を送ることができる循環型社会の形成を目指します。

現状と課題

○環境活動団体と連携して子どもたちへの環境教育を進めているものの、成人を対象とした環境教育については取り組みが遅れています。今後は、環境活動団体と連携して、さらなる市民への環境教育に取り組んでいく必要があります。

○ごみの減量化について、平成 27 年度は1人1日あたり-2.1 g（前年度比）となっています。今後は、土地区画整理事業や転入等による人口増加に伴うごみ排出量の増加が考えられるため、さらなる「ごみの分け方・出し方」「再資源化」の周知徹底が求められています。

○市が行う事務事業や、自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等に関する実行計画を策定し、取り組みを行っています。今後も、市民や事業所に対する温室効果ガスの排出の抑制等に関する普及啓発を進める必要があります。



子ども自然観察会



段ボールコンポスト講習会

ー □ × モ

○リサイクルセンター（エコループ池原）とは・・・

宜野湾市、沖縄市、北谷町の3市町で構成している「倉浜衛生施設組合」のごみ処理施設（中間処理施設）のこと。沖縄市内に所在しています。

「燃やせないごみ」及び「不燃性粗大ごみ」の破砕・選別処理、「缶類」の選別・圧縮処理、「びん類」の選別処理、「ペットボトル」及び「古紙類」の圧縮梱包処理を行い、資源化が行われています。

その他、「燃やすごみ」の溶融処理を行う「エコトピア池原（熱回収施設）」があります。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①環境思想の普及・啓発	自然環境への理解や関心を深めるため、身近にある自然等を活用した、子ども自然観察会を実施します。 さらに、地域の環境保全に関わる人材の育成に努めます。	○学校での環境教育の充実 ^{子ども成長} ○環境保全に関わる人材育成
②ごみの減量化・再資源化の推進	「ごみの分け方・出し方」の周知を徹底することによる、ごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、リサイクルセンターを活用した再資源再利用化を推進します。 さらに、不法投棄の解消へ向けた取り組みを強化し、環境整備に努めます。	○「ごみの分け方・出し方」の周知 ○ごみ減量化・再資源化の促進 ○不法投棄への対応強化
③地球温暖化対策の推進	市が行う事務事業に関して、省資源・省エネルギーに取り組むことで、地球温暖化防止に積極的な役割を果たし、市民・事業所に対して率先行動を示します。 また、市民・事業所・行政の各主体が、それぞれの役割に応じた地球温暖化対策を推進するための普及啓発及び支援を実施します。	○再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の導入及び支援 ○地球温暖化対策に関する普及啓発

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
環境活動団体と連携した環境教育講習会の実施	なし	実施
家庭ごみの排出量	503.9 g / 人日	466.5 g / 人日
再エネ・省エネ設備等設置補助による CO ₂ 削減量	51 t-CO ₂	144 t-CO ₂
地球温暖化対策に関する出前講座の実施	なし	実施

関連する主な個別計画等

- ・ 宜野湾市一般廃棄物処理基本計画（H29～38 年度）
- ・ 宜野湾市分別収集計画（第8期）（H29～33 年度）
- ・ 宜野湾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（H24～32 年度）
- ・ 宜野湾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第2次計画）（H25～32 年度）

基本施策(4) 公害・環境衛生対策の推進

目指すまちの姿

人の活動に伴って発生する公害への対策や、害虫、ハブ、狂犬病等への環境衛生対策を継続して取り組むことで、市民が健康で快適に暮らせる生活環境を確保し、住みやすいクリーンなまちを目指します。

現状と課題

- 水質汚濁や悪臭の対策として、公共下水道への接続指導や浄化槽の適正管理指導に取り組んでいます。今後も、市民への生活排水対策及び水環境保全啓発に継続して取り組んでいく必要があります。
- 騒音や振動に関する規制基準・環境基準の類型を地域ごとに指定しています。騒音や振動の防止対策として、工場の設置や工事等に係る各種届出の啓発並びに指導監視等を行っています。
- 田畑や住宅地域内での焼却慣習（野焼き）が未だに根強く残っている状況にあります。そのため、特に高齢者を中心に地域での説明指導が必要です。
- 未登録の飼い犬が存在することと、市への登録は済んでいるものの狂犬病予防注射を行っていない飼い犬も存在します。そのため、引き続き、市民への飼い犬の登録及び狂犬病予防注射受診の義務についての周知が必要です。



犬の飼い方教室

一口メモ

○犬の飼い方について・・・

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法により市への登録が義務づけられており、登録すると「鑑札」が交付されます。

また、狂犬病予防注射を毎年1回受けることが義務づけられており、注射を受けると「注射済票」と「ステッカー」が交付されます。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①水質汚濁・悪臭防止対策の推進	河川等の水質汚濁や、悪臭防止を図るための生活排水対策及び水環境保全の啓発に努めるとともに、公共下水道の整備・普及を推進します。 また、工場等への悪臭防止対策の啓発及び指導監視に努めます。	○生活排水対策の推進 ○水環境保全への意識啓発
②騒音・振動防止の対策	騒音や振動に関する規制基準・環境基準の啓発を図るとともに、交通騒音の常時監視及び特定建設作業、特定工場等の指導監視に努めます。	○規制基準や環境基準等の周知 ○交通騒音等監視の実施
③大気汚染防止の推進	野外焼却や粉じん等の苦情に対しては、迅速に現況を把握して有効な対策を講じるとともに、巡回指導を実施して啓発活動に努めます。	○野外焼却禁止の啓発 ○粉じん対策の推進 ○巡回指導の実施
④ペットの適正飼養の普及啓発、ハブ・害虫等対策の強化	動物愛護思想の普及啓発、ペットの適正な飼い方の助言・指導等を強化し、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。 また、ハブ・害虫対策及び空き地の適正管理を促し、市民が安心して健康に暮らせる生活環境の保全に努めます。	○ペットの適正な管理指導 ○ハブ・害虫等対策 ○空き地の適正管理指導

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
動物愛護に関する講習会の実施	実施	継続実施
狂犬病予防注射接種率	47.6%	50.3%

関連する主な個別計画等

- ・ 宜野湾市生活排水処理基本計画（H29～38年度）

基本施策(5) 快適な生活環境の整備

目指すまちの姿

宜野湾市都市計画マスタープラン等各種計画に基づいた土地利用の規制、誘導を図るとともに、秩序ある都市基盤の整備、計画的な住宅・住環境の整備に努め、安全で快適な生活を送ることができるまちを目指します。

現状と課題

- 用途地域の指定及び見直し並びに地区計画等の指定については、関連事業の実施時期に合わせ検討していく予定であるものの、事業実施段階に至っていません。また、実施にあたっては、関係権利者との合意形成を得る必要があるため、関連事業部署との連携が必要です。
- 広大な普天間飛行場の周囲に戦後集落的に発生したスプロール市街地等については、公共施設と宅地が未整備のまま低未利用地となっています。
- 宜野湾市都市計画マスタープランや都市交通マスタープラン・都市交通戦略に基づき都市基盤整備に取り組んでいます。
- 市営住宅建替等の住宅整備に対する取り組みを計画的に行ってきましたが、今後は、既存市営住宅の計画的な修繕及び改善や空き家等に対する対策等、既存住宅ストックの適正な管理・再生等に係る取り組みが求められています。
- 大規模な地震に備え、住宅の耐震化を促進する必要があります。



市街地風景



伊利原市営住宅 B・C 棟（建替実施）

一 口 へ も

○用途地域とは・・・

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域のこと。

○土地区画整理事業とは・・・

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①適切な土地利用の 規制・誘導	宜野湾市都市計画マスタープランに基づき、基地跡地利用を契機とした健全な土地利用の再編に努め、市の振興に資する土地利用の展開を図ります。主に西普天間住宅地区跡地や、西海岸エリアの土地利用の指定や見直し、地区計画等の策定を行い、計画的な土地利用の誘導に取り組みます。土地利用等の見直し等の際には、市民への積極的な周知に努めます。 また、宜野湾市景観計画に基づき、景観資源を大切に守り育て、まちづくりとも連携し、美しさと風格を備えた「ねたて」の景観づくりを推進します。	○地域地区の指定及び見直し ○地区計画等の指定 ○良好な景観形成の推進
②都市基盤の整備	基地跡地やスプロール市街地等について、土地区画整理事業等により、公共施設と宅地を一体的・総合的に整備することにより、健全な市街地を形成し、安全で快適な生活環境を確保します。 各地区の現状や課題を踏まえ、さまざまな整備手法により秩序ある都市基盤の整備を進めます。 また、基地跡地やその周辺地区については、一体的な整備が図られるよう取り組みます。	○土地区画整理事業等の推進 ○長期末着手土地区画整理予定区域に係る市街地整備の検証 ○住環境整備事業等の推進 ○西普天間住宅地区跡地利用に係る土地区画整理事業等の推進 安心 ○基地跡地と連動した市街地整備の推進 安心
③住宅・住環境の 整備	安心して暮らせる住宅・住環境づくりを促進するため、市の住宅施策、市営住宅整備、既存住宅ストックの適正な管理・再生等に関する方向性を示します。 また、耐震化が図られていない住宅の耐震化率向上を支援します。	○良質で安全な住宅整備、住環境整備の推進 安心 ○公営住宅の計画的な修繕及び改善による長寿命化の推進 ○住居表示の整備

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
西普天間住宅地区土地区画整理事業計画の認可	未認可	認可
宜野湾市住生活基本計画の策定	未策定	策定
宜野湾市空家等対策計画の策定	未策定	策定
市営住宅の長寿命化修改善事業実施済み住棟数	0棟	3棟

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市都市計画マスタープラン（H16～32年度）
- ・宜野湾市景観計画（H27年度～）
- ・都市交通マスタープラン及び都市交通戦略（H24年度～）
- ・宜野湾市道路整備プログラム
- ・宜野湾市公営住宅等長寿命化計画（H24～33年度）

基本施策(6) 交通ネットワークの整備

目指すまちの姿

市の中心に普天間飛行場が立地する特異な構造を有している本市において、市民生活の利便性に資する生活道路、幹線道路の整備を着実に推進するとともに、返還予定地を活用した道路や新交通システムの構築により、快適な道路空間の形成を目指します。

現状と課題

- 近年の市街地形成に伴い、市民の道路整備に対するニーズは年々高まっており、道路の新設や改良の推進が求められています。
- 国道 330 号や県道 34 号における交通渋滞や、市の道路交通網は、基地を迂回する形で構築されており、特に渋滞を避けた車両が一般生活道路へ流入し、交通事故や騒音等による生活環境の悪化が深刻な問題となっています。
- 道路（生活道路、幹線道路）に関しては、老朽化が進み、修繕箇所が多く、修繕費も年々増加の傾向にあります。
- 西普天間住宅地区跡地利用計画において、開発により発生する車両交通が県道 81 号に集中し、新たな交通渋滞を引き起こすことが懸念されています。
- 本市は、中部都市圏の都市軸上に位置しており、都市活動や交通流動等の観点から都市圏を支える交通基盤を確立する必要があります。
- 都市計画道路の整備について、道路ネットワーク構築のうえで必要な路線・区間の整備促進を図る必要があります。
- 新交通システムの構築は、沖縄県公共交通活性化推進協議会の事業として取り組んでいます。
- 鉄軌道のルート等を具体的に検討する段階には、基地跡地利用や、周辺地域のまちづくりと連携する必要があります。



道路ふれあい月間清掃活動



呉屋田橋長寿命化修繕工事

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①生活道路の整備・拡充	新設・改良・維持管理については、実情に即した取り組みを推進し、地域住民との連携により、安全・快適で潤いのある環境づくりを進めます。 また、市道認定路線内の漬地面積を確定し、用地取得を推進します。	○安全・快適で発展性のある道路の整備 安全安心 ○市道の維持管理 ○ボランティア活動の促進
②基地関連道路の整備	基地があることにより生じている現在の交通事情を解消するため、普天間飛行場東側の一部返還予定地を活用し、新設道路を整備します。 また、インダストリアル・コリドー地区の共同使用により、西普天間住宅地区跡地開発に資する新設道路を整備します。	○普天間飛行場東側返還地における道路整備 安全安心 ○西普天間住宅地区跡地利用の促進に係る道路整備 安全安心
③幹線道路の整備	地域住民の意向を反映しながら事業化の目的を考慮した上で、都市計画決定を行うとともに、道路整備の必要性、重要性及び緊急性等を検討し、宜野湾市道路整備プログラムに基づき整備を推進します。 また、既存道路の改良を行う際には、交通渋滞の解消や、安全性の向上等も考慮した整備を進めます。	○交通基盤を確立する都市計画道路の整備
④新交通システムの構築	交通渋滞の緩和、市民の利便性の向上、自然環境への負荷の軽減等に資するため、関係機関（国・県等）と連携を図り、公共交通の利用を促進するとともに、普天間飛行場跡地利用等を念頭に置いた軌道系交通システムの導入を検討します。	○軌道系交通システムの導入検討 ○関連機関と連携した公共交通の利用促進

目標指標

指 標	現状値（H27）	目標値（H31）
市道宜野湾11号道路整備延長率	0%	50%

関連する主な個別計画等

- ・都市交通マスタープラン及び都市交通戦略（H24年度～）
- ・宜野湾市道路整備プログラム
- ・キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）跡地利用計画（H27年7月～）

基本施策(7) 上・下水道の整備

目指すまちの姿

市民へ安全・安心な水の安定的な供給を目指します。また、雨水の浸水対策や生活排水の適切な管理により、清潔で快適なまちを目指します。

現状と課題

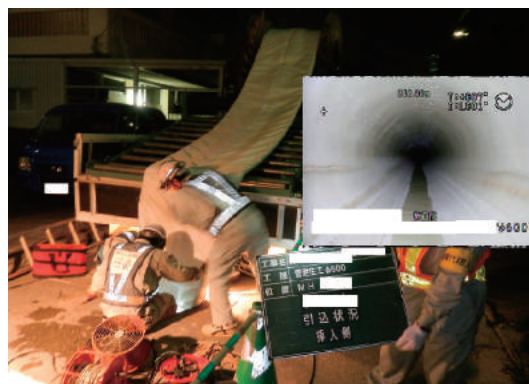
○上水道については、普及率 100%、有収率 96.3%であり良好な経営状況です。老朽管更新における予防保全が求められています。

○下水道については、汚水管の整備率が95%となっており、残りの汚水管の整備箇所について、私道等の私有地への汚水管布設のため、承諾を得るために時間を要しています。また、昭和46年度からの事業開始に伴い老朽化した施設が多くなってきているためその対応が求められています。

○給水設備、排水設備の接続相談や上下水道使用料の相談について窓口を一元化し、より一層、市民サービスの向上を図るため、本市下水道事業の公営企業法適用(平成30年4月1日)に併せ、水道局と下水道課の組織統合に向け取り組んでいます。



配水管改良工事



下水道長寿命化対策工事



○有収率とは・・・

配水された浄水のうち、有収水量（料金として徴収される水量）の割合のこと。数値が 100%に近いほど良いとされます。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①上水道の整備	管路の整備や耐震化事業、漏水の防止対策及び施設の維持管理を行い、有収率の向上、水の安定供給に努めます。さらに、水の安全性の確保から、貯水槽水道の管理指導を強化します。 また、今後の施設整備について関係機関と連携を図り、国に対し財政支援を強く要望していきます。	○送配水管の整備 ○貯水槽水道の適正管理の指導強化 ○漏水防止対策の強化 ○維持管理体制の強化
②下水道の整備	中部流域下水道計画と整合を図り、公共下水道の整備を促進し、水質の保全等に努めます。 また、雨水による浸水対策に努めます。さらに、計画的な下水道施設の維持管理に努めます。 広報等により、下水道事業や生活排水処理に対する理解促進を図り、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保持に努めます。	○公共下水道の整備 ○下水道に関する広報活動の充実 ○下水道施設の計画的な維持管理

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
有収率（有収水量／総配水量×100）	96%	97%以上
下水道接続世帯数	31,887戸	33,087戸

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市水道ビジョン（H23年度～）
- ・宜野湾市下水道長寿命化計画（H27年度 変更）
- ・宜野湾市公共下水道地方公営企業法適用基本計画書（H27年度）

基本施策(8) 公園・緑地及び墓園等の整備

目指すまちの姿

都市公園の整備や維持管理に加え、市民の緑化意識の高揚による緑化の推進等により、緑あふれるまちを目指します。また、墓園・墓地霊園について、墓地立地とまちづくりの調和ある展開を目指します。

現状と課題

- 本市の都市公園計画面積（平成 28 年 3 月末現在）は、588,200㎡、整備済み公園面積は、381,964㎡となっています。また、本市の骨格となる緑地（連続した斜面緑地や宇地泊川周辺のまとまった緑地）は、森林整備計画対象民有林や河川区域として継続指定しています。
- 宜野湾市緑の基本計画に基づき、市民一人当たり公園面積6.0㎡を確保するためには、既決定公園の早期整備及び新たな公園整備促進を図る必要があります。また、本市の骨格となる緑地を保全・活用していくための方策を検討する必要があります。
- 都市公園等のうち約 4 割が設置から 30 年以上経過しており老朽化が進行しています。都市公園については、長寿命化計画を策定し適切な維持管理に務めていますが、総合運動場（市立グラウンド・市立野球場・市立体育館）等については、必要に応じて随時修繕を行っている状況であり、長寿命化計画等を策定し、管理方針や長寿命化対策の時期、コスト等を整理する必要があります。
- 市内各地において愛護団体が緑化活動に取り組み、街の美化や緑化推進に貢献しており、愛護団体に対し助成金や原材料等を支給し活動を支援しています。また、地域における緑化イベントの開催や、花苗・苗木の配付を実施し緑化啓発を図っています。
- 市民等の緑化に対する意識の高揚を図るため、緑化活動の PR や支援制度、助成制度の強化が必要です。
- 既存の公営墓地（野嵩霊園）は飽和状態であることから個人墓地を容認しています。
- 公営墓地の整備については、一定規模以上の公有地が必要となりますが、基地跡地以外では確保が難しい状況です。
- 本市には、火葬場がなく、市外で火葬するために長距離の移動に加え、高い費用を負担しなければならないことや、将来見込まれる火葬需要への対応等、多くの課題があります。



いこいの市民パーク



ボランティアによる緑化活動

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①都市公園の整備	宜野湾市緑の基本計画に基づき、身近な公園等の整備を図るとともに、緑化重点地区に位置づけられている公園等の整備を推進します。 公園の整備にあたっては、市民等の意見も反映させながら、親しみやすい公園の整備に努めます。 また、市内に残されている緑地については、保全を図るとともに、新たな緑の創出に努めます。	○公園の整備 ○既存緑地の保全
②都市公園等の維持・管理運営	都市公園等について、長寿命化計画に基づき施設の維持管理に努めるとともに、将来的に、延命化による既存施設の継続使用、もしくは建替えによる更新や廃止の判断について検討する委員会を設置し、委員会で決定した施設の方針に基づき実施します。	○施設の長寿命化
③緑化の推進	市民が主体となり、緑あふれるまちづくりを展開していくために、学校や地域の緑化ボランティア団体に対する支援に努めるとともに、緑に親しむ自然教育や、緑化イベント等により緑化意識の高揚を図ります。 また、緑化推進団体の育成や、市民等が参加しやすい環境整備を進め、市民等との協働による緑のまちづくりを推進します。	○ボランティア団体との協働による緑化の推進 ○緑化活動の支援 ○緑化の啓発
④墓園等の整備	墓地の点在化を抑制するとともに、既存墓地の適正管理に努めます。また、市街地整備や都市施設整備等に合わせた墓地の集約化を検討し、墓地跡地利用計画における墓園の整備や土地集約型墓地の建設を検討します。 また、火葬場整備についても引き続き、検討します。	○墓地立地とまちづくりとの調和に向けた普及啓発 ○墓地霊園の整備 ○墓園（都市計画墓園）、土地集約型墓地整備の検討

目標指標

指 標	現状値（H27）	目標値（H31）
市民1人あたり公園面積	3.93 m ²	4.06 m ²

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市緑の基本計画（H18～H32 年度）
- ・公園施設長寿命化計画（H22 年度 変更）
- ・宜野湾市墓地基本計画（H25 年度～）

基本施策(1) 基地問題への対応

目指すまちの姿

基地被害 110 番等を通しての市民の声や、基地被害の実態を正確に把握し、市民が実感できる危険性の除去や、基地負担軽減策を着実に実現するとともに、基地の固定化を絶対に阻止し、市民の願いである普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還を実現することにより、市民が平和で安全な生活を送ることができるまちを目指します。

現状と課題

- 市域の約 25%を占める普天間飛行場は、市の中心部に位置し、航空機事故の危険性や騒音等市民生活に大きな負担となっており、一日も早い返還が強く望まれています。
- OKC130 空中給油機の移駐等負担軽減が図られていますが、苦情件数は増加傾向にあるなど、市民が実感できる基地負担軽減策の着実な実施が早急に求められています。
- 普天間飛行場は、1996 年に日米両政府において返還が合意されたものの実現しないまま日米合意から 20 年が経過し、その間、沖縄国際大学へのヘリ墜落事故の発生、さらにオスプレイ 24 機が県民が反対する中、強行配備されるなど、市民の基地負担は限界を超えています。
- 返還合意の原点は「危険性の除去」と「基地負担軽減」であり、普天間飛行場が固定化されることは絶対にあってはならず、目に見える形での進展が求められています。



市内 9 団体による共同声明



普天間飛行場上空写真

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還の実現に向けた取り組み	これ以上問題を先送りすることなく、一日も早い普天間飛行場の返還が実現するよう、政府に対し粘り強く要請を続けるとともに、状況に応じて訪米要請等の機会を通してアメリカ政府への働きかけも検討します。 また、市内各種団体との意見交換や共同での要請行動等、市民と連携した取り組みを引き続き模索し、適宜、普天間飛行場返還アクションプログラムの見直し等についても検討します。	○基地返還に向けた国・県・米国への要請行動の実施 ○市民意見の集約と、返還促進に向けた市民との協働による取り組みの実施 ○市民や県内外に対する情報発信 ○関係機関に対する情報発信
②普天間飛行場が返還されるまでの間の危険性除去及び基地負担軽減の実現に向けた取り組み	基地被害 110 番等に寄せられる苦情や、市内 23 自治会に対するヒアリング等を通して市民の声や、基地被害の実態を把握し、関係機関への要請等を通して、市民が実感できる危険性の除去や、基地負担軽減策の着実な実現を強く求めています。	○基地被害の防止対策の推進 ○基地負担軽減促進対策の実施 ○基地騒音対策（実態調査） ○航空機航路調査の検証

目標指標

指 標	現状値（H27）	目標値（H31）
市内自治会等へのヒアリングの実施	未実施	全自治会
普天間飛行場問題に関する情報発信	パンフレット及びホームページを活用	新たに、映像資料、冊子を作成し、加えて英語版のウェブページの整備等を行う

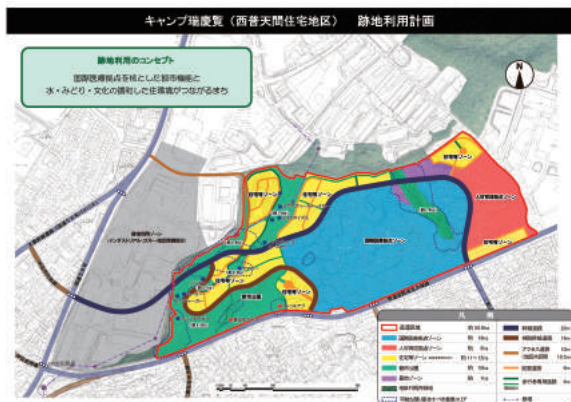
基本施策(2) 基地跡地利用の推進

目指すまちの姿

返還が実現されたキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区跡地）については、土地区画整理事業等各事業化に向けたまちづくりの環境整備等を着実に推進するとともに、今後返還予定の駐留軍用地については、土地の先行取得等を進め、未来へ向けた夢あふれる跡地利用の推進を目指します。

現状と課題

- キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区跡地）では、土地の引渡し後の跡地利用を推進するために地権者の合意形成活動を行っています。今後は、土地利用を円滑に推進するために、地権者全体でまちづくりを推進する組織が必要です。
- 基礎調査の取り組みを開始しているキャンプ瑞慶覧（インダストリアル・コリドー地区）は、「統合計画」において返還期日が「2024年度又はその後」と示されていますが、早期の返還が予定されている南側部分の返還期日が示されていません。
- 「統合計画」において、返還期日が「2022年度又はその後」と示されている普天間飛行場の跡地利用計画の策定に向け沖縄県と共同で取り組みを進めています。
- 普天間飛行場の地権者数は、約 3,900 名（平成 27 年 3 月末）存在し、年々増加していることから合意形成が困難になることが想定されます。
- 普天間飛行場の跡地利用を円滑に進めるため、返還前から計画の立案や地権者への理解を求める必要がありますが、詳細な計画づくりに必要な基地内への立入調査が困難な状況です。



西普天間住宅地区跡地利用計画

一 口 メ モ

○キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）とは・・・

嘉手納飛行場以南の駐留軍用地のうち、他の返還予定地に先駆けて返還される、50.8ha の大規模な地区（東京ドーム約 11 個分）となります。

跡地利用の先行モデルとして、沖縄に潜在する発展の可能性を最大限に引き出すとともに、後追いで返還予定のキャンプ瑞慶覧や普天間飛行場の跡地利用をけん引する役割が新たに求められています。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①キャンプ瑞慶覧跡地利用の推進	キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区跡地）の跡地利用に関しては、まちづくりのリーダーの育成に向けた活動や活動内容を情報発信するなど、地権者の合意形成を図ります。 また、今後返還予定のインダストリアル・コリドー地区の円滑な跡地利用が推進できるよう、基礎調査や合意形成活動に向けた取り組みや、公共公益施設用地の先行取得を検討します。	《西普天間住宅地区跡地》 ○事業化に向けたまちづくりの環境整備の推進 ○跡地利用に関する情報発信 《インダストリアル・コリドー地区》 ○跡地利用計画の策定 ○合意形成活動の推進 ○土地の先行取得の検討
②普天間飛行場跡地利用の推進	普天間飛行場の跡地利用について地権者・市民・県民との合意形成に努めるとともに、国・県等との連携・調整を図り、跡地利用計画の策定を推進します。 また、ホームページや地権者情報誌及び広報誌等によりきめ細かな情報発信に努めます。 さらに、円滑に跡地利用推進を図るため、公共公益施設用地の計画的な確保に向け、同飛行場内の土地の先行取得を実施します。	○合意形成活動の推進 ○跡地利用計画の策定 【安心】 ○跡地利用に関する情報発信 ○土地の先行取得の促進 【安心】

目標指標

指 標	現状値（H27）	目標値（H31）
普天間飛行場跡地利用計画の策定進捗状況	計画(素案)作成に向けた取り組み実施	計画策定に向けた取り組みの実施
普天間飛行場跡地利用に関する情報発信	プロモーションビデオ(PV) (北エリア)の作成	プロモーションビデオ(PV) (全体版)の更新
普天間飛行場土地先行取得面積	2.7ha	9.2ha

関連する主な個別計画等

- ・キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）跡地利用計画（H27年7月～）
- ・普天間飛行場跡地利用基本方針（H18年度～）

基本施策(3) 平和行政の推進

目指すまちの姿

平和に関する学習や交流等を行い、平和の尊さや平和思想に対する啓発及び戦争と復興の歴史の経験を継承できる平和行政を推進します。

現状と課題

- 平和学習受入事業、平和学習派遣事業及び平和祈念事業を実施し、平和の継承と発信に取り組んでいます。平和学習受入事業については、戦争体験者の減少していく中で平和学習の新しいあり方を検討する必要があります。
- 県外からの平和学習に訪れる中学生の受入事業については、修学旅行の一環として、各自治会との地域交流を行っていますが、戦争体験者が減少していく中で、平和学習の新しい取り組みを検討する必要があります。



修学旅行生と自治会の地域交流



ピースフォーラムぎのわん in 市内中学校

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①平和思想の啓発・発信	市民や各種団体等の市民レベルでの平和交流を促進し、平和に関する学習、交流等を通して平和の尊さ、平和思想に対する啓発を行います。	○平和都市宣言の趣旨に沿った取り組み強化 ○平和交流の推進 ○平和思想の市民への普及啓発
②平和学習の環境づくり	平和学習等を目的とした来訪者を受け入れるため、各関係機関等との連携を進め、体制の充実を図ります。	○来訪者の受け入れ体制の充実

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
平和学習派遣事業における派遣生徒の延べ人数	80人	112人



第四次宜野湾市総合計画 資料編

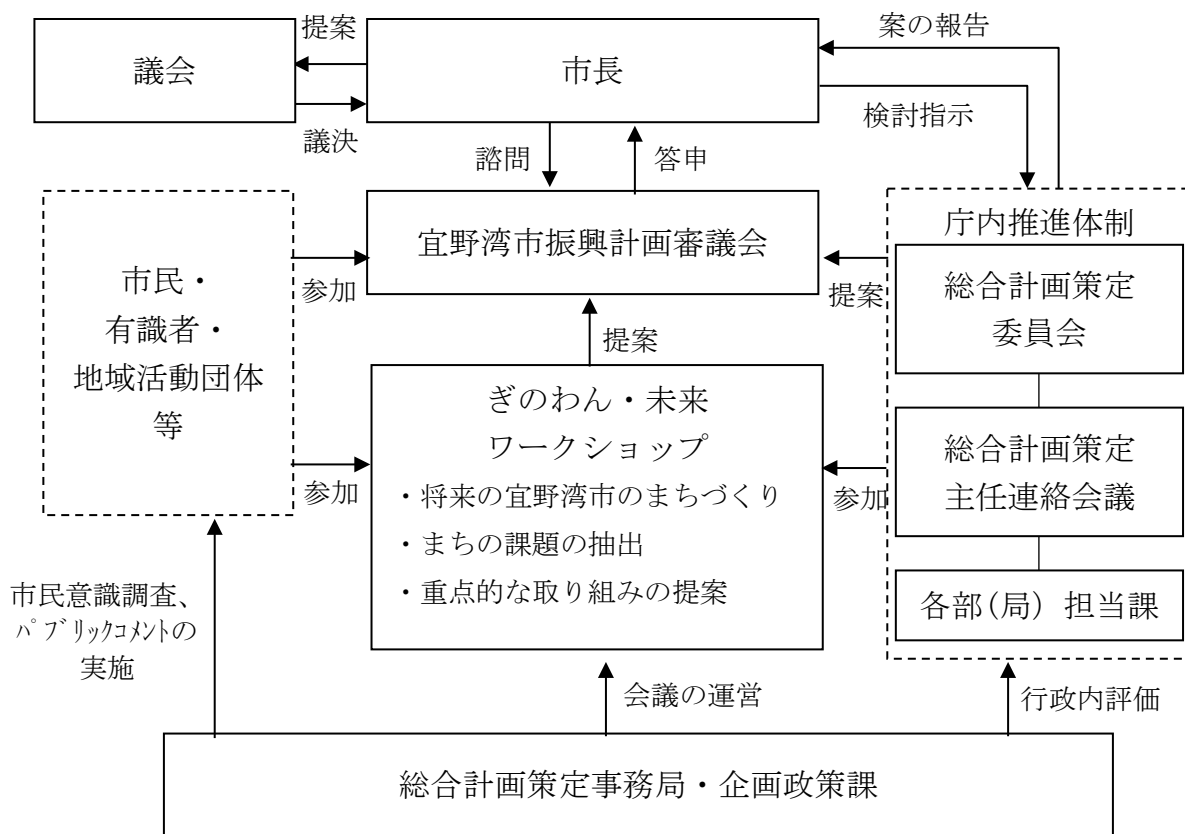
1 策定経緯・体制・関連法規

◆策定経緯

開催年月日		実施・開催事項	会議内容・テーマ等
平成 27 年	7 月	第三次宜野湾市 総合計画に関する 市民意識調査	・居留意向 ・施策に関する満足度・重要度評価 ・今後 5 年間で特に力を入れて取り組む事項 等
	9 月～10 月	第三次宜野湾市 総合計画に関する 行政内評価	・施策の実施状況 ・課題・達成できなかったこと ・重要度・達成度評価 等
平成 28 年	5 月 25 日	第 1 回ぎのわん・ 未来ワークショップ	・10 年後の宜野湾市を考えよう
	6 月 22 日	第 2 回ぎのわん・ 未来ワークショップ	・これまでの取り組みを評価して課題を考えよう
	7 月 27 日	第 3 回ぎのわん・ 未来ワークショップ	・将来の取り組みを提案しよう
	8 月 19 日	第 1 回総合計画 策定委員会	・第四次宜野湾市総合計画基本構想（素案） について
	8 月 23 日	第 1 回総合計画 策定主任連絡会議	・第四次宜野湾市総合計画基本構想（素案） について
	9 月 12 日	第 2 回総合計画 策定主任連絡会議	・第四次宜野湾市総合計画基本構想（素案） 作成について
	9 月 28 日	第 2 回総合計画 策定委員会	・第四次宜野湾市総合計画基本構想（原案） の作成について
	9 月 30 日 ～ 10 月 14 日	パブリックコメント （意見公募手続）	・第四次宜野湾市総合計画基本構想（原案） に対するパブリックコメントの実施
	10 月 5 日	第 1 回宜野湾市 振興計画審議会	・総合計画策定について ・第四次宜野湾市総合計画基本構想（原案） について
	10 月 18 日	第 3 回総合計画 策定主任連絡会議	・第四次宜野湾市総合計画前期基本計画（素 案）について

開催年月日		実施・開催事項	会議内容・テーマ等
平成 28 年	10月21日	第2回宜野湾市 振興計画審議会	・意見および提言の集約と事務局の考え方について ・原案に対する最終提言と質疑
	10月26日	基本構想 答申	
	10月28日	庁議承認及び市長決裁	・第四次宜野湾市総合計画基本構想（案）について
	11月8日	第4回総合計画 策定主任連絡会議	・第四次宜野湾市総合計画前期基本計画（素案）作成について
	11月22日	第3回総合計画 策定委員会	・第四次宜野湾市総合計画前期基本計画（原案）の作成について
	12月1日	第4回総合計画 策定委員会	・第四次宜野湾市総合計画（素案）の修正箇所について ・目標指標の設定の修正箇所について ・前期基本計画（原案）の決定について
	12月6日 ～ 12月26日	パブリックコメント （意見公募手続）	・第四次宜野湾市総合計画前期基本計画（原案）に対するパブリックコメントの実施
	12月12日	第3回宜野湾市 振興計画審議会	・第四次宜野湾市総合計画前期基本計画（原案）について
	12月21日	基本構想 議決	
	12月26日	第4回宜野湾市 振興計画審議会	・第3回審議会における意見の集約と事務局の考え方について ・第四次宜野湾市総合計画前期基本計画（原案）について（継続審議）
	1月12日	第5回宜野湾市 振興計画審議会	・第4回審議会における意見の集約と事務局の考え方について ・第四次宜野湾市総合計画前期基本計画（原案）について（最終審議）
平成 29 年	1月13日	前期基本計画 答申	
	1月19日	庁議及び市長決裁	・第四次宜野湾市総合計画前期基本計画（案）について
	3月28日	前期基本計画 議決	

◆策定体制



◆宜野湾市議会の議決すべき事件に関する条例

○宜野湾市議会の議決すべき事件に関する条例

平成 28 年 3 月 25 日

条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づく宜野湾市議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(議決すべき事件)

第 2 条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市における総合的かつ計画的な行政運営を行うための基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関する事。
- (2) 前号の基本構想を実現するための施政全般に係る基本的施策の方向を総合的かつ計画的に示す基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関する事。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

◆宜野湾市振興計画審議会規則

○宜野湾市振興計画審議会規則

昭和 55 年 3 月 31 日

規則第 17 号

改正 昭和 57 年 5 月 29 日規則第 14 号

平成元年 3 月 17 日規則第 6 号

平成 14 年 3 月 29 日規則第 22 号

平成 20 年 9 月 30 日規則第 20 号

平成 28 年 4 月 19 日規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宜野湾市附属機関設置条例（昭和 55 年宜野湾市条例第 9 号）第 3 条の規定に基づき、宜野湾市振興計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、宜野湾市総合計画の策定及び地域活性化対策の推進等、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行う。

(平元規則 6 ・ 一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市の職員
- (3) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(平元規則 6 ・ 平 20 規則 20 ・ 平 28 規則 26 ・ 一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が委嘱又は任命された時における当該身分を失った場合は、委員の職を失うものとする。
- 3 委員の再任は妨げない。
- 4 市長は、委員に欠員が生じた時は随時補充することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に特定の事項を調査及び審議させるため、必要に応じ専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によつてこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(平 28 規則 26 ・ 一部改正)

(関係者の出席)

第 8 条 審議会及び部会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、企画政策担当課において処理する。

(昭 57 規則 14 ・ 平元規則 6 ・ 平 14 規則 22 ・ 平 28 規則 26 ・ 一部改正)

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

(平 28 規則 26 ・ 一部改正)

附 則

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 5 月 29 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市振興計画審議会規則の規定は、昭和 56 年 11 月 10 日から適用する。

附 則 (平成元年 3 月 17 日規則第 6 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 29 日規則第 22 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 9 月 30 日規則第 20 号)

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 19 日規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

◆宜野湾市総合計画策定に関する規程

○宜野湾市総合計画策定に関する規程

昭和 49 年 10 月 16 日

訓令第 19 号

改正 昭和 52 年 12 月 7 日訓令第 34 号

昭和 57 年 5 月 29 日訓令第 17 号

平成元年 3 月 17 日訓令第 4 号

平成 14 年 3 月 28 日訓令第 14 号

平成 18 年 12 月 20 日訓令第 37 号

平成 28 年 5 月 2 日訓令第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、宜野湾市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるもの
- (2) 基本構想 本市の将来の都市像を描き、まちづくりの方針を明らかにするもの
- (3) 基本計画 基本構想に描かれた都市像及びまちづくりの方針を達成するため、やるべきことをまとめて明らかにするもの
- (4) 実施計画 基本計画を実現するための具体的な事業を明らかにするもの

(総合計画策定の原則)

第 3 条 総合計画は、行政各部門相互の有機的関連を図るとともに、関係諸団体と連絡協調を保ちつつ長期的視点と広域的視野にたつて総合的かつ計画的に全体として秩序と調和のあるものとし、本市の発展に資するよう策定しなければならない。

(基本構想の期間等)

第4条 基本構想の期間は、原則として8年とする。

(基本計画の期間等)

第5条 基本計画の期間は、原則として4年とし、4年を経過するごとに検討を加え、更に4年間の計画として、社会経済等の情勢の推移に適合するように策定するものとする。

2 基本計画は、前項の場合のほか、特に著しい社会経済変動がないかぎりみだりに変更してはならない。

(実施計画の期間等)

第6条 実施計画の期間は、3年とし、単年度ごとに区分し、1年度を経過するごとに検討を加え、さらに3年間の計画として策定する。

2 実施計画は、次の各号のいずれかの理由による場合のほかこれを変更することができない。

(1) 前項の規定により変更するとき。

(2) 基本計画が変更されたとき。

(3) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。

(4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。

(5) その他市長が必要と認めたとき。

(総合計画策定委員会の設置)

第7条 総合計画を策定するため、宜野湾市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、副市長、教育長、水道局長、消防長及び市の各事務部局の部長相当職以上の職にあるもので組織し、委員長に副市長を、副委員長に企画部長をもって充てる。

(委員会の職務等)

第8条 委員会は、市の総合計画に関する事項を調査審議し決定する。

2 委員長は、委員会で調査審議し決定した事項について市長に報告しなければならない。

(委員会の会議)

第9条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは関係職員を会議に参加させ発言させることができる。

(総合計画策定主任連絡会議の設置)

第10条 総合計画策定に関する事務を担当させるため、総合計画策定主任連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議の構成員は、各部局に所属する職員のうちから委員長が任命する。

(連絡会議の職務等)

第11条 連絡会議は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 総合計画立案のための資料収集及び分析に関すること。

(2) 総合計画素案の作成に関すること。

2 連絡会議は、必要と認めるときは関係職員に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(基本構想、基本計画及び実施計画案の作成)

第12条 基本構想及び基本計画は、市長が別に定める方針に従い、委員会が長期的かつ総合的に描く都市像案及び各部の事務事業に関して立案した部門別計画案に基づき委員長が総合調整して原案を作成する。

2 実施計画は、基本計画に従いこれを実現するように各部の長が作成した計画案に基づき企画部長が総合調整して原案を作成する。

(総合計画の決定)

第13条 総合計画は、委員会で策定した原案に基づき市長が決定する。ただし、基本構想及び基本計画については、あらかじめ宜野湾市振興計画審議会に諮問し、答申を受けるものとする。

(庶務)

第14条 委員会及び連絡会議の庶務は、企画政策担当課において処理する。

(補則)

第15条 この訓令に定めるものを除くほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 宜野湾市振興総合計画策定委員会規程（昭和 47 年 7 月 15 日訓令第 7 号）は、廃止する。

附 則（昭和 52 年 12 月 7 日訓令第 34 号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和 52 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 57 年 5 月 29 日訓令第 17 号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市総合計画策定に関する規程の規定は、昭和 56 年 11 月 10 日から適用する。

附 則（平成元年 3 月 17 日訓令第 4 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 28 日訓令第 14 号）

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 20 日訓令第 37 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 2 日訓令第 11 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

2 宜野湾市振興計画審議会

◆宜野湾市振興計画審議会委員名簿

	氏名	所属団体名・役職名等
1	オソグチ コウイチ 瀬口 浩一（会長）	琉球大学 法文学部 人文社会科学研究科 教授
2	イワタ ナオコ 岩田 直子（副会長）	沖縄国際大学 総合文化学部 人間福祉学科 教授
3	オノ ヒロコ 小野 尋子	琉球大学 工学部 環境建設工学科 准教授
4	フクサト キヨタカ 福里 清孝	宜野湾市商工会 会長
5	タカエス ヨシユキ 高江洲 義之	宜野湾市観光振興協会 会長
6	タワタ シンコウ 多和田 眞光	宜野湾市社会福祉協議会 会長
7	タワタ シンリュウ 多和田 眞隆	宜野湾市老人クラブ連合会 会長
8	フジナミ キヨシ 藤波 潔	宜野湾市 PTA 連合会 副会長
9	オオシロ 大城 ちえ子	宜野湾市自治会長会 会長
10	ナミヒラ ミチコ 波平 道子	宜野湾市婦人連合会 会長
11	サキマ ユウコ 佐喜眞 祐子	宜野湾市認可保育園長会
12	タカザト ケンサク 高里 健作	宜野湾市国際交流協会 会長
13	トモリ キヨカズ 友利 清和	一般公募委員
14	モモハラ ミキオ 桃原 幹雄	一般公募委員
15	ミヤギ クニコ 宮城 邦子	宜野湾市教育委員
16	クニヨシ タカヒロ 国吉 孝博	宜野湾市企画部長

◆諮問



宜企画第 208 号
平成 28 年 10 月 5 日

宜野湾市振興計画審議会会長 殿

宜野湾市長 佐喜眞 淳



第四次宜野湾市総合計画（基本構想及び前期基本計画）について（諮問）

第四次宜野湾市総合計画（基本構想及び前期基本計画）を策定することについて、宜野湾市振興計画審議会規則（昭和 55 年宜野湾市規則第 17 号）第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

◆答申（第四次宜野湾市総合計画 基本構想）



宜振審第2号

平成28年10月26日

宜野湾市長 佐喜眞 淳 殿

宜野湾市振興計画審議会

会長 瀬口 浩



第四次宜野湾市総合計画（基本構想）について（答申）

平成28年10月5日付け、宜企画第208号において諮問のありました第四次宜野湾市総合計画（基本構想）について、本審議会は、慎重に議論を重ねた結果、別添のとおり提言事項を取りまとめましたので、最大限尊重していただくことをお願い申し上げます。

第四次宜野湾市総合計画基本構想（原案）提言

No.	※該当 ページ	提言事項
1	P6	「産業別純生産額の推移」の沖縄県、宜野湾市の両グラフ及び「平成 25 年経済活動別純生産」のグラフタイトルについて、「年」ではなく「年度」と修正してはどうか。
2	P7	宜野湾市の経済動向を記述する要素として「市町村民所得（宜野湾市）」及び「一人当たりの市町村民所得（宜野湾市）」を追記することを検討してほしい。
3	P7	文中「純生産額」の用語説明が必要ではないか。
4	P8	「市民意識調査」のグラフでは、子育て・教育の中で重点的に取り組むべき施策が高いものを抜粋していると思うが、市民調査の結果ではどういう要素があったかすべて見せてはどうか。
5	P8	子育て支援制度が平成 27 年に改定となり、国においては「保育」と「教育」両方の言葉を使っている。「子育て・教育に係る動向」について「子育て・保育及び教育に係る動向」としていただきたい。 上記と同様、【社会動向】の２段落目の「また、教育について～」に「また、保育及び教育について～」としていただきたい。
6	P8	「宜野湾市の動向」の文中「全国的には少子化が進む中、本市の小学校・中学校の～」を「全国的には少子化が進む中、本市の出生数及び小学校・中学校の～」とした方が「少子化」という言葉に対して応答的な表現となると考える。
7	P8, 13	児童虐待や要支援児についての明記は必要ないのか。また、保育の現場においては経済的理由からか体調不良時でも病院受診をしない・できない保護者が時々見受けられるが、そのことは表記する必要はないのか。
8	P10	「安心・安全に係る動向」の「宜野湾市の動向」の部分は文が短く寂しい。具体的な内容の記載がない。市民の命を守るところでどのように考えているか方向性について確認したい。
9	P12	「市民協働に係る動向」の「社会動向」文中、住民の行政参加・参画の例として「財政状況などの行政情報の公開やパブリックコメント制度の実施など」が挙げられているが、もう少し良い例があるのではないかと検討をお願いしたい。

※原案に対する提言のため、本計画書のページとは一致していません。

No.	該当 ページ	提言事項
10	P13, 14	「伸ばすべき特性」、「改善すべき特性」とはそれぞれどのようなものを意味するのか、分かりやすく表現していただきたい。
11	P13	「伸ばすべき特性」の項目「子育て環境の充実」について「子育てセーフティネットの充実」とすることを検討願いたい。関連して、P14 まちづくりの方向性の第1段落中における「・・・子育て支援・子育て環境の整備・・・」を子育てセーフティネットと併記してはどうか。
12	P13	伸ばすべき特性の中の「教育環境の充実」を「学校教育の充実」としてしまうと、「教育の環境整備は学校だけで良い」と受け止められる。中央教育審議会において、学校を中核としながらも地域一体となって子育て・教育を行っていく方向性が示されている中、学校教育のみの記載で良いのか。検討してほしい。
13	P14	「基地問題の解決と未来へ向けたまちづくり」の文中、「基地跡地の推進」を「基地跡地利用の推進」に修正してはどうか。
14	P16, 19, 23	「まちづくりの方向性」の中に、「基本目標3」の文言に、また「土地利用」の中に、「水と緑を守る」を入れてほしい。
15	P16, P17	宜野湾市では、学校教育分野において短期海外派遣事業や中国への大学生派遣等に取り組んできたものと考えている。 このような認識のもと、「国際交流を通じた人材育成」という観点を P17 の「未来を担う子供たちの健全な成長を支援する体制の整備」の段落に付加してはどうか。
16	P16, 17	「3 節：まちづくりの方向性」の中に以下の用語を追加してはいかがか。 ・個人の尊厳が尊重される社会 *多様性を尊重する / 違いを認め合う *インクルーシブな社会 ・持続可能なまちづくり *環境共生型の暮らしを志向する社会 *人と地球にやさしい生活を実現する社会 *人口減少社会に備えた取り組み

No.	該当 ページ	提言事項
17	P18	「キーワード」の「未来へつなげる」の文中「子育て支援や子育て・教育環境が～」を「子育て支援や子育て・保育及び教育環境が～」としていただきたい。
18	P18, 19	P18 の将来都市像のキーワードフレーズ「人がつながる、未来へつなげる、ねたてのまち宜野湾～活気にあふれ、豊かで住みよいまちを目指して～」の各キーワードと P19 以降の目標 1～6 の内容を対応させると、 人がつながる → 目標 6 未来へつなげる → 目標 1、目標 2 ねたて、活気にあふれ → 目標 3 豊かで住みよいまち → 目標 4、目標 5 という順序で対応していることから、将来都市像のキーワードフレーズの順番に合わせた目標の構成とし、第 3 章及び第 4 章の一貫性を確保してはどうか。
19	P19	「目標 2：文化を育み、心豊かな人を育てるまち」の部分になると思うのだが、「子ども達が夢を持ち、それに向かって様々な経験から気づき・学ぶことのできる環境」が、宜野湾市の発展に繋がると思う。どこかに入れられないか。
20	P20	「目標 4：安全・快適で持続発展可能なまち」を「安全・快適で持続的発展が可能なまち」にしてはどうか。続く文中の同様の表現も合わせて修正してはどうか。
21	P20	目標 4 では、「快適な生活環境を支える都市基盤整備を推進する」観点の記述がないので追記してはどうか。
22	P20	目標 4 の文中に、「環境教育による市民の意識向上」について追記してはどうか。
23	P20	目標 5 の文中に、騒音等の「基地被害の防止」についての記述を追記してはどうか。
24	P21	将来人口フレームについて、「10 万 5 千人」と想定しているが、土地との関連が見えると良い。

◆答申（第四次宜野湾市総合計画 前期基本計画）



宜振審第5号

平成29年1月13日

宜野湾市長 佐喜眞 淳 殿

宜野湾市振興計画審議会

会長 瀬口 浩



第四次宜野湾市総合計画（前期基本計画）について（答申）

平成28年10月5日付け、宜企画第208号において諮問のありました第四次宜野湾市総合計画（前期基本計画）について、本審議会は、慎重に議論を重ねた結果、別添のとおり提言事項を取りまとめましたので、最大限尊重していただくことをお願い申し上げます。

第四次宜野湾市総合計画前期基本計画（原案）提言

※該当 ページ	提言事項
全体	重点プロジェクトは、横断的に取り組みを行うという面において新たな取り組みになるかと思う。そうした中、計画、事業を実現するために、財政調整機能として新たなシステムを構築する必要がある。予算の一部は重点プロジェクトに配分するなど、検討していただきたい。また、総合的な政策調整機能の充実を検討し、課題を各課で共有できるなど、柔軟なシステムを構築して進めていただきたい。
	フォローアップ機能を充実させてほしい。内部評価だけでなく、外部評価システムの面において、市民の声をしっかり把握し、取り組んでいただきたい。
	今回の審議会のスケジュールはあまりにもタイトである。もう少しゆとりをもったものとしていただきたい。
	現状から課題を見出し、施策の展開へつながるように整理していただきたい。 全体的に「主な取り組み」の表現が抽象的で分かりにくい。分かりやすい表現を検討し、実施計画や個別計画でしっかりやっていることが分かるように記載していただきたい。
	目標指標について、施策によって一事業を取り上げた指標になっているため、目標指標としては分かりにくい。目標指標を掲載するかどうか検討すべきである。 目標値についても、できる値を目標値にしているが、目指すべき目標値を掲げた方がよいのではないか。また、現状値と目標値だけではなく、第三次総合計画後期基本計画のときと同様に、過去の値（参考）を掲載した方が良い。
	一口メモは巻末に用語解説を設けて整理する方がよい。また、該当施策に関連して「ぎのわん・未来ワークショップ」で議論された市民意見を「市民の声」欄として掲示し、市民との距離感を縮める工夫を検討していただきたい。 また、「課題のキーワード」の欄を新設し、「現状と課題」中、文章で書かれた課題を簡潔にキーワードとして抽出し、わかりやすく提示する方法を検討していただきたい。
1	前期基本計画の位置づけについて『基本計画の推進につきましては、平成 27 年度に策定した「宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にて設定しました基本的方向性や客観的指標との整合を図ってまいります。』と記載があるが、これでは、総合計画の方を総合戦略に合わせる内容になっており、主従逆転しているので修正した方が良い。
6	「子ども成長支援プロジェクト」のイメージ図について、「幼児期」から「高校生・大学生」まで成長段階が分けられているが、0 歳からを対象とする取り組みがあるのであれば、「乳幼児期」という表現がよいのではないか。

※原案に対する提言のため、本計画書のページとは一致していません。

該当 ページ	提言事項
6	「子ども成長支援プロジェクト」のイメージ図について、「キャリア形成教育の推進」が高校生・大学生の段階で取り組むイメージであるが、キャリア形成教育は小学生、中学生の段階から実施していくものであるため、プロジェクトのイメージを修正してほしい。 また、ハード面の取り組みに「学校等施設・設備の充実」が挙げられているが、「学校はハード面の整備だけすれば良い」と誤解を与える恐れがあるため、プロジェクトのイメージを修正してほしい。
12-13	「現状と課題」に記載がある自治会の加入率は、重要な課題である。新たに何らかの対策を取らないと、現状のままが続いていくのではないかと思う。 目標指標については、加入世帯数よりも、加入率の方が分かりやすいのではないか。
12	「現状と課題」に、「宜野湾市市民協働推進基本指針」を策定した取り組みについても記載してはどうか。
13	「①市民参加の促進」の項中、下線部の文言及び指標を追加してはどうか。 「市議会と市民との意見交換の場を設け、市民の議会に対する関心を高める<u>とともに行政計画の策定等には市民委員を配置し、市民参加の機会を増やします。</u>」 目標指標に「市民登用延べ人数（市民公募、ワークショップ公募等）」の追加を検討いただきたい。
15	「市男性職員の育児・介護休暇取得人数」、「市管理職に占める女性の割合」を目標指標として追加してはどうか。 審議会の女性登用率の目標値については、現状の伸び率を考慮し、40%としてはどうか。
15	「産業・労働分野での啓発イベント等の開催」について、目標指標として追加してはどうか。
15	主な取り組みで、男女共同参画の教育の推進を強調したらどうか。参加を促す仕組みづくりと教育を強調していただきたい。
15	施策の展開について、企業との関わりや、社会と企業が連携することを入れてはどうか。
17	目標指標について、留学生延べ人数の目標値が年間1人となっているが消極的ではないか。応募がない年があっても、翌年度に2～3名派遣するなど、柔軟な対応が必要ではないか。
17	宜野湾市教育振興計画の策定にあたって、国際教育の視点が盛り込まれている。ここでは教育の視点がない。廈門市との交流プログラムなど検討いただきたい。
17	「主な取り組み」で国際交流協会の活動支援を挙げている。協会の運営について、今後自主運営できないかという動きもある中、目標指標で協会の自主運営のための仕組みづくりや、会員数の増加などを入れていただきたい。
17	廈門市への留学生について、応募が少ない中で今後も続けていくのか。また、廈門市のどこを目指すのか、なぜ交流しているのかを分かりやすく書いた方がよい。

該当 ページ	提言事項
17	目標指標に「外国語による案内標識の拡充」及び「外国語・日本語スピーチ大会の開催」を追加することを検討いただきたい。
19	「大学等との包括連携」についても主な取り組みに入れてはどうか。
21	目標指標の「民生委員・児童委員の委嘱率」は、目標値が 97.8%になっているが 100%を目指した方がよいのではないかな。
23	「①安心できる子育て環境の充実」について、「取組方針」の文章だと、医療費助成について、ひとり親だけが対象となるように捉えられてしまうので、修正を検討いただきたい。 また、保育士の確保や育成に関する取り組みを追加すべきである。
23	「②児童の健全育成に向けた取り組みの充実」について、「主な取り組み」で「小学校区ごとに 1 か所の児童館の整備」が具体的になっているため、そのまま目標指標に挙げるべきか検討してはどうか。
27	「②自立に向けた住環境・就労支援」について、雇用を受け入れた企業に対するメリットはないのか。また、障がい者への免許取得支援や自動車改造支援に関する取り組みを入れてはどうか。
27	「③障がい児への早期支援」の「取組方針」と「主な取り組み」がつながっていない。「インクルーシブ教育の実践」が唐突に入っている感じがするため、修正を検討していただきたい。
27	「④日常生活支援の充実」について、「主な取り組み」に「バリアフリーに関する条例の制定」を入れてはどうか。
28	「現状と課題」に、「平成 24 年度から 28 年度にかけて市社会福祉協議会は「生きがい対応型デイサービス事業」と「軽度生活援助事業」を含む「高齢者地域生活支援事業」を実施していると記載があるが、デイサービス事業は平成 24 年度以前から実施している。文章の修正を検討していただきたい。
30	「現状と課題」に、民生委員、児童委員の取り組みや、生活支援及び就学支援について記載してはどうか。また、年金事務所との連携について、記載してはどうか。
31	「②子どもの育ちの保障と充実」について、子どもを守るための施設、居場所づくりが重要と考える。「主な取り組み」に追加を検討していただきたい。
31	「住生活基本計画」の中で、公営住宅の必要供給量を算出するが、その際に、福祉に関する供給量の把握が十分に行われないおそれがある。担当部署同士連携することが必要である。
32-33	特定健診の受診率向上に向けてどのようなことが行われているのか、市民に取り組みがわかるように記載を検討してほしい。

該当 ページ	提言事項
33	「①健康づくり活動の充実」の「取組方針」に、下線部の文言の追記を検討してほしい。「家庭や学校、 <u>保育、幼稚園、</u> 地域等と連携」 また、「子どもの食と生活リズム」に関する実態調査を行っていただきたい。
33	「②疾病予防対策の強化」の「取組方針」に、特定健診等の受診率について書かれているが、受診することのメリットが見えない。「健診結果の活用」などに関する文言の追加を検討いただきたい。
33	「⑤国際医療拠点構想の推進」は70、71ページの「基本目標6－基本施策（2）基地跡地利用の推進」の中の施策展開に整理する方が良いのではないかな。
34	基本施策名について、「人間力」とは何を意味するのか。定義づけが必要ではないかな。
34-35	「現状と課題」の「抜本的改善充実に係る支援事業」についての文章を削除し、不登校児童の現状について、記載を検討していただきたい。それに伴い、「主な取り組み」及び「目標指標」に不登校児童に関する項目の追加を検討していただきたい。
34-35	虫歯予防に関連して、現在、市で小学校を対象に医療費助成が行われていることを記載した方が良いのではないかな。
35	「①確かな学力の向上」の「取組方針」に、キャリア形成教育について記載を検討していただきたい。
36	施策名「家庭・地域が連携した学校づくりの推進」について、施策名と施策の展開が合っていないように感じる。施策名の変更を検討していただきたい。
37	「①地域と連携した教育活動の充実」の「主な取り組み」、「学校支援地域本部を中核とした学校支援の推進」について、中央教育審議会にて、「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」へと変える方針が出ている。それを踏まえての位置づけ、内容の確認をしていただき、取組方針等に変更があれば、反映をお願いしたい。
37	「③教育環境の充実」に関連して、市では子どもの通学路の安全確保に向けて安全指導等が行われているので、取り組み等の記載を検討いただきたい。
38-39	「地域活動団体」と「社会教育団体」の2つの違いは何か。同じ団体を意味するのであれば統一した方が良いのではないかな。
39	「②郷土を学びつなぐ環境の充実」に関連して、博物館がリニューアルし、今後、市のコアの一つとなることが考えられる。「取組方針」に博物館に関連した記載をしてはどうか。
39	「②郷土を学びつなぐ環境の充実」に関連して、市史編纂に関する取組方針を記載していただきたい。

該当 ページ	提言事項
40-41	観光・リゾート産業の振興にあたっては、駐車場不足が大きな課題である。駐車場不足の解消に向け、「主な取り組み」に項目を追加してほしい。「駐車場不足解消に向けたチームの結成」など、少しでも動き出してほしい。また、駐車場不足問題に関連して、公共交通もうまく活用し、インフラ整備も併せて行っていくことが必要である。
41	「①観光資源の創出と拡充」の「主な取り組み」、「特産品の開発支援」について、支援するだけでなく市が企画し、開発していくことも必要ではないか。
42	「②観光情報の発信及び観光推進組織の連携」について、「滞在型観光」と記載があるが、滞在型観光とするためには、ホテルの誘致など、滞在するための取り組みが必要ではないか。
43	「②受入態勢の強化及びプロモーション活動の充実」について、活動に取り組んでいる方のきめ細かいニーズを把握し、関係者と連携しながら取り組みを行っていく、というストーリーが分かるよう、「取組方針」に記載をしていただきたい。 また、プロスポーツの受け入れだけでなく、学生の合宿受け入れ、パラリンピックの合宿誘致もできるのではないか。
44	「目指すまちの姿」に記載がある「アドバイザーの派遣」についてどのようなイメージを持っているのか。多様性があるので、幅広く対応できるような表現にしていきたい。
44-45	商店街活性化について、民間が事業を行うのを待ち、そこに対して支援するだけでなく、イニシアティブを取り市自らが企画し、事業者を誘致する取り組みを進める必要がある。
47	「②情報通信関連事業者の立地促進」に関連して、民間空き物件の情報提供については、国・県・市も行っているが、民間ニーズに合う物件をリノベーション事業などで作っていく必要がある。市内に IT 企業が立地できる受け皿と、IT 企業支援の方向性を示していく指針を持ったうえで、事業を立案してはどうか。
49	「③各種就業支援及び就業環境整備の推進」に関連して、ワークライフバランスについて、就労時間の短縮に向けた企業の取り組みに対するメリットや、金銭的支援はないのか。具体的にあれば盛り込んでいただきたい。
49	「③各種就業支援及び就業環境整備の推進」に関連して、子育て世代の就労の支援について、ぜひ取り組んでいただきたい。
50	「現状と課題」で、「本市の農地は「宅地化すべきもの」として位置づけられ、」という表現があるが、もう少し分かりやすく誤解のない表現ができないか検討いただきたい。 また、「宅地化すべきもの」として記述しつつも、都市農業の振興とあり、矛盾してないか。都市農業の意味も市民に分かりやすく表現した方がよい。
50	「現状と課題」に、「都市と漁村との交流」とあるが、漁村とはどこのことを言っているのか、修正を検討していただきたい。

該当 ページ	提言事項
51	「①都市農業の振興」の都市農業について、学校教育・食育との連携、子ども会との連携を入れていただきたい。
53	「①防災体制の強化と避難行動要支援者の避難支援」に関連して、備蓄食料の入れ替えが必要な際に、防災教育や学校教育（給食への提供など）に活用できないか、検討していただきたい。また、避難所の確保だけではなく、避難施設の環境の整備も盛り込んでいただきたい。近くの高い建物に避難できるように、民間と提携を結んで避難ビルの指定ができないか。
53	「①防災体制の強化と避難行動要支援者の避難支援」に関連して、「主な取り組み」の「災害情報伝達手段の多様化及び強化」の中に含まれると思うが、外国人や障がい者など、多様なニーズに対応した伝達手法についても文言の追加を検討していただきたい。
53	電線の地中化をもっと推進できないか。「主な取り組み」に盛り込めないか検討いただきたい。
55	「①交通安全対策の強化」に関連して、下校時の子どもの安全を確保できていないので、関係機関・団体と協議できる取り組みや仕組みづくりを推進していただきたい。
55	「②防犯対策の強化」に関連して、「主な取り組み」に、「防犯パトロールの推進」を追加できないか検討いただきたい。
61	「目標指標」の「長寿命化修改善事業実施済み住棟数」は何を指すのか。市営住宅なら、そのように記載した方がよい。 「③住宅・住環境の整備」に関連して、「取組方針」に「住宅の耐震化率向上を支援します。」とあるが、どの住宅を指すのか。新築住宅か既存住宅かが分かるように表現していただきたい。
63	「③幹線道路の整備」に関連して、「取組方針」に「安全性の向上」とあり、良い表現だが、その具体的な内容を「主な取り組み」に記載できないか検討いただきたい。
67	「①都市公園の整備」に関連して、以前に遊具の設置に関する調査を行っていたが、木材などを使った温かみのある素材を使った遊具があれば良い。
67	「①都市公園の整備」に関連して、他市町村では、近隣の公園にバリアフリー対応のトイレがあれば、その周辺の飲食店もバリアフリー対応の店舗として認定されるとのことである。バリアフリー対応の公園の数に地域格差が出ないように、検討していただきたい。
67	「④墓園・墓地霊園の整備」に関連して、火葬場についての記載がないので、記載してはどうか。
68	「現状と課題」に「強行配備」とあるが、どこに対しての「強行」なのか、分かりやすい表現を検討していただきたい。
70	キャンプ瑞慶覧など、より市民に分かりやすいように面積や大きさを入れた方がよいのではないか。
73	「①平和思想の啓発・発信」に関連して、普及啓発に向け、様々な団体が集まって話せる場があれば良いのではないか。

3 目標指標設定の考え方

No.	施策番号	指標	現状値(H27)	目標値(H31)	目標指標設定の考え方
1	1－(1)	自治会加入世帯数	11, 791 世帯	12, 000 世帯	毎年約 70 世帯を増加させる。
2	1－(1)	地域コーディネーター養成講座修了生延べ人数	なし	60 人	協働によるまちづくりを目指し、地域をつなぎ、課題解決に向けた話し合い等を円滑に促進する人材の育成を行う。 年間 15 人を輩出し、4 年間で 60 人の人材を育成する。
3	1－(2)	各種審議会等への女性委員登用率	35. 7%	37.0%	各担当部署が「宜野湾市審議会等委員への女性登用促進要綱」に基づいて登用を行っているが、状況把握と促進を図ることで増加を見込み、第 3 次宜野湾市男女共同参画計画における目標値を目指して設定した。
4	1－(2)	男女共同参画に関する講座への参加者数	563 人	774 人	男女共同参画に関する様々な講座を企画することにより、受講者の増加につなげる。 第 3 次宜野湾市男女共同参画計画における目標値を目指して設定した。
5	1－(3)	中国 ^{アモイ} 廈門理工学院派遣留学生延べ人数	14 人	18 人	友好都市である中国福建省廈門市の市立大学に留学生を派遣し、中国に対する理解を深め、国際的視野を持った人材を育成する。 年間 1 人を派遣し、これまでに 14 人を派遣。31 年度までの目標値を 18 人とした。
6	1-(4)	各種証明書のコンビニ交付サービス導入	事前調査	導入・運用	証明書コンビニ交付サービスを導入することで、各種証明書の取得可能場所や時間帯の拡大など市民サービスの向上を目指す。

No.	施策番号	指標	現状値(H27)	目標値(H31)	目標指標設定の考え方
7	1-(4)	市税収納率(現年度＋滞納繰越分)	95.1%	96.0%以上	前年度収納率より毎年上昇することを目標に設定した。
8	2-(1)	地域支え合い活動委員会の立ち上げ数	20 自治会	全自治会	地域福祉活動を全市的な活動として展開していくため、第三次地域福祉計画において自治会を単位とし、全自治会区域での活動を推進することとしている。
9	2-(1)	民生委員・児童委員の委嘱率	94.2%	97.8%	第三次地域福祉計画において、民生委員・児童委員の確保・充実を図ることとしている。目標値については沖縄 21 世紀ビジョン実施計画目標値(全国平均委嘱率)を設定。
10	2-(2)	ファミリー・サポート・センターどっちも、まかせて会員数	152 人	177 人	保育サポート養成講座を毎年度実施し、会員増を目指す。(過去 5 か年をみると、養成された会員から退会者もいるため、毎年約 7 人の会員増となっている。総合戦略の KPI は 177 人と設定していることもあり、25 人増を目指し、177 人と設定する。)
11	2-(2)	ひとり親家庭生活支援事業利用者の就職者数	なし	22 人	毎年度利用者の 8 割就職を目標(H29 年 8 人＋H30 年 10 人＋H31 年 10 人)×0.8＝22 人)
12	2-(3)	3 歳児健康診査受診率	84.7%	85%	受診率の向上により、疾病の早期発見・治療、子育て支援や虐待等の早期発見等の対応へつなぐことができる。
13	2-(3)	児童福祉支援者研修会及び講演会参加者の満足度	90%	90%	現状の高水準の維持

No.	施策番号	指標	現状値(H27)	目標値(H31)	目標指標設定の考え方
14	2-(4)	身体障害者住宅改造費助成件数	6 件	10 件	対象区分の拡大による、給付件数の増加を見込んで算出した。
15	2-(5)	シルバーパスポートカード協力事業所数	8 か所	12 か所	高齢者の外出機会の確保及び閉じこもりを防止するため、シルバーパスポートカードの提示による割引等を実施する事業所の増加を目指す。
16	2-(6)	就労準備支援事業における講座開催回数	なし	3 回	生活困窮者や生活保護受給者のうち、就労意欲のある者に対し、パソコン教室など就職準備講座を年 3 回開催することを目標とする。
17	2-(6)	子どもの居場所運営支援箇所数	なし	9 か所	子どもたちが徒歩で通える居場所を、各小学校区に 1 か所ずつの確保を目指す。
18	2-(7)	健康相談人数	659 人	950 人	健康づくりを支援し、健康への意識を高めるため、健康相談を実施する。 平成 27 年度の実績値に、相談者の伸び率 10%を加算して目標値を算出。
19	2-(7)	特定健診受診率	33. 2%	60%	第 2 次特定健診等実施計画(最終年度 29 年度)における目標値。
20	2-(7)	麻しん・風しん予防注射接種率	97. 8%	95%以上の維持	沖縄県はしか 0(ゼロ)プロジェクト委員会目標接種率
21	2-(7)	ジェネリック医薬品利用率	73. 2%	80%	増大する医療費抑制のため、低価格で新薬と同等の効果のあるジェネリック医薬品の利用を促し、80%の利用率を目指す。

No.	施策番号	指標	現状値(H27)	目標値(H31)	目標指標設定の考え方
22	3-(1)	全国学力・学習状況調査(小学校) 正答率の総合平均値 の全国との差	-0.5	+3.0	学力向上推進計画「はごろも夢プランⅢ」では、「平成 29 年度までに市の学力を全国水準まで高める」とあり、平成 31 年度には全国平均+3 ポイントで算出。
23	3-(1)	全国学力・学習状況調査(中学校) 正答率の総合平均値 の全国との差	-8.0	-3.0	学力向上推進計画「はごろも夢プランⅢ」では、「平成 29 年度までに市の学力を県平均まで近づける」とあり、平成 31 年度には全国平均-3 ポイントで算出。
24	3-(1)	児童英検の正答率 (小学 5 年生)	85%	88%以上	現状を踏まえ、年度ごとに 1% 程度増加させることを目標に算出。
25	3-(1)	児童英検の正答率 (小学 6 年生)	80%	83%	現状を踏まえ、年度ごとに 1% 程度増加させることを目標に算出。
26	3-(1)	英語検定 5 級合格率 (中学生)	86%	90%	現状を踏まえ、年度ごとに 1% 程度増加させることを目標に算出。
27	3-(1)	ボランティア教育活動 推進校	5 校	全ての 小中学校	現状を踏まえ、全小中学校での実施を目指す。
28	3-(2)	学校支援ボランティア の人数	120 人	180 人	学校の多忙化の緩和及び地域の教育力の活性化を図るため、全小中学校において、毎年度 15 人ずつ増加させることで合計 60 人増を目指す。
29	3-(2)	放課後子ども教室実 施数(小学校区)	3 教室	9 教室	全小学校での実施を目指す。

No.	施策番号	指標	現状値(H27)	目標値(H31)	目標指標設定の考え方
30	3-(2)	ICT を活用した授業ができる教員の割合(小学校)	47%	100%	全ての教職員が、タブレット端末やデジタル教材等、ICT 機器の活用能力向上に努め、視覚に訴える分かりやすい授業の展開を図る。
31	3-(2)	ICT を活用した授業ができる教員の割合(中学校)	58%	100%	全ての教職員が、インタラクティブプロジェクターや書画カメラ、デジタル教科書等の ICT 機器の活用能力向上に努め、視覚に訴える分かりやすい授業の展開を図る。
32	3-(2)	市立小・中学校の耐震化率	85. 5%	100%	市教育振興基本計画の耐震化数値目標であり、旧耐震基準の市立学校施設の整備を計画的に行う。
33	3-(3)	ボランティア活動実施サークルの割合	28%	60%	中央公民館を拠点に活動している団体のうち、活動成果を地域の学習やボランティア活動に活かす団体を年間 1 割ずつ増加させる。
34	3-(3)	スポーツ推進委員派遣事業	実施	継続実施	本市のスポーツの推進のため、市民がそれぞれの体力や年齢などに応じて、スポーツレクリエーションに親しめるよう、今後も継続して実施する。
35	3-(3)	博物館主催の講座等の受講者数	431 人	600 人	現状値に、活動の活発化がみられる博物館友の会会員による活動及び文化財ガイドの博物館利用者数を加え 600 人を目指す。
36	3-(3)	文化財ガイド登録人数	3 人	14 人	宜野湾間切誕生時の 14 字につき、各 1 人のガイド設置を目指す。

No.	施策番号	指標	現状値(H27)	目標値(H31)	目標指標設定の考え方
37	4-(1)	コンベンションエリア入域者数	254.4 万人	325 万人	過去 3 年間(H25～27)の入域者数の平均より算出
38	4-(1)	特産品推奨認定商品数	40 商品	60 商品	5 商品/年×4 年=20 商品 商工会と連携した特産品推奨認定制度により、認定された推奨特産品の普及促進及び販路拡大支援を行う。
39	4-(1)	特産品開発プロジェクトチームの結成	なし	結成	産(商工業、農水産業、観光産業、商工会)、学(大学その他研究機関)、官(行政)、金(金融機関)その他有識者で結成し、それぞれの分野の専門的知識を活かし特産品開発や市産品販路拡大支援を奨励する。
40	4-(1)	市内観光周遊コース及び多言語ガイドマップの作成	なし	作成	既存の内容をリニューアルし、多言語に対応したガイドマップの作成を目指す。
41	4-(2)	横浜 DeNA ベイスターズ春季キャンプや各種プロスポーツ大会の受入	実施	継続実施	横浜DeNAベイスターズキャンプ・琉球ゴールデンキングス公式戦・ビーチサッカー大会等の受入を継続して実施する。
42	4-(3)	地域商店街組織数	1 組織	5 組織	1 組織/年×4 年間=4 組織 市産業振興計画に、平成 30 年度までに 5 商店街を組織すると計画し、重点取り組みとして位置づけている。

No.	施策番号	指標	現状値(H27)	目標値(H31)	目標指標設定の考え方
43	4-(3)	市内空き店舗数	175 件	130 件	平成 27 年度値の-25%である 45 件の減少を目指す。 空き店舗を解消し、多様な業種の店舗の立地を促すことで、地域の特色・魅力となる商店街の活性化を図り、地域経済の循環及び観光等による経済活性化、また、高齢者や買い物弱者の買い物環境、地域交流の場の創出を図る。
44	4-(4)	市内廃業者数	22 件	9 件	産業振興計画の平成 30 年度までの目標値であり重点取り組みとして位置づけている。 本市の事業所のほとんどを占める中小企業は、地域経済や雇用を支える重要な存在であるため、経営基盤の強化を図り、廃業前の経営改善支援及び円滑な事業継承等に取り組む。
45	4-(4)	ワンストップ相談窓口利用者の創業件数	27 件	45 件	創業支援事業計画(ワンストップ相談窓口利用者の実創業者数)の毎年度の目標値。 創業に関する相談、助言、専門的指導等を行い創業環境の充実化により新たな産業の創出を図る。
46	4-(4)	宜野湾ベイサイド情報センターでの創業件数	4 件	15 件	創業支援事業計画(ワンストップ相談窓口利用者の実創業者数)の毎年度の目標値。 情報通信産業(IT)に特化したインキュベーションマネージャーによる相談窓口及び、インキュベーションオフィスの提供等を実施、IT 分野の新産業創出を図る。

No.	施策番号	指標	現状値(H27)	目標値(H31)	目標指標設定の考え方
47	4-(5)	多様な働き方就労支援事業による就労者数	なし	60 人	20 人×3 年間＝60 人 主婦層をはじめ、ひとり親家庭等従来の就業形態では働く事が困難な方々に対する就労支援を実施する。
48	4-(5)	地域キャリア教育支援事業による受講者数	680 人	1,200 人	過去の実績傾向から数値を算出。就業体験イベントや講話を通して幼少期からの就業意識の向上を図り、長期的視点による若年層の雇用情勢の改善に繋げる。
49	4-(5)	宜野湾市ふるさとハローワークにおける相談件数	5,921 件	6,200 件	過去の実績傾向から数値を算出。相談件数を増やし、求職者の就職へと繋げることで、失業率の改善が期待できる。
50	4-(6)	新規就農者延べ人数	2 人	6 人	農業次世代人材投資事業の活用等により、新規就農者の確保を目指す。
51	4-(6)	学校教育における農作業(田いも)体験	実施	継続実施	小中学校を対象とした農作業(田いも)体験を継続して実施する。
52	5-(1)	備蓄食料の整備数	9, 600 食	27, 650 食	3,071 人×3 食(3L)×3 日分＝27,639 食(市地域防災計画に基づく) 平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査に基づく、本市の最大避難者数が 3,071 人で、避難者支援として備蓄する。
53	5-(1)	住宅用火災警報器設置条例適合率	65%	68%	平成 28 年 6 月の全国平均値(66.5%)を上回ることを目標とする。
54	5-(1)	消防水利充足率	80%	85%	国の示す消防水利の基準を踏まえ、本市消防本部の消防水利設置基準及び宜野湾市の現状を勘案した目標値とする。

No.	施策番号	指標	現状値(H27)	目標値(H31)	目標指標設定の考え方
55	5-(1)	普通救命講習受講者数	1, 085 人	1, 500 人	救命率を向上させるため、より質の高い救命技術が習得できる普通救命講習受講者数を概ね 1.5 倍に増やすことを目標とする。
56	5-(2)	交通安全教室の開催回数(高齢者対象)	2 回	5 回	市老人クラブ連合会及び各自治会の老人会を対象に、警察と連携した交通安全教室の実施回数を増やす。
57	5-(2)	防犯ボランティア団体数	63 団体	70 団体	自治会の新たな地域安全モデル地区の指定や、事業所への防犯ボランティア活動の要請を行い、7 団体の増加を目指す。
58	5-(3)	環境活動団体と連携した環境教育講習会の実施	なし	実施	全小学校での環境教育講習会の実施を目指す。
59	5-(3)	家庭ごみの排出量	503.9g／人日	466.5g／人日	ごみの排出抑制や資源化等の分別徹底を強化し、減量化に取り組む。 目標値については一般廃棄物処理基本計画の 1 人 1 日当たりの排出量目標値(平成 28 年度)を設定
60	5-(3)	再エネ・省エネ設備等設置補助による CO2 削減量	51t-CO2	114t-CO2	総合戦略 KPI 指標より 設置補助後の家庭 1 世帯当たり年間CO2 削減量 28.6t-CO2×4 年間＝114.4t-CO2
61	5-(3)	地球温暖化対策に関する出前講座の実施	なし	実施	成人を対象とした地球温暖化対策の普及講座実施を目指す。
62	5-(4)	動物愛護に関する講習会の実施	実施	継続実施	犬の習性やしつけを実技指導することで、人と動物の共生できるまちづくりを目指すため継続実施する。

No.	施策番号	指標	現状値(H27)	目標値(H31)	目標指標設定の考え方
63	5-(4)	狂犬病予防注射接種率	47.6%	50.3%	沖縄県平均接種率(H26 年度) 50.3%を目指す。
64	5-(5)	西普天間住宅地区土地区画整理事業計画の認可	未認可	認可	キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)跡地利用計画を実現化するため、土地区画整理事業計画の認可を目標とする。
65	5-(5)	宜野湾市住生活基本計画の策定	未策定	策定	住宅施策の基本となる宜野湾市生活基本計画を策定する。 沖縄県住生活基本計画において、H32 年度までに全市町村策定済みとする目標値あり。
66	5-(5)	宜野湾市空家等対策計画の策定	未策定	策定	防災・衛生・景観等の生活環境に影響を及ぼしている空家等に関する対策方針を示すため、宜野湾市空家等対策計画を策定する。 住生活基本計画(全国計画)において、H37 年度までにおおむね 8 割の市町村が策定済みとする目標値あり。
67	5-(5)	市営住宅の長寿命化修改善事業実施済み住棟数	0 棟	3 棟	宜野湾市公営住宅等長寿命化計画において予定されている修改善事業のうち、H31 年度までに実施済みとなる予定の住棟数(伊原市営住宅 E・F・G 棟)
68	5-(6)	市道宜野湾 11 号道路整備延長率	0%	50%	整備延長(%)
69	5-(7)	有収率(有収水量／総配水量×100)	96%	97%以上	水道ビジョンにおける有収率目標値

No.	施策番号	指標	現状値(H27)	目標値(H31)	目標指標設定の考え方
70	5-(7)	下水道接続世帯数	31, 887 戸	33, 087 戸	300 戸/年
71	5-(8)	市民 1 人あたり公園面積	3. 93 m ²	4. 06 m ²	H31 年までに整備(供用開始) 予定公園面積に基づき、 公園供用面積÷宜野湾市人口(推計)で算出。 現状値(381,964 m ² ÷97,194 人=3.93 m ²) 目標値(490,568 m ² ÷100,395 人=4.06 m ²)
72	6-(1)	市内自治会等へのヒアリングの実施	未実施	全自治会	基地被害の実情について、市内全自治会に対しヒアリングを行い、市民生活への影響の実態把握等をよりきめ細かく実施し、市の施策に活かすことを目標とする。
73	6-(1)	普天間飛行場問題に関する情報発信	パンフレット及びホームページを活用	新たに、映像資料、冊子を作成し、加えて英語版のウェブページの整備等を行う。	県内外、更には米国をはじめ全世界に向けて、普天間飛行場等の米軍基地を抱える本市の実情を発信することを目標とする。
74	6-(2)	普天間飛行場跡地利用計画の策定進捗状況	計画(素案)作成に向けた取り組みの実施	計画策定に向けた取り組みの実施	平成 29 年度作成予定の跡地利用計画(素案)に基づき、その後の跡地利用計画の作成に向けた取組を実施していくことを目標値とする。
75	6-(2)	普天間飛行場跡地利用に関する情報発信	プロモーションビデオ(PV)(北エリア)の作成	プロモーションビデオ(PV)(全体版)の更新	普天間飛行場跡地利用計画に関する情報発信ツールとして活用するプロモーションビデオ(全体版)を更新することを目標値とする。

No.	施策番号	指標	現状値(H27)	目標値(H31)	目標指標設定の考え方
76	6-(2)	普天間飛行場土地先行取得面積	2.7ha	9.2ha	普天間飛行場で予定している土地先行取得面積 11.5haのうち、平成 31 年度までに取得予定の 9.2haを目標値とする。
77	6-(3)	平和学習派遣事業における派遣生徒の延べ人数	80 人	112 人	戦争の悲惨さ、命の尊さを若い世代へ継承する目的で、平成 17 年度から事業を開始している。市内 4 中学校から代表生徒 2 人、計 8 人を長崎県へ派遣しており、これまでに 10 回(累計 80 人)を派遣。平成 31 年度までの目標値を 112 人とした。 (8 人×4 年間=32 人増)

4 用語解説

あ行	
ICT	コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称のこと。
あしび村やーデイサービス事業	一人暮らしや外出する機会が少ない 65 歳以上の高齢者が対象で、地域の公民館に週 1 回集まり、趣味の講座や地域でやりたいことを計画し、地域の方と交流する機会を増やし、生きがいつくり活動を行うサービスのこと。
アフターコンベンション	見本市・シンポジウム・博覧会等、コンベンションの後の催しや懇親会のこと。
一次予防	健康増進と疾患の発生防止を目指すもので、一般的に“予防”とよばれているのはこれをさす。
インキュベーション	起業の支援、創業間もない企業、中小企業の事業が軌道に乗るように支援すること。
インクルーシブ教育	障がいの有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。
インバウンド	外国人旅行者を自国へ誘致すること。日本においては、海外から日本へ来る観光客を指す外来語のこと。
沖縄振興特別措置法	沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現を目指し、10 年間の時限法として平成 14 年 3 月に成立。平成 24 年 3 月には、法律の期限を 10 年間延長するとともに、沖縄県の主体性をより尊重し、財政・税制面を中心とした国の支援策をさらに拡充する内容の法改正が行われた。
オフショア	システムやソフトウェア等の開発を海外の企業等に外注すること。国内の遠隔地の企業等に外注する「ニアショア」と対をなす言葉である。
か行	
緊急通報システム	対象者に緊急事態が発生した時、ペンダント型の送信器を押すことによって自動的に通報センターに連絡され、協力員をとおして救急車の要請等適切な対応を行うサービスのこと。定期コールのサービス・相談も行っている。
グローバル化	政治・経済、文化等、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。
景観形成重点地区	「宜野湾市景観計画」にて、景観づくりを重点的に推進すべきと位置づけられる地区のこと。

権限移譲	住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の事務・権限を市町村へ譲り移すこと。
校務支援システム	出欠や成績等を情報化し、管理を行うシステムのこと。
国際医療拠点構想	平成 27 (2015) 年 3 月に米軍から返還されたキャンプ瑞慶覧の一部である「西普天間住宅地区」の跡地に、琉球大学医学部及び同附属病院の移転を中心に、高度医療や研究機能の充実、地域医療水準の向上、国際的な研究交流及び医療人材育成等を図る構想のこと。
国際感覚	国外のさまざまな文化や価値観を知り、自国内に限った観点ではなく国際的な観点からものを考えることのできる感覚。自国の常識にとらわれず、より広い価値観や考え方で物事を捉えるセンスのこと。
コンセンサス	意見の一致。合意。
コンベンション	人、情報、知識、物等の交流の場、集まりのこと。本来は単に「会議」の意であるが、近年ある地域や国へ人、情報、知識、物と呼び込むシステムを総称して用いられる。
こんにちは赤ちゃん事業	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業のこと。
さ行	
作付け	耕地に作物を植付けること。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っている非営利の民間組織のこと。
自主財源	地方公共団体が自主的に調達できる財源のこと。地方税・手数料・使用料・財産収入・寄付金等。
自主防災組織	災害対策基本法第 5 条第 2 項において規定する地域住民による任意の防災組織。地域住民一人ひとりが、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の取り組みを担う組織のこと。
指定管理者制度	体育館や図書館等、地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度のこと。
児童委員	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

自動償還方式	市の窓口で助成金支給申請することを簡素化するシステム。保護者は一旦自己負担金を支払えば、その後助成金支給申請を市の窓口で手続きする必要はなく、助成金は後日指定の口座に自動振込みとなる。
シルバー人材センター	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、地域毎に1か所ずつ設置されている高齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的または軽易な業務を、請負・委任の形式で行う公益法人のこと。
純生産額	国民所得に間接税を加え、政府による補助金を控除したもの。
スクールカウンセラー	教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のこと。
スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって支援する専門職のこと。
スプロール市街地	無秩序に拡大した市街地のこと。
世界のウチナーンチュ大会	ウチナーネットワークを持続的に継承、発展させるとともに、沖縄独自のソフトパワーを国内外に発信し、その魅力と可能性を活用して沖縄の未来を切り開いていくことを目的として開催するもの。これまで、世界に雄飛した県系人の功績を称えとともに、ウチナーネットワークの確立、発展を目指して、文化、経済、人材育成、スポーツ等の各分野で、世界のウチナーンチュと県民との交流を通じた様々な取り組みがなされてきた。
セールスプロモーション活動	販売促進活動のこと。
潜在的待機児童	将来の保護者の就労希望等により今後認可保育園を利用したいと希望する世帯の児童のこと。
た行	
滞在型観光	1箇所に滞在し静養や体験型を始めとしたレジャーを楽しむこと。または、そこを拠点に周辺の観光を楽しむレジャー形態のこと。
短期集中サービス A	予防訪問介護サービスの類型の一つ。生活援助等を行う。
短期集中サービス B	予防訪問介護サービスの類型の一つ。住民主体の自主活動として、生活援助等を行う。
短期集中サービス C	予防訪問介護サービスの類型の一つ。保健師等による居宅での相談指導等を行う。

男女共同参画（社会）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。 文化交流や親善を目的とした地方同士の関係のこと。親善都市、姉妹都市とも呼ばれる。
地域支え合い活動委員会	自治会、民生委員・児童委員、ボランティアの方々を中心に、それぞれの地域で抱える課題の発見・解決に取り組む組織のこと。
地域包括ケアシステム	2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するサービスのこと。
地方分権	中央政府が地方政府に対し、政治や行財政の制度面、運営面で大幅に自律性を認めている仕組みのこと。
チュイシーセンター	地域レベルの福祉の相談窓口であり、自治会を中心とする地域の支え合いの仕組みづくりをサポートする拠点となる場で、宜野湾市社会福祉センターに設置している。 （※チュイシー：沖縄の方言。自分の能力の範囲で思いやりをもってお互いに助け合うということ。）
ちゅらさん運動	県、県教育庁、県警察、市町村及び県民等が総ぐるみで行う防犯のための運動のこと。
D V	ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略称で、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われることが多い。
特定健診	内臓脂肪の蓄積等に着目した生活習慣病（糖尿病や脳卒中、心筋梗塞、高脂血症、高尿酸血症等）を予防する目的で、40～74 歳までの公的医療保険加入者を対象として、全国の市町村に新たに導入された健康検査のこと。
特定保健指導	特定健診の結果から、医師や保健師、管理栄養士等が生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、1 人 1 人の生活習慣に合わせて行う保健指導のこと。
都市型オーシャンフロント・リゾート地	沖縄 21 世紀ビジョン基本計画に示された、本市から読谷村に至る西海岸地域において目指すべき姿のこと。 本市において、地域の既存資源を活用しながら、スポーツ、食、医療機能等を拡充することによって、テーマの独自性の向上により周辺地域における拠点機能と連携し、国際競争力を持つ都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を目指している。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

な行	
ニアショア	システムやソフトウェア等の開発を国内の遠隔地の企業等に外注すること。海外の企業等に外注する「オフショア」と対をなす言葉である。
ねたて	古謡「おもろそうし」に表された言葉で、古琉球の時代から「物事の根元」または「共同体の中心」、「まつりごとの中心地」を意味する。
は行	
パブリックコメント	市が基本的な政策等の策定を行う場合、事前にその案を公表して、市民から意見を募集し最終的な意思決定を行う一連の行為・手続きをいう。
ファミリー・サポート・センター	「子育ての援助をしてほしい人」と「子育ての援助をしたい人」がお互いに会員になって有償で助け合う会員組織。以下の種類に分けられる。 おねがい会員・・・子育ての援助をしてほしい方。 まかせて会員・・・子育ての援助をしたい方。 どちらも会員・・・上記の子育ての援助について、両方を希望する方。
フォーラム	テーマや趣味等、共通の話題について情報を交換し合う会合のこと。
プロムナード	散歩道、遊歩道のこと。
プロモーションビデオ	宣伝・販売促進用のビデオのこと。
放課後デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること。
ま行	
まちでニッコリ(*^_^*)あいさつ・声かけ運動（まちニコ）	宜野湾市独自の取り組み。毎月25日を「まちニコデー」として、あいさつ声かけ運動を推進している。あいさつを通して隣近所が知り合いになるきっかけをつくり、地域住民がつながるまちを目指す。
まち・ひと・しごと創生法	「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成」、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」、「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を一体的に推進すること（まち・ひと・しごと創生）について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画の作成等について定めるもの。

民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。
無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術等、人々が日常生活の中で生み出し継承してきた無形の民俗文化財のこと。
メンタルヘルス	精神面における健康のこと。
や行	
友好都市	文化交流や親善を目的とした地方同士の関係のこと。親善都市、姉妹都市とも呼ばれる。 宜野湾市と廈門市は、昭和61年（1986年）11月に市職員野球チームが友好親善試合で廈門市を訪問したことを契機に双方の交流が始まり、以来、人的往来を中心として相互訪問を重ね、平成7年（1995年）11月、交流10年目にして友好都市提携の実現に至った。
有形文化財	建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上または芸術上価値の高いもの、および考古資料その他の学術上価値の高い歴史資料のこと。
有収率	配水された浄水のうち、有収水量（料金として徴収される水量）の割合のこと。数値が100%に近いほど良い。
用途地域	都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域のこと。
要保護児童対策地域協議会	児童虐待をはじめ、非行や不登校、障害等の児童に関する課題解決を図る組織のこと。 本市では、31の関係機関・団体で構成されている。 当該協議会の本市における愛称・・・じのーんキッズ安心ネット
ら行	
リーフレット	宣伝・案内等のための一枚刷りにした印刷物。折りたたんで冊子状にしたものもいう。
リサイクルセンター（エコループ池原）	宜野湾市、沖縄市、北谷町の3市町で構成している「倉浜衛生施設組合」のごみ処理施設（中間処理施設）のこと。沖縄市内に所在している。 「燃やせないごみ」及び「不燃性粗大ごみ」の破碎・選別処理、「缶類」の選別・圧縮処理、「びん類」の選別処理、「ペットボトル」及び「古紙類」の圧縮梱包処理を行い、資源化が行われている。 その他、「燃やすごみ」の熔融処理を行う「エコトピア池原（熱回収施設）」がある。

臨床心理士	臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の“こころ”の問題にアプローチする「心の専門家」のこと。
ロードサイド（ショップ）	幹線道路沿いに、自家用車での利用を前提として立地する店舗のこと。
わ行	
ワークショップ	講師の話を参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりするなど、参加体験型、双方向性のグループ学習のこと。
ワークライフバランス	働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

5 ゐのわん・未来ワークショップ

第1回 ぎのわん・未来ワークショップ 結果概要 《テーマ》 ～10年後の宜野湾市を考えよう～	日時： 平成28年5月25日（水） 19時00分～21時00分 場所： 宜野湾市役所 別館3階 第1会議室 出席者数： 19名
---	--

1 検討内容

ワークショップの進め方としてワールドカフェ方式を採用し、以下の内容についてグループワークを行いました。

- 1 ラウンド：10年後の宜野湾市はこんなまちにしたい
- 2 ラウンド：こんなまちになってほしくない宜野湾
- 3 ラウンド：理想の宜野湾市を実現するために市民がすべきこと
- 4 ラウンド：元のテーブルに戻って、キーワードを3つ考える

2 検討結果

各グループから発表された「10年後の宜野湾市に向けてのキーワード」は以下のとおりでした。

【グループA】

キーワード	説明
交通改善	慢性的に発生している交通渋滞があるのを直す必要がある。
コミュニケーション	地域のコミュニケーションが大切である。
参加すること	自治会をはじめ、いろいろな場所に参加することが大切である。 これからのまちに必要なものは、参加し、皆で議論していく必要がある。

【グループB】

キーワード	説明
地域コミュニティ活性化	防犯や子育てなどの面において、地域コミュニティがないとこれからの時代は厳しいのではないかと。コミュニティが核になる。
国際交流拠点	コンベンションセンターがあり、国際的なミーティングができる場所となっている。他にも大山のアメリカ家具など、国際的な色も残っている。そこを活用した交流拠点にする。
文化の町	普天間神社もあり、その他芸能も宜野湾にはある。大学等もあることから、文化のまちができると思う。

【グループC】

キーワード	説 明
ジョニー宜野湾 10万人計画	宜野湾を知ることからはじめ、宜野湾を好きになってもらう。人口は今9万4000人であるが、目標人口は10万人。人口が増えすぎるのも良くないが、皆が宜野湾を知ってそれを発信していくことが大切である。
まちでにっこり 挨拶ができる	道で会って挨拶することからお互いを知ることが始まる。10年後に向けて周りの人たちを知ることが大切である。
コミュニケーション	地域の中でコミュニケーションが活発になれば良いのではないかな。地域単位で隣2、3件同士イベントを実施するなど、地域のコミュニケーションを大切にしていく。

【グループD】

キーワード	説 明
参画しやすい宜 野湾市	こういったワークショップのように、皆が参画し宜野湾市のことを考えることが大切なのではないかな。義務などではなく、皆が参画できるような社会にしていきたい。
コミュニケーション ができる宜 野湾市	最近、隣近所がわからない時代になっており、安全ではない。コミュニケーションをすることによって、参画しやすい宜野湾市にも繋がる。
安心・安全な宜 野湾市	子どもが住みやすい、女性がひとりで歩ける安全・安心な宜野湾市を目指していくことが必要である。

【全体のまとめ】

- ・ 『コミュニケーション』というキーワードが各グループから発表されました。
- ・ 他にも『参画すること』や、『国際交流拠点』、『交通改善』といったキーワードが発表されました。
- ・ また、『ジョニー宜野湾10万人計画』ということで、総合計画の中で将来人口を検討する際の参考になる意見も発表されました。

第2回

ぎのわん・未来ワークショップ

結果概要

《テーマ》

～これまでの取り組みを評価して課題を考えよう～

日時：平成28年6月22日（水）

19時00分～21時00分

場所：宜野湾市役所

別館3階 第1会議室

出席者数：15名

1 検討内容

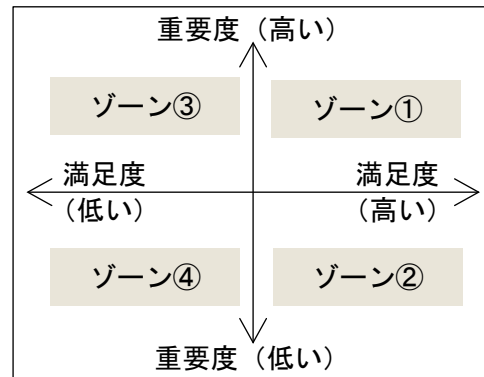
5つの分野（子育て・健康福祉、教育・文化、産業・経済活性化、防災・安全安心、環境・都市形成）ごとにグループワークを行いました。

【ワーク①】施策ごとの満足度・重要度評価

【ワーク②】宜野湾市の強み・弱みの検証

【ワーク③】重要課題の抽出

■検討シート



2 検討結果

各グループから発表された、重要課題は以下の通りでした。

『子育て・健康福祉』 ～重要課題の抽出～

① 地域の支え合いの拠点としての自治会活動が活発である反面、加入率が低く、特定の人の負担が増えている

【概要】自治会により高齢者の社会参画、デイケアサービスなど実施できており、地域の福祉活動の核となっている反面、加入率が低下しており、特定の人が支えていることが問題である。

② 子育て環境は向上しているが、個別の問題への取組みが不十分である

【概要】安心できる子育て環境が形成されているが、小学校が飛行場に隣接していることなど、問題も残されている。今後、多様化する問題に対し、ケースバイケースで対応していくことが重要である。

『教育・文化』 ～重要課題の抽出～	
① 幼稚園教育・義務教育等の環境の充実及び安全対策のための教育基盤の整備と機関間の密接な連携	
【概要】	ハード面・ソフト面合わせた対策が必要である。
② 芸術・文化活動及び文化財の保護を推進するコーディネーターor ディレクターの配置	
【概要】	芸術・文化活動等に使用できる施設があるにも関わらず有効活用できていない。 芸術・文化活動を引っ張っていく人材が必要である。 市内で文化活動を提供しているものが多いので、若い人も利用できるような基盤を整備する必要がある。

『産業・経済活性化』 ～重要課題の抽出～	
① コンベンション・リゾート環境の整備・充実	
【理由】	現状として満足度は高いが、駐車場不足など課題が残されているため、さらなる充実が必要である。 東海岸に MICE 施設ができることも踏まえ、コンベンションの活用を考える必要がある
② 人材の育成・確保	
【理由】	県全体で見ても、人材不足が深刻である インバウンドにも対応した、多言語を扱える人材の確保が課題である。

『防災・安全安心』 ～重要課題の抽出～	
① 防災・減災に向けた防災士などの人材育成と自主防災組織づくり連携 ～いつか来るその時に備えて～	
【概要】	自然災害はいつ起こるか分からないので、いかに備え、減災するかが重要である。日ごろから防災士の育成や救急講習の実施や、避難マップ、防災マップの普及啓発活動をしていくことが重要である。
② 子供からお年寄りまで、すべての人が安全・安心して暮らせる地域づくり	
【概要】	夜間パトロールや、街灯の設置等により安全な暮らしを守ることが重要である

『環境・都市形成』 ～重要課題の抽出～	
① 普天間基地（航空機騒音、生活・都市基盤の整備）	
【概要】	普天間基地があることによって、騒音が発生し、生活基盤の整備も遅れている。
② 葬祭場の整備～安心して死ねるまち～	
【概要】	宜野湾市には葬祭場がない。市民が宜野湾市で生まれ、宜野湾市で亡くなることができるように、葬祭場を整備してほしい

第3回

ぎのわん・未来ワークショップ

結果概要

《テーマ》

～将来の取り組みを提案しよう～

日時：平成28年7月27日（水）

19時00分～21時00分

場所：宜野湾市役所

別館3階 第1会議室

出席者数：16名

1 検討内容

5つのテーマ（子育て・健康福祉、教育・文化、産業・経済活性化、防災・安全安心、環境・都市形成）ごとにグループワークを行いました。

【ラウンド①】第1回会議で示された10年後の宜野湾市を実現するための取り組みを提案①

【ラウンド②】第1回会議で示された10年後の宜野湾市を実現するための取り組みを提案②

【ラウンド③】第1回会議で示された10年後の宜野湾市を実現するための取り組みを提案③

【ラウンド④】重要な取り組みを抽出

2 検討結果

グループワークの結果により、各分野（各グループ）で抽出された10年後の宜野湾市を実現するための重要な取り組みは以下の通りでした。

●『子育て・健康福祉』グループの取り組み

10年後の宜野湾市	重点的な取り組み
①地域の支え合いや自治会活動への参加者を増やすための取り組みを提案	➤ 若者に自治会の意義・目的を伝える。 ➤ 老人会、青年会、子ども会などの組織をしっかりと作り直し、質の高い活動をする。 ➤ 自治会対抗の運動会や行事を行うなど、自治会活動を活性化させる。子どもを中心とした行事により、親も参加することができる。
②多様化する子育ての個別問題に対する対応策を提案	➤ 「子育ては親育て」というスローガンを掲げる。 ➤ 子どもにかかるお金の負担を減らす免除（教育関係の費用）。 ➤ 企業（役所）内保育所の整備。 ➤ 「NPO」連絡会議を設け支援メニューを体系化（重複しないように）して、効率的に実施。 ➤ 子育て世代が気軽に情報収集しやすい場づくり（大型スーパー等を活用してはどうか）。

●『教育・文化』グループの取り組み

10年後の宜野湾市	重点的な取り組み
①教育環境と安全対策に向け、必要な取り組みを提案	➤ 教育環境整備の目標設定・評価ができるように市教育委員会内にプロジェクトチームを設置するとともに、地域で教育支援できるコーディネーターを配置（学習支援）。学校時間外のサポートを強化する。
②芸術・文化活動のための資源の活用方策とコーディネーターの役割を提案	➤ 資源（博物館やホール等）の利用基準を利用者視点で緩和するプログラムの設定による自由度の高い利用。 ➤ プログラムの開発と地域にかかわる体験学習の実施等をリーダーシップのもと行う。

●『産業・経済活性化』グループの取り組み

10年後の宜野湾市	重点的な取り組み
①コンベンション・リゾートの活用方策と必要な整備を提案	➤ 滞在型のホテル誘致 民泊。 ➤ ICTを活用した観光客誘致。情報センターとの連携。 ➤ 海風、太陽光を利用したエネルギー源設備を建てる（未来的なデザインコンセプトエリアとして）。 ➤ 食事、レストランのリゾート強化（市民向け）。 ➤ 経済リゾート資源のPR・開拓。
②人材を育成するための方法を提案	➤ 田イモ産業の法人化によるノウハウの伝授。 ➤ 田イモ、うなぎ養殖を行う。 ➤ IT管理による農業 ➤ 60代のIT能力強化 シニアへの教育。 ➤ 琉大・沖縄など学校との連携強化。

●『防災・安全安心』グループの取り組み

10年後の宜野湾市	重点的な取り組み
①防災・減災に向けた取り組みと、自主防災組織が連携すべきことを提案	➤ 防災士1000人を育成するために、資格取得に向けた支援を実施する（防災士による避難マップ、地域の啓蒙活動への期待）。
②安全・安心して暮らせる地域づくりに向けた、市民や地域の取り組みを提案	➤ 夜道を安心して歩くことのできる取り組みとして、外灯の設置や住宅にある外灯の活用（電気代、電球の補助） ➤ 地域安全マップの作成（たいようの家の場所の把握）

●『環境・都市形成』グループの取り組み

10年後の宜野湾市	重点的な取り組み
①住環境の改善（緑化・騒音等）に向けた取り組みを提案	➤ 交通改善のために、特に混雑する真栄原から大謝名への道路拡張および、朝夕のラッシュ時だけでも普天間基地内を横断可能にする。 ➤ 住環境の改善・緑化推進のため防災・貯水・ターミナル・墓地・避難所等を含む多機能公園と川の整備。
②環境問題やごみ対策と環境思想の普及・啓発の取り組みを提案	➤ 西普天間地区へ葬祭場をつくる。 ➤ シンガポール並みの罰金制など条例強化によってゴミの不法投棄等を防止する。

6 市民意識調査

1 調査概要

(1) 概要

目的	市民の生活環境や暮らしのこと、それに対する考えなどをうかがい、住みよい宜野湾市をつくるための参考資料とするものである。
調査対象者	市内在住の方々のうち、無作為で抽出した 20 歳以上の方。
調査方法	郵送により調査票を配布・回収。また市HPにて募集も行った。
調査期間	平成 27 年 7 月 15 日（水）～平成 27 年 7 月 27 日（月）
回収結果(郵送分)	調査数 : 3,000 人 有効回答数 : 524 票（有効回答率 : 17.5%） ※市HPでの回答は無し

(2) 調査項目

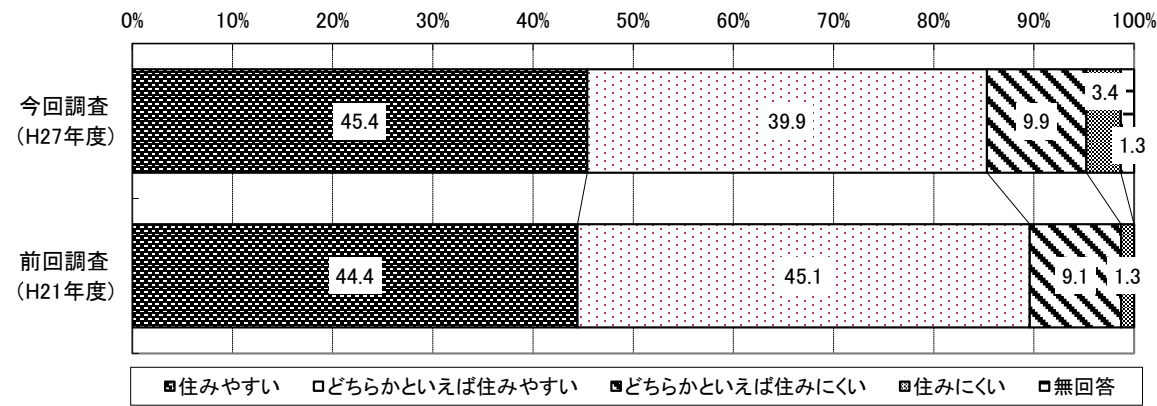
調査項目は以下の 26 項目で構成した。

- 問 1 : 性別
- 問 2 : 年齢
- 問 3 : 住まい
- 問 4 : 家族構成
- 問 5 : 居住年数
- 問 6 : 居住理由
- 問 7 : 職業
- 問 8 : 通勤・通学先
- 問 9 : 通勤・通学手段
- 問 10 : 住みやすさ
- 問 11 : 理由（問1 0）
- 問 12 : 理由（問1 0）
- 問 13 : 居住意向
- 問 14 : 行動圏
- 問 15 : 自治会加入状況
- 問 16 : 自治会等への参加状況
- 問 17 : 自治会非参加等の理由
- 問 18 : 市政情報入手手段
- 問 19 : まちづくりへの参加意向
- 問 20 : 参加形態（問1 9）
- 問 21 : 非参加理由（問1 9）
- 問 22 : 満足度・重要度
- 問 23 : 特に力を入れて取り組む事項（問2 2）
- 問 24 : 総合計画の認知度
- 問 25 : 将来都市像の認知度
- 問 26 : 自由意見

2 調査結果（抜粋）

問 10：あなたにとって宜野湾市は住みやすいですか。

- 最も多い回答は「住みやすい」で 45.4%、次いで「どちらかといえば住みやすい」が 39.9%、「どちらかといえば住みにくい」が 9.9%となっている。
- 前回調査と比較すると、「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」をあわせた値は、89.5%から 85.3%に減っている。

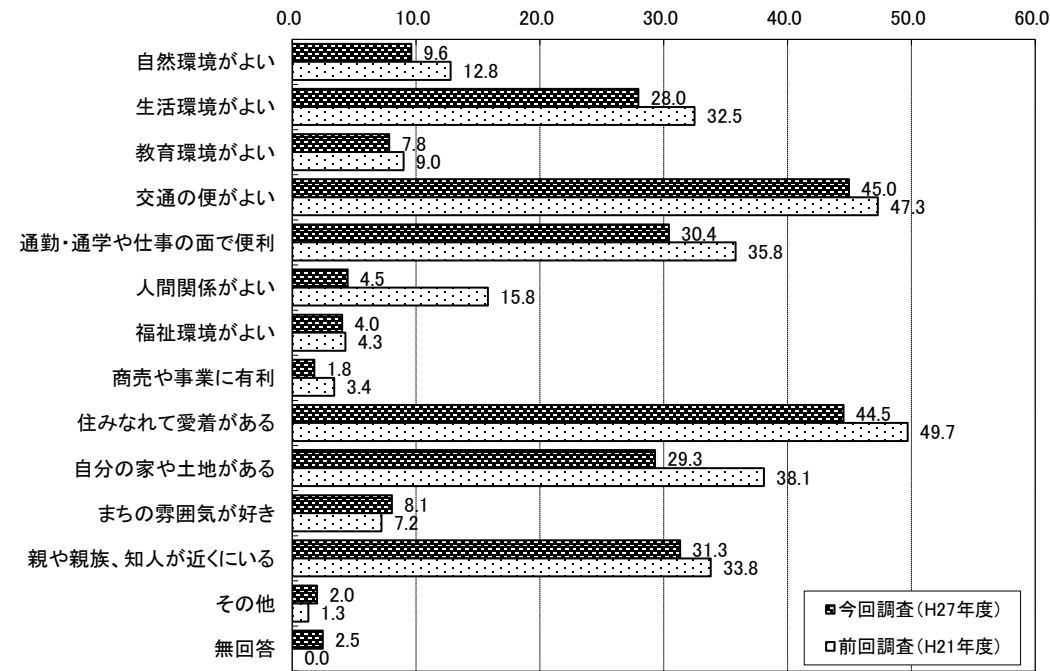


	全 体	1 住みやす い	2 どちらか といえ ば住 みやす い	3 どちらか といえ ば住 みにく い	4 住みにく い	5 無回答
件 数	524	238	209	52	18	7
%	100.0	45.4	39.9	9.9	3.4	1.3
(参考: H21年度)	100.0	44.4	45.1	9.1	1.3	0.0

問 11：その理由は何ですか。

(※問 10 で「1」または「2」を選択された方)

- 最も多い回答は「交通の便がよい」で 45.0%、次いで「住みなれて愛着がある」が 44.5%、「親や親族、知人が近くにいる」が 31.3%となっている。
- 前回調査では、「住みなれて愛着がある」「交通の便がよい」「自分の家や土地がある」の順であった。



		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	回答者数	自然環境がよい	生活環境がよい	教育環境がよい	交通の便がよい	通勤・通学や仕事の面で便利	人間関係がよい	福祉環境がよい	商売や事業に有利	住みなれて愛着がある	自分の家や土地がある
件数	447	43	125	35	201	136	20	18	8	199	131
%		9.6	28.0	7.8	45.0	30.4	4.5	4.0	1.8	44.5	29.3
(参考: H21年度)		12.8	32.5	9.0	47.3	35.8	15.8	4.3	3.4	49.7	38.1
	11	12	13	14							
	まちの雰囲気が好き	親や親族、知人が近くにいる	その他	無回答							
件数	36	140	9	11							
%	8.1	31.3	2.0	2.5							
(参考: H21年度)	7.2	33.8	1.3	0.9							

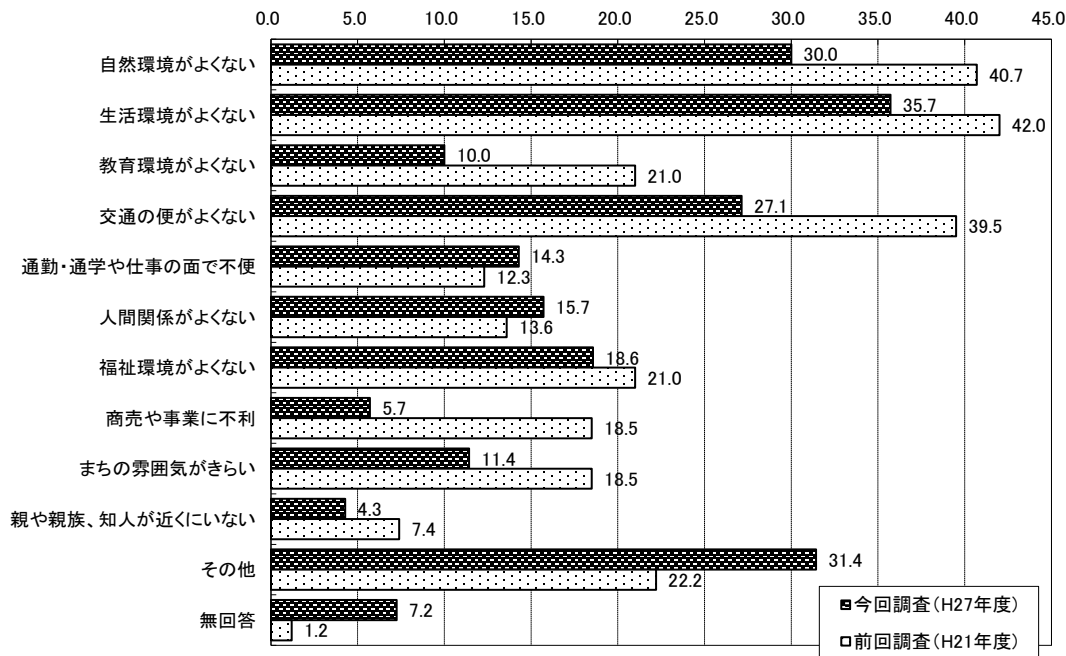
問 11「その他」の意見

- ・ コンベンションセンターに近い
- ・ 現在の市長さんのプロフィール、とくに千葉商船大学出身であることに安心しています。
- ・ 子育てにやさしい（医療費助成）
- ・ 市役所の人が親切だった
- ・ 老人センター等でいろんなサークル活動が多い

問 12：その理由は何ですか。

(※問 10 で「3」または「4」を選択された方)

- 最も多い回答は「生活環境がよいくない」で 35.7%、次いで「自然環境がよいくない」が 30.0%、「交通の便がよいくない」が 27.1%となっている。
- 前回調査も「生活環境がよいくない」「自然環境がよいくない」「交通の便がよいくない」の順であった。



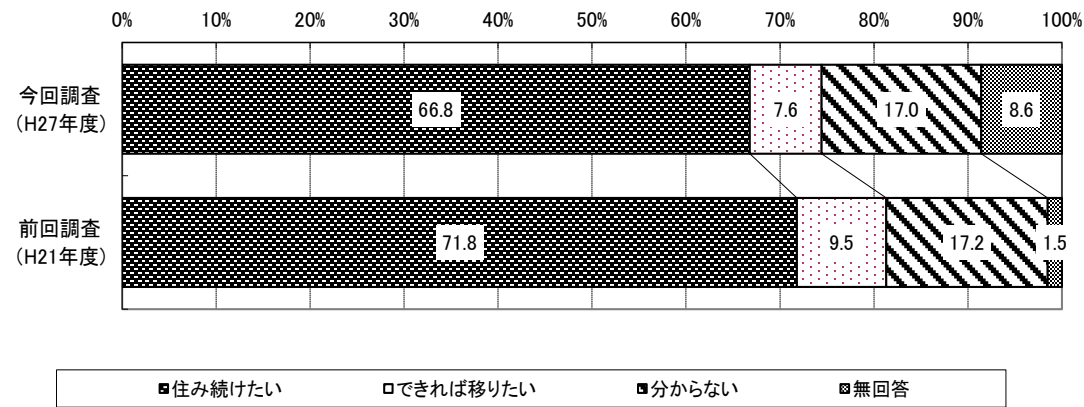
	回答者数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		自然環境が よいくない	生活環境が よいくない	教育環境が よいくない	交通の便が よいくない	通勤・通学 や仕事の面 で不便	人間関係が よいくない	福祉環境が よいくない	商売や事業 に不利	まちの雰 囲気がきらい	親や親族、 知人が近く にいない
件 数	70	21	25	7	19	10	11	13	4	8	3
%		30.0	35.7	10.0	27.1	14.3	15.7	18.6	5.7	11.4	4.3
(参考:H21年度)		40.7	42.0	21.0	39.5	12.3	13.6	21.0	18.5	18.5	7.4
		11	12								
		その他	無回答								
件 数	22	5									
%		31.4	7.2								
(参考:H21年度)		22.2	1.2								

■問 12「その他」の意見

- ・ オスプレイが落ちる恐怖と隣り合わせ
- ・ 我如古交差点～大謝名交差点の渋滞が頻発している。
- ・ 学生がうるさい
- ・ 基地があるから
- ・ 交通マナーが悪い（真栄原交差点、長田交差点近く）
- ・ 交通量が多くて、住宅内外でスピードをだして危険。幼い子供もいるのでとても怖い
- ・ 市役所が不便
- ・ 私は運転ができない。主人が入院しているが病院や買い物に行くのにタクシーでしか行けず困っています。
- ・ 税金が高い
- ・ 待機児童。認可・認可外保育園に入れず、那覇市内の認可外保育園にどうにか入所。入所できなかったら、妻の内定していた仕事を辞退するところでした
- ・ 買い物が不便
- ・ 普天間のヘリ・飛行機、抗議の声の騒音
- ・ 普天間基地が中心にあるため不便
- ・ 歩道に車の駐車が多い
- ・ 歩道に犬のふんが多すぎる

問 13：今後も宜野湾市に住み続けたいですか。

- ・ 最も多い回答は「住み続けたい」で 66.8%、次いで「分からない」が 17.0%、「できれば移りたい」が 7.6%となっている。
- ・ 前回調査と比較すると、「住み続けたい」は減っている。

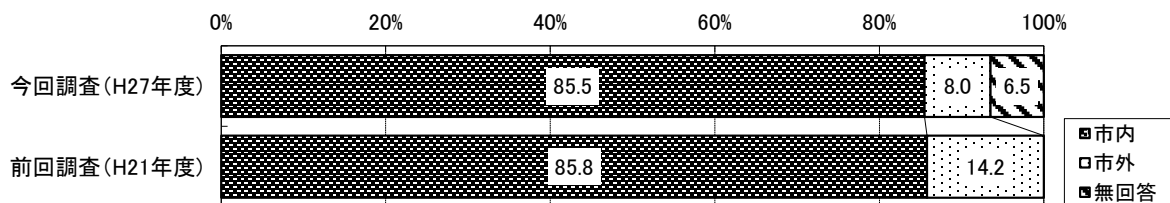


	全 体	1 住み続け たい	2 できれば 移りたい	3 分からない	4 無回答
件 数	524	350	40	89	45
%	100.0	66.8	7.6	17.0	8.6
(参考: H21年度)	100.0	71.8	9.5	17.2	1.5

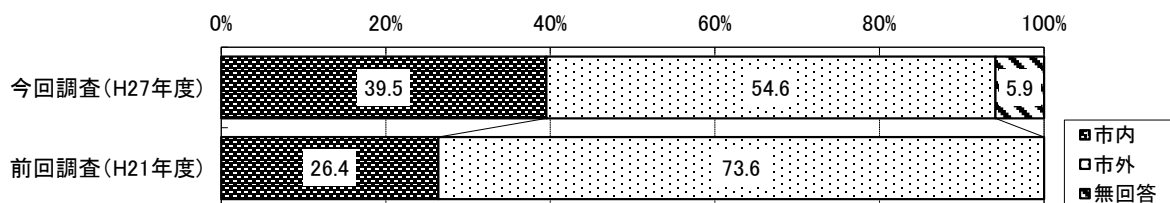
問 14：あなたとご家族の「行動圏」についてお聞きします。

- 「日用品や食料品の買い物」「飲食（外食）」「医療機関（病院・診療所）」「図書館の利用」については「市内」が、その他の項目は「市外」が多くなっている。
- 前回調査と比較すると、「衣類や靴などの買い物」「飲食（外食）」について、「市内」が多くなっている。

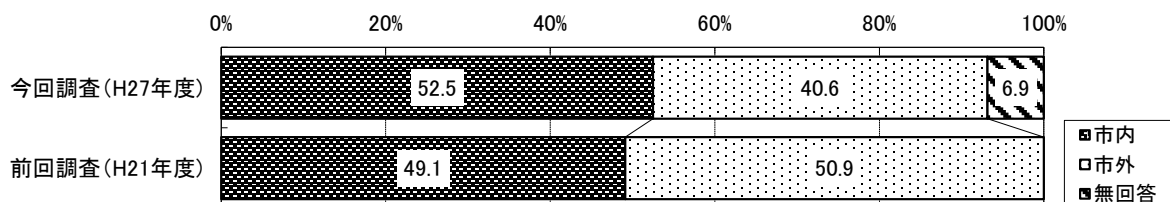
<日用品や食料品の買い物>



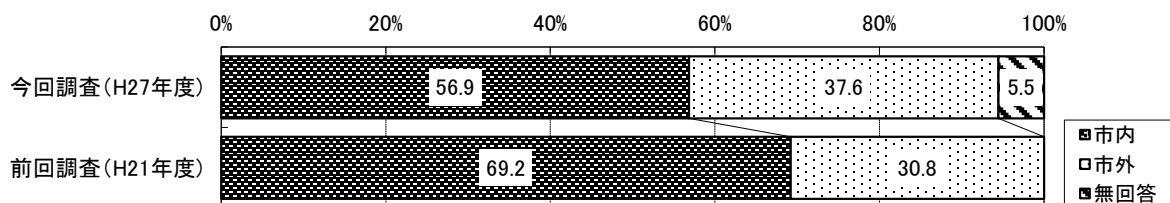
<衣類や靴などの買い物>



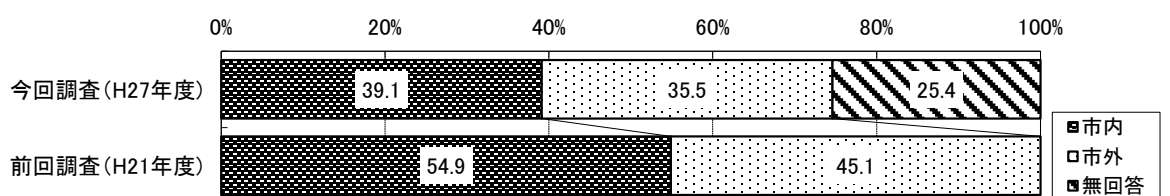
<飲食(外食)>



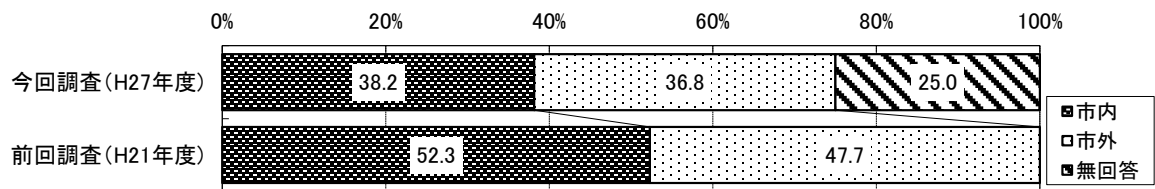
<医療機関(病院・診療所)>



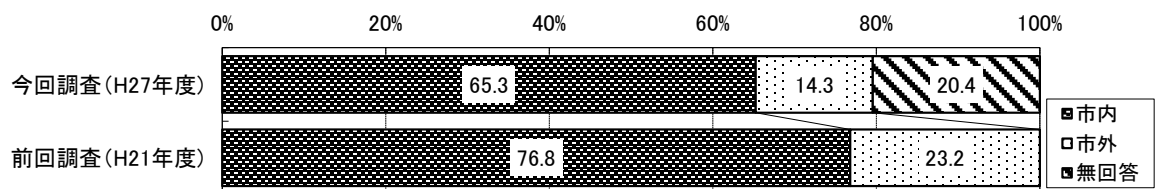
<習い事やスポーツ教室>



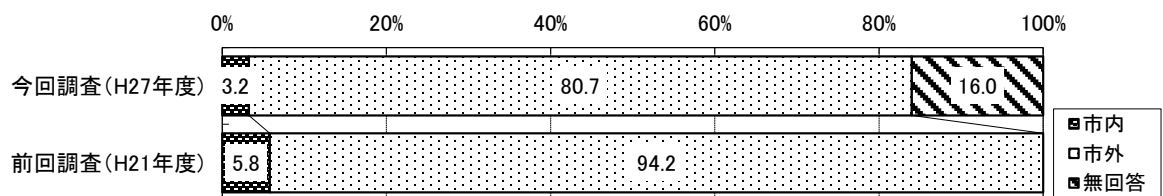
<スポーツ・レクリエーション>



<図書館の利用>

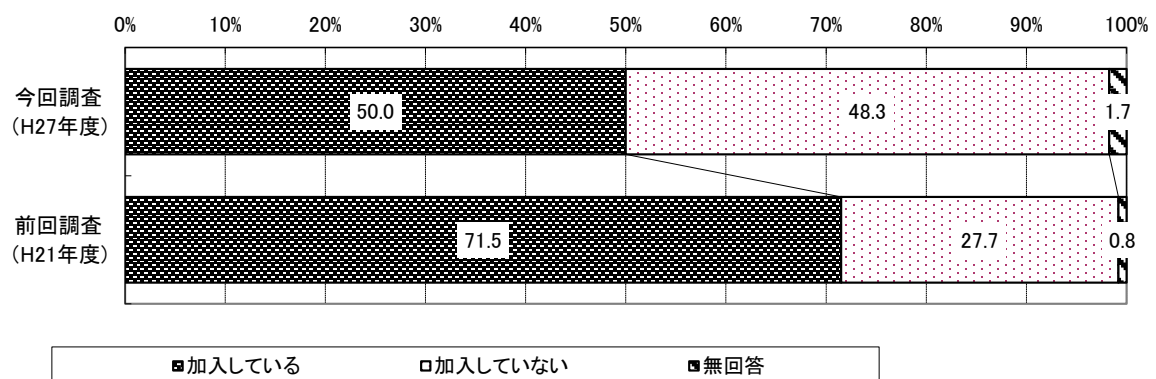


<映画・演劇鑑賞>



問 15：あなたの世帯は自治会に加入していますか。

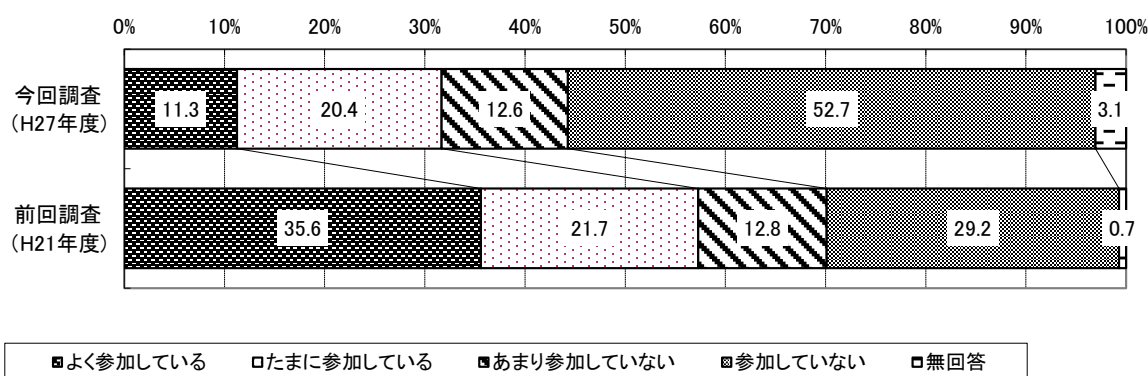
- 「加入している」が 50.0%となっている。
- 前回調査と比較すると、「加入している」が減っているが、前回調査は自治会の協力によりアンケートが配布されたため、「加入している」が高かったと考えられる。



	全 体	1 加入してい る	2 加入してい ない	3 無回答
件 数	524	262	253	9
%	100.0	50.0	48.3	1.7
(参考: H21年度)	100.0	71.5	27.7	0.8

問 16：地域・自治会の共同作業や集まりにどの程度参加していますか。

- 最も多い回答は「参加していない」で 52.7%、次いで「たまに参加している」が 20.4%、「あまり参加していない」が 12.6%となっている。
- 前回調査と比較すると、「よく参加している」が減っている一方、「参加していない」が増えている。

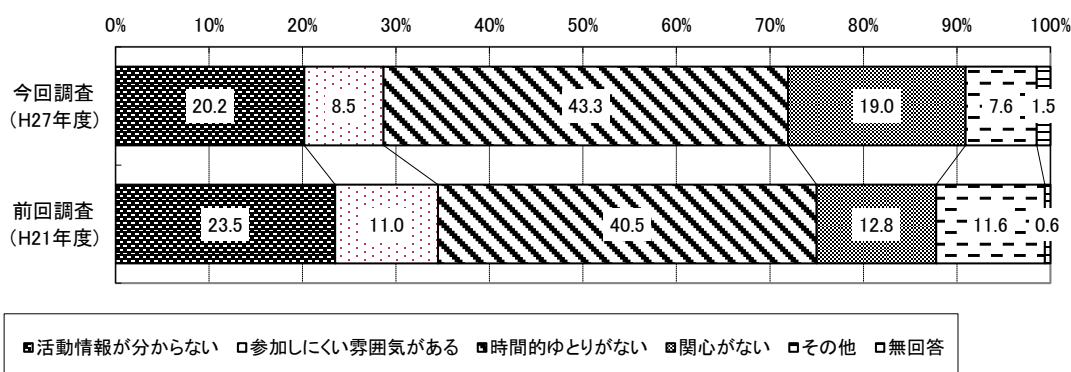


	全 体	1 よく参加 している	2 たまに参 加している	3 あまり参加 していない	4 参加してい ない	5 無回答
件 数	524	59	107	66	276	16
%	100.0	11.3	20.4	12.6	52.7	3.1
(参考: H21年度)	100.0	35.6	21.7	12.8	29.2	0.7

問 17：地域・自治会の共同作業や集まりに「あまり参加していない」「参加していない」理由。

(※問 15 で「3」、「4」と答えた方。)

- 最も多い回答は「時間的ゆとりがない」で 43.3%、次いで「活動情報が分からない」が 20.2%、「関心がない」が 19.0%となっている。
- 前回調査と比較すると、「時間的ゆとりがない」「関心がない」が増えている。



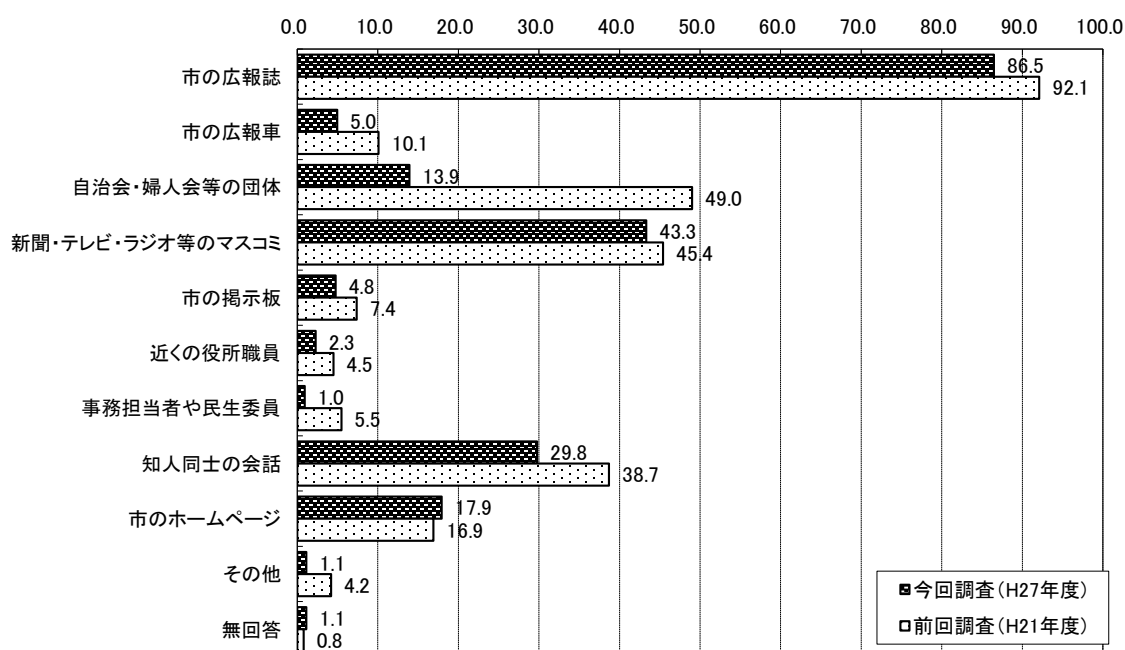
	全 体	1 活動情報 が分からな い	2 参加しにく い雰囲気 がある	3 時間的ゆ とりがない	4 関心がない	5 その他	6 無回答
件 数	342	69	29	148	65	26	5
%	100.0	20.2	8.5	43.3	19.0	7.6	1.5
(参考: H21年度)	100.0	23.5	11.0	40.5	12.8	11.6	0.6

■問 17「その他」の意見

- ・ 5年前まで加入していたが、自治会員の集金をすることができなくなり脱会した
- ・ アパートに住んでいるため、情報が入ってこない
- ・ アパートのため、誘いが無い
- ・ 施設入所のため
- ・ 知らなかった。仕事が休みなら行くと思う
- ・ 引っ越したばかりなのでこれからです
- ・ 区費もなく、自治会があるのが不思議に思っています。各自でゴミ捨て場など気を付けています
- ・ 健康上の理由
- ・ 参加したいと思えるようなメリットがない
- ・ 仕事がシフト制で時間帯が合わない
- ・ 自治会の運営に納得できない。改善の意思なし
- ・ 生活のリズムが違うから
- ・ 負担が大きくなりそう

問 18：あなたは宜野湾市の情報をどのように知ることが多いですか。

- ・ 最も多い回答は「市の広報誌」で86.5%、次いで「新聞・テレビ・ラジオ等のマスコミ」が43.3%、「知人同士の会話」が29.8%となっている。
- ・ 前回調査と比較すると、「自治会・婦人会等の団体」が減っているが、前回調査は自治会の協力によりアンケートが配布されたためであると考えられる。



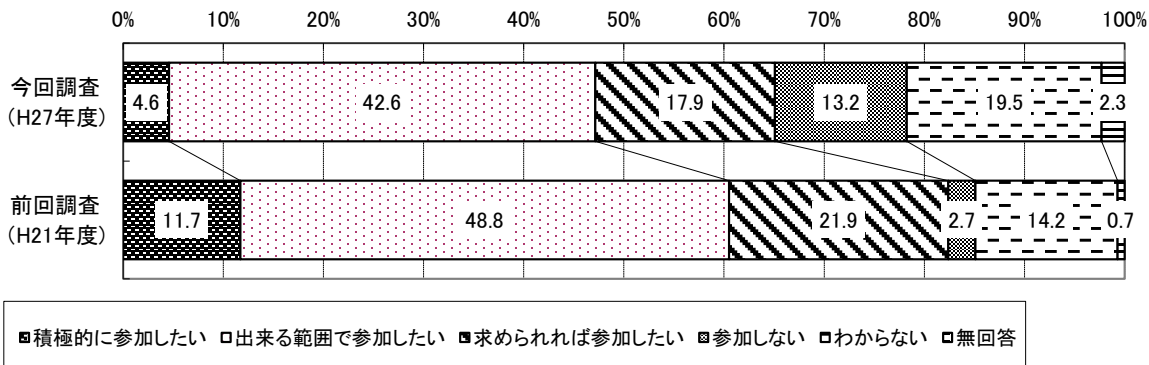
	回答者数	1 市の広報誌	2 市の広報車	3 自治会・婦 人会等の団 体	4 新聞・テレ ビ・ラジオ等 のマスコミ	5 市の掲示板	6 近くの役所 職員	7 事務担当者 や民生委員	8 知人同士の 会話	9 市のホーム ページ	10 その他	11 無回答
件数	524	453	26	73	227	25	12	5	156	94	6	6
%		86.5	5.0	13.9	43.3	4.8	2.3	1.0	29.8	17.9	1.1	1.1
(参考:H21年度)		92.1	10.1	49.0	45.4	7.4	4.5	5.5	38.7	16.9	4.2	0.8

■問18「その他」の意見

- ・自治会のお知らせ
- ・自治会広報だより
- ・商工会の広報誌
- ・知らない

問19：あなたは宜野湾市内での地域のまちづくりに参加したいと思いますか。

- ・最も多い回答は「出来る範囲で参加したい」で42.6%、次いで「わからない」が19.5%、「求められれば参加したい」が17.9%となっている。
- ・前回調査と比較すると、「積極的に参加したい」「出来る範囲で参加したい」「求められれば参加したい」の合計は、82.4%から65.1%に減っている。

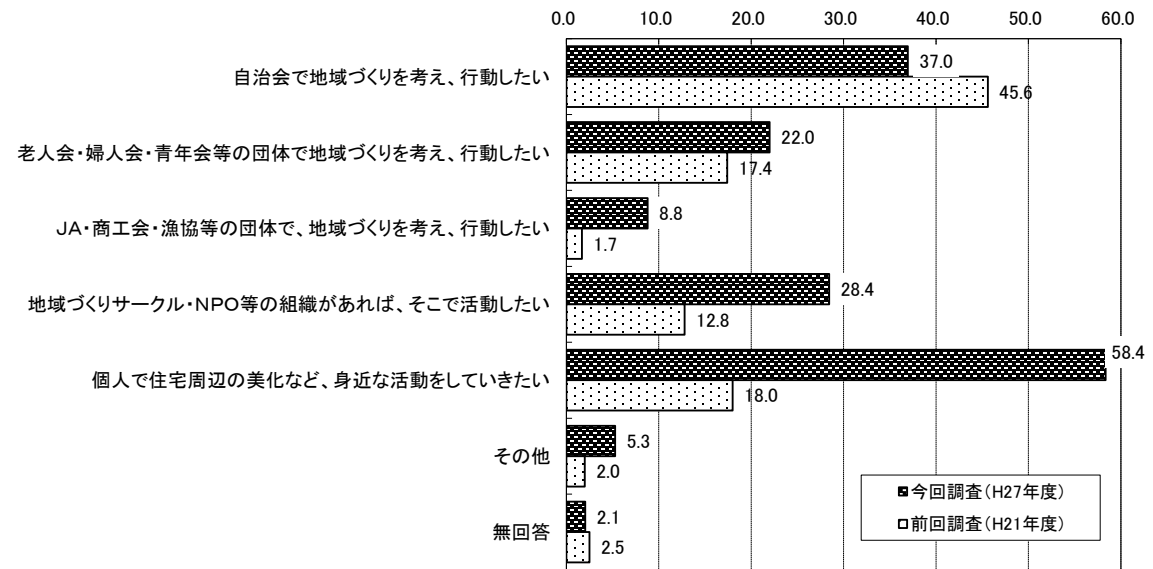


	全 体	1 積極的に 参加したい	2 出来る範 囲で参加 したい	3 求められ れば参加 したい	4 参加しない	5 わからない	6 無回答
件数	524	24	223	94	69	102	12
%	100.0	4.6	42.6	17.9	13.2	19.5	2.3
(参考:H21年度)	100.0	11.7	48.8	21.9	2.7	14.2	0.7

問 20：あなたは、地域のまちづくりにどのような形で参加したいと思いますか。

(※問 19 で「1」、「2」、「3」を選択された方。)

- 最も多い回答は「個人で住宅周辺の美化など、身近な活動をしていきたい」で 58.4%、次いで「自治会で地域づくりを考え、行動したい」が 37.0%、「地域づくりサークル・NPO等の組織があれば、そこで活動したい」が 28.4%となっている。
- 前回調査と比較すると、「自治会で地域づくりを考え、行動したい」が減っている一方、「地域づくりサークル・NPO等の組織があれば、そこで活動したい」や「個人で住宅周辺の美化など、身近な活動をしていきたい」が増えている。



	回答者数	1 自治会で地域づくりを考え、行動したい	2 老人会・婦人会・青年会等の団体で地域づくりを考え、行動したい	3 JA・商工会・漁協等の団体で、地域づくりを考え、行動したい	4 地域づくりサークル・NPO等の組織があれば、そこで活動したい	5 個人で住宅周辺の美化など、身近な活動をしていきたい	6 その他	7 無回答
件数	341	126	75	30	97	199	18	7
%		37.0	22.0	8.8	28.4	58.4	5.3	2.1
(参考: H21年度)		45.6	17.4	1.7	12.8	18.0	2.0	2.5

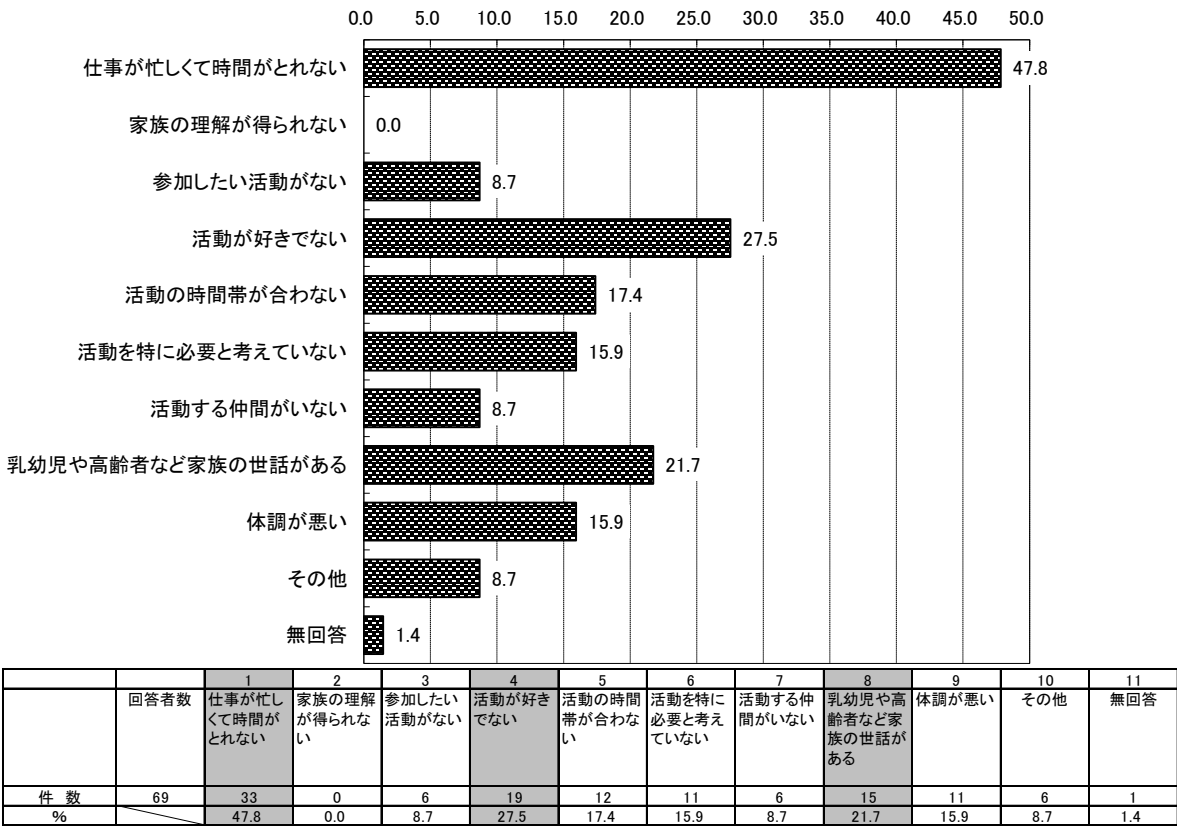
■問 20「その他」の意見

- ・ オンブズマンの組織、市政の監視
- ・ ボランティア活動などで、できること（情報がどこにあるのかわからない）
- ・ 基地返還のまちづくり
- ・ 現時点では具体的に思い浮かびません
- ・ 個人でまたは集まった仲間と活動している
- ・ 今は忙しいので、職場を定年してから具体的に考えたい
- ・ 子供達の安全面の活動
- ・ 市政に対する意見やアイディアを出したい
- ・ 市内の文化やスポーツボランティア
- ・ 小学校・中学校のPTAのつながりを広げて地域と関わっていきたい
- ・ 設計（建築）の団体などで講義などがあればいいと思う

問 21：活動に参加しない理由は、次のうちどれですか。

(※問 19 で「4」を選択された方。)

- 最も多い回答は「仕事が忙しくて時間がとれない」で 47.8%、次いで「活動が好きでない」が 27.5%、「乳幼児や高齢者など家族の世話がある」が 21.7%となっている。



■問 21「その他」の意見

- 友人との会話の方が楽しい
- 活動するにあたり、何かと出費が出るのでそのような金銭的な余裕がない
- 興味がない
- 自治会の今のあり方についていけない
- 人間嫌い
- 人づきあいが苦手

問 22：満足度と重要度

＜満足度＞

- 「満足」「やや満足」の合計値が最も高いのは「上・下水道の整備」で 40.1%、次いで「公園・緑地の整備」が 34.0%、「コンベンション支援機能の充実」が 29.8%、「健康づくりの推進」が 26.9%、「学校教育の充実」が 25.0%となっている。
- 一方「不満」「やや不満」の合計値が最も高いのは「基地問題への対応」で 44.5%、次いで「商店街の活性化」が 42.7%、「快適な生活環境の整備」が 35.5%、「基地跡地利用の推進」が 30.3%、「企業立地の促進と就業の促進」が 26.9%となっている。

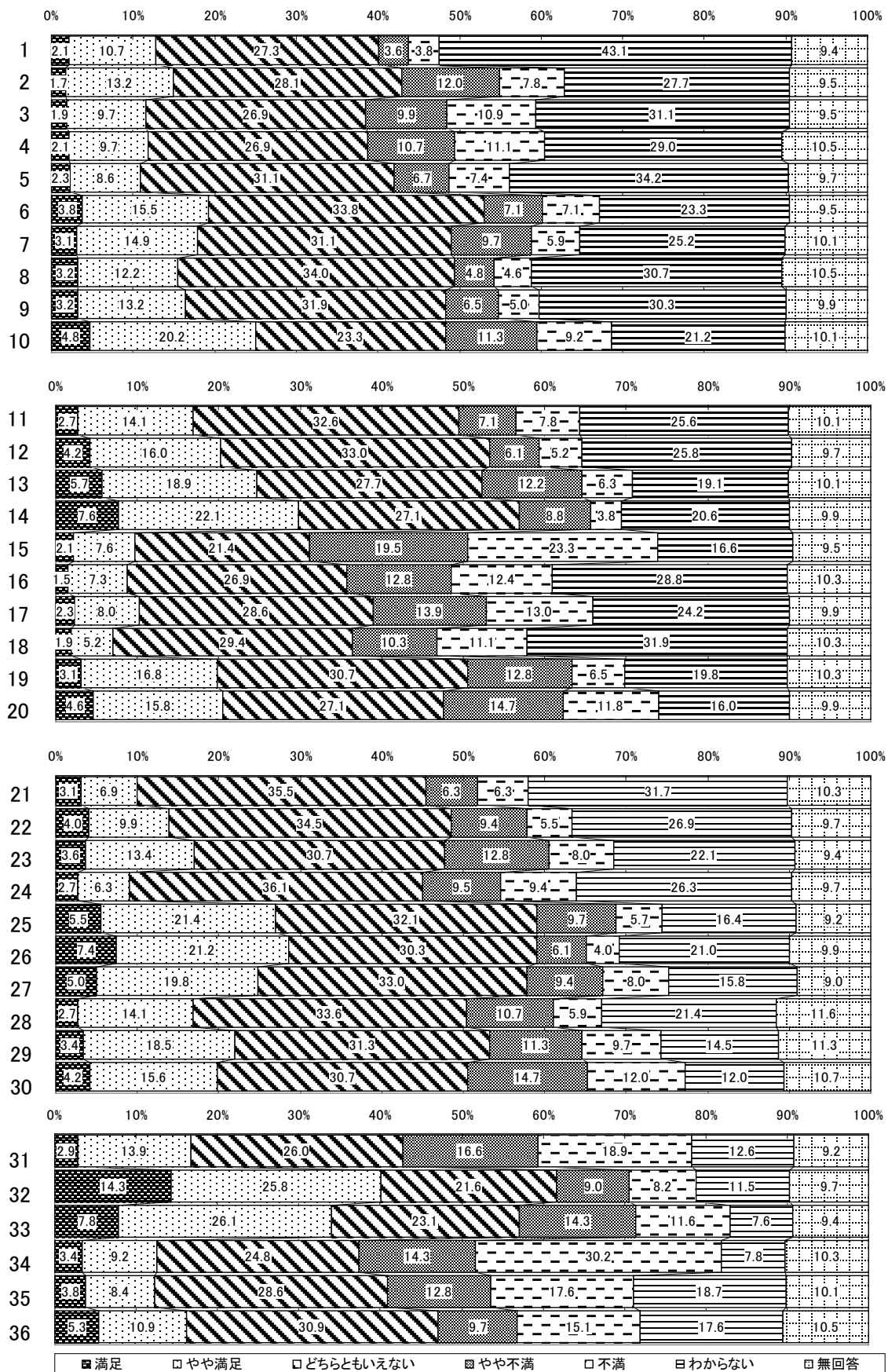
＜重要度＞

- 「重要」「やや重要」の合計値が最も高いのは「子育て支援・子育て環境の充実」で 75.4%、次いで「学校教育の充実」が 71.4%、「高齢者介護・福祉の充実」が 71.2%、「障がい者（児）福祉の充実」「交通安全・防犯対策の強化」が 70.4%となっている。
- 一方「重要でない」「それほど重要でない」の合計値が最も高いのは「行政が担うべき役割の明確化と組織づくり」で 12.4%、次いで「国際・国内交流の推進」が 7.6%、「男女共同参画の推進」が 6.9%、「芸術・文化の振興と文化財の保護」が 6.1%、「都市型農業・都市型漁業の振興」が 5.3%となっている。

＜満足度・表＞

		全 体	満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	わからない	無回答
1	電子自治体の推進	件 数 524	11	56	143	19	20	226	49
		% 100.0	2.1	10.7	27.3	3.6	3.8	43.1	9.4
2	行政が担うべき役割の 明確化と組織づくり	件 数 524	9	69	147	63	41	145	50
		% 100.0	1.7	13.2	28.1	12.0	7.8	27.7	9.5
3	人材の育成・確保	件 数 524	10	51	141	52	57	163	50
		% 100.0	1.9	9.7	26.9	9.9	10.9	31.1	9.5
4	自主性・自立性の高い 財政運営の推進	件 数 524	11	51	141	56	58	152	55
		% 100.0	2.1	9.7	26.9	10.7	11.1	29.0	10.5
5	行政広域化への対応	件 数 524	12	45	163	35	39	179	51
		% 100.0	2.3	8.6	31.1	6.7	7.4	34.2	9.7
6	市民に開かれた行政の 推進	件 数 524	20	81	177	37	37	122	50
		% 100.0	3.8	15.5	33.8	7.1	7.1	23.3	9.5
7	市民と協働のまちづく りの推進	件 数 524	16	78	163	51	31	132	53
		% 100.0	3.1	14.9	31.1	9.7	5.9	25.2	10.1
8	男女共同参画の推進	件 数 524	17	64	178	25	24	161	55
		% 100.0	3.2	12.2	34.0	4.8	4.6	30.7	10.5
9	国際・国内交流の推 進	件 数 524	17	69	167	34	26	159	52
		% 100.0	3.2	13.2	31.9	6.5	5.0	30.3	9.9
10	学校教育の充実	件 数 524	25	106	122	59	48	111	53
		% 100.0	4.8	20.2	23.3	11.3	9.2	21.2	10.1
11	生涯学習の充実	件 数 524	14	74	171	37	41	134	53
		% 100.0	2.7	14.1	32.6	7.1	7.8	25.6	10.1
12	芸術・文化の振興と文 化財の保護	件 数 524	22	84	173	32	27	135	51
		% 100.0	4.2	16.0	33.0	6.1	5.2	25.8	9.7
13	観光・リゾート産業の 振興	件 数 524	30	99	145	64	33	100	53
		% 100.0	5.7	18.9	27.7	12.2	6.3	19.1	10.1
14	コンベンション支援機 能の充実	件 数 524	40	116	142	46	20	108	52
		% 100.0	7.6	22.1	27.1	8.8	3.8	20.6	9.9
15	商店街の活性化	件 数 524	11	40	112	102	122	87	50
		% 100.0	2.1	7.6	21.4	19.5	23.3	16.6	9.5
16	商工業・情報産業の振 興	件 数 524	8	38	141	67	65	151	54
		% 100.0	1.5	7.3	26.9	12.8	12.4	28.8	10.3
17	企業立地の促進と就業 の促進	件 数 524	12	42	150	73	68	127	52
		% 100.0	2.3	8.0	28.6	13.9	13.0	24.2	9.9
18	都市型農業・都市型漁 業の振興	件 数 524	10	27	154	54	58	167	54
		% 100.0	1.9	5.2	29.4	10.3	11.1	31.9	10.3
19	地域福祉の推進	件 数 524	16	88	161	67	34	104	54
		% 100.0	3.1	16.8	30.7	12.8	6.5	19.8	10.3
20	子育て支援・子育て環 境の充実	件 数 524	24	83	142	77	62	84	52
		% 100.0	4.6	15.8	27.1	14.7	11.8	16.0	9.9
21	児童虐待・DVの防止と 被害者対策の強化	件 数 524	16	36	186	33	33	166	54
		% 100.0	3.1	6.9	35.5	6.3	6.3	31.7	10.3
22	障がい者（児）福祉の 充実	件 数 524	21	52	181	49	29	141	51
		% 100.0	4.0	9.9	34.5	9.4	5.5	26.9	9.7
23	高齢者介護・福祉の充 実	件 数 524	19	70	161	67	42	116	49
		% 100.0	3.6	13.4	30.7	12.8	8.0	22.1	9.4
24	生活困窮世帯への支 援・労働福祉の推進	件 数 524	14	33	189	50	49	138	51
		% 100.0	2.7	6.3	36.1	9.5	9.4	26.3	9.7
25	健康づくりの推進	件 数 524	29	112	168	51	30	86	48
		% 100.0	5.5	21.4	32.1	9.7	5.7	16.4	9.2
26	防災及び救急・消防体 制の強化	件 数 524	39	111	159	32	21	110	52
		% 100.0	7.4	21.2	30.3	6.1	4.0	21.0	9.9
27	交通安全・防犯対策の 強化	件 数 524	26	104	173	49	42	83	47
		% 100.0	5.0	19.8	33.0	9.4	8.0	15.8	9.0
28	環境保全と循環型社会 の構築	件 数 524	14	74	176	56	31	112	61
		% 100.0	2.7	14.1	33.6	10.7	5.9	21.4	11.6
29	環境衛生の向上	件 数 524	18	97	164	59	51	76	59
		% 100.0	3.4	18.5	31.3	11.3	9.7	14.5	11.3
30	快適な生活環境の整備	件 数 524	22	82	161	77	63	63	56
		% 100.0	4.2	15.6	30.7	14.7	12.0	12.0	10.7
31	交通ネットワークの整 備	件 数 524	15	73	136	87	99	66	48
		% 100.0	2.9	13.9	26.0	16.6	18.9	12.6	9.2
32	上・下水道の整備	件 数 524	75	135	113	47	43	60	51
		% 100.0	14.3	25.8	21.6	9.0	8.2	11.5	9.7
33	公園・緑地の整備	件 数 524	41	137	121	75	61	40	49
		% 100.0	7.8	26.1	23.1	14.3	11.6	7.6	9.4
34	基地問題への対応	件 数 524	18	48	130	75	158	41	54
		% 100.0	3.4	9.2	24.8	14.3	30.2	7.8	10.3
35	基地跡地利用の推進	件 数 524	20	44	150	67	92	98	53
		% 100.0	3.8	8.4	28.6	12.8	17.6	18.7	10.1
36	平和行政の推進	件 数 524	28	57	162	51	79	92	55
		% 100.0	5.3	10.9	30.9	9.7	15.1	17.6	10.5

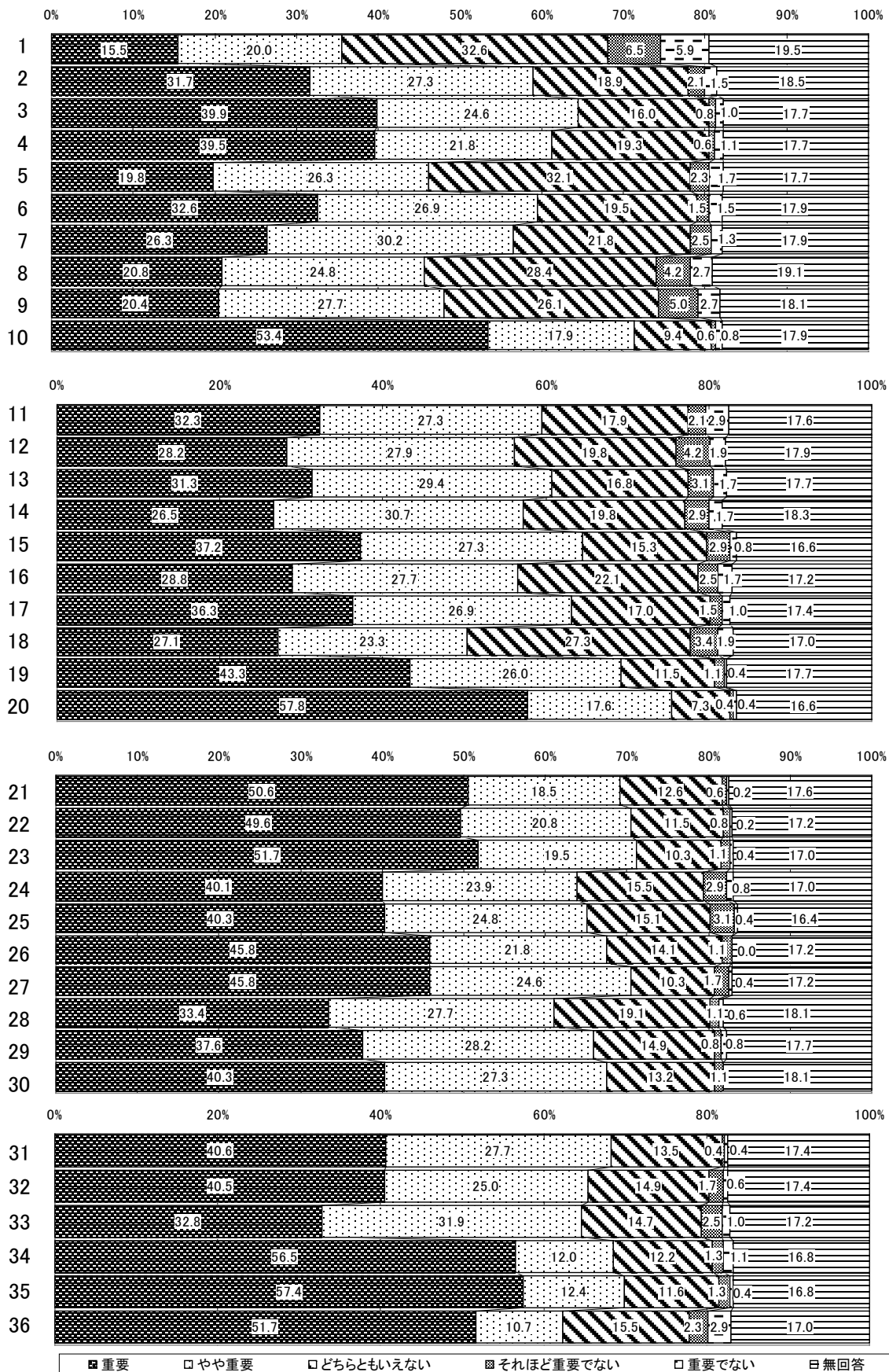
<満足度・グラフ>



＜重要度・表＞

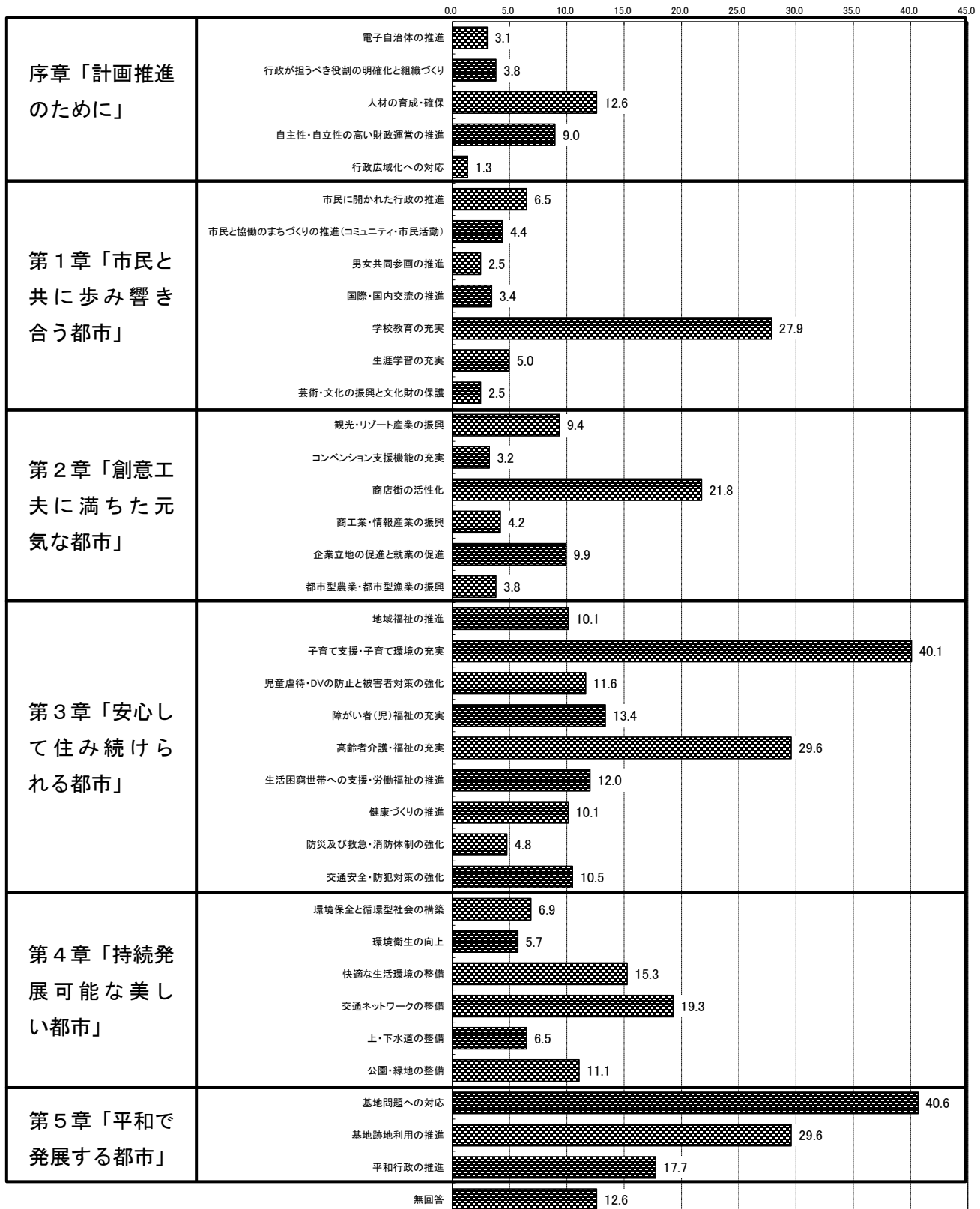
			全 体	重要	やや重要	どちらとも いえない	それほど重 要でない	重要でない	無回答
1	電子自治体の推進	件 数	524	81	105	171	34	31	102
		%	100.0	15.5	20.0	32.6	6.5	5.9	19.5
2	行政が担うべき役割の明確化と組織づくり	件 数	524	166	143	99	11	8	97
		%	100.0	31.7	27.3	18.9	2.1	1.5	18.5
3	人材の育成・確保	件 数	524	209	129	84	4	5	93
		%	100.0	39.9	24.6	16.0	0.8	1.0	17.7
4	自主性・自立性の高い財政運営の推進	件 数	524	207	114	101	3	6	93
		%	100.0	39.5	21.8	19.3	0.6	1.1	17.7
5	行政広域化への対応	件 数	524	104	138	168	12	9	93
		%	100.0	19.8	26.3	32.1	2.3	1.7	17.7
6	市民に開かれた行政の推進	件 数	524	171	141	102	8	8	94
		%	100.0	32.6	26.9	19.5	1.5	1.5	17.9
7	市民と協働のまちづくりの推進	件 数	524	138	158	114	13	7	94
		%	100.0	26.3	30.2	21.8	2.5	1.3	17.9
8	男女共同参画の推進	件 数	524	109	130	149	22	14	100
		%	100.0	20.8	24.8	28.4	4.2	2.7	19.1
9	国際・国内交流の推進	件 数	524	107	145	137	26	14	95
		%	100.0	20.4	27.7	26.1	5.0	2.7	18.1
10	学校教育の充実	件 数	524	280	94	49	3	4	94
		%	100.0	53.4	17.9	9.4	0.6	0.8	17.9
11	生涯学習の充実	件 数	524	169	143	94	11	15	92
		%	100.0	32.3	27.3	17.9	2.1	2.9	17.6
12	芸術・文化の振興と文化財の保護	件 数	524	148	146	104	22	10	94
		%	100.0	28.2	27.9	19.8	4.2	1.9	17.9
13	観光・リゾート産業の振興	件 数	524	164	154	88	16	9	93
		%	100.0	31.3	29.4	16.8	3.1	1.7	17.7
14	コンベンション支援機能の充実	件 数	524	139	161	104	15	9	96
		%	100.0	26.5	30.7	19.8	2.9	1.7	18.3
15	商店街の活性化	件 数	524	195	143	80	15	4	87
		%	100.0	37.2	27.3	15.3	2.9	0.8	16.6
16	商工業・情報産業の振興	件 数	524	151	145	116	13	9	90
		%	100.0	28.8	27.7	22.1	2.5	1.7	17.2
17	企業立地の促進と就業の促進	件 数	524	190	141	89	8	5	91
		%	100.0	36.3	26.9	17.0	1.5	1.0	17.4
18	都市型農業・都市型漁業の振興	件 数	524	142	122	143	18	10	89
		%	100.0	27.1	23.3	27.3	3.4	1.9	17.0
19	地域福祉の推進	件 数	524	227	136	60	6	2	93
		%	100.0	43.3	26.0	11.5	1.1	0.4	17.7
20	子育て支援・子育て環境の充実	件 数	524	303	92	38	2	2	87
		%	100.0	57.8	17.6	7.3	0.4	0.4	16.6
21	児童虐待・DVの防止と被害者対策の強化	件 数	524	265	97	66	3	1	92
		%	100.0	50.6	18.5	12.6	0.6	0.2	17.6
22	障がい者（児）福祉の充実	件 数	524	260	109	60	4	1	90
		%	100.0	49.6	20.8	11.5	0.8	0.2	17.2
23	高齢者介護・福祉の充実	件 数	524	271	102	54	6	2	89
		%	100.0	51.7	19.5	10.3	1.1	0.4	17.0
24	生活困窮世帯への支援・労働福祉の推進	件 数	524	210	125	81	15	4	89
		%	100.0	40.1	23.9	15.5	2.9	0.8	17.0
25	健康づくりの推進	件 数	524	211	130	79	16	2	86
		%	100.0	40.3	24.8	15.1	3.1	0.4	16.4
26	防災及び救急・消防体制の強化	件 数	524	240	114	74	6	0	90
		%	100.0	45.8	21.8	14.1	1.1	0.0	17.2
27	交通安全・防犯対策の強化	件 数	524	240	129	54	9	2	90
		%	100.0	45.8	24.6	10.3	1.7	0.4	17.2
28	環境保全と循環型社会の構築	件 数	524	175	145	100	6	3	95
		%	100.0	33.4	27.7	19.1	1.1	0.6	18.1
29	環境衛生の向上	件 数	524	197	148	78	4	4	93
		%	100.0	37.6	28.2	14.9	0.8	0.8	17.7
30	快適な生活環境の整備	件 数	524	211	143	69	6	0	95
		%	100.0	40.3	27.3	13.2	1.1	0.0	18.1
31	交通ネットワークの整備	件 数	524	213	145	71	2	2	91
		%	100.0	40.6	27.7	13.5	0.4	0.4	17.4
32	上・下水道の整備	件 数	524	212	131	78	9	3	91
		%	100.0	40.5	25.0	14.9	1.7	0.6	17.4
33	公園・緑地の整備	件 数	524	172	167	77	13	5	90
		%	100.0	32.8	31.9	14.7	2.5	1.0	17.2
34	基地問題への対応	件 数	524	296	63	64	7	6	88
		%	100.0	56.5	12.0	12.2	1.3	1.1	16.8
35	基地跡地利用の推進	件 数	524	301	65	61	7	2	88
		%	100.0	57.4	12.4	11.6	1.3	0.4	16.8
36	平和行政の推進	件 数	524	271	56	81	12	15	89
		%	100.0	51.7	10.7	15.5	2.3	2.9	17.0

<重要度・グラフ>



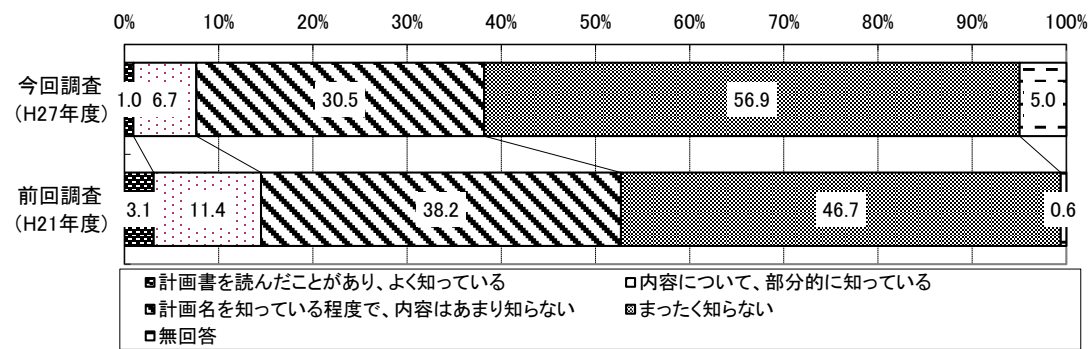
問 23 : 36 項目（問 22）内で、今後 5 年間で特に力を入れて取り組むべきことはどれですか。

- 最も多い回答は「基地問題への対応」で 40.6%、次いで「子育て支援・子育て環境の充実」が 40.1%、「高齢者介護・福祉の充実」「基地跡地利用の推進」が 29.6%となっている。



問 24：宜野湾市のまちづくりの最上位の計画である「第三次宜野湾市総合計画（計画期間 平成 18 年度～平成 27 年度）」を知っていますか。

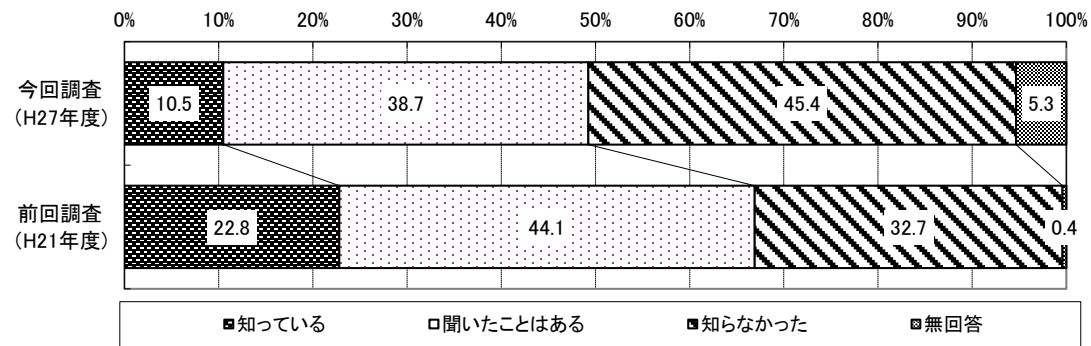
- 最も多い回答は「まったく知らない」で 56.9%、次いで「計画名を知っている程度で、内容はあまり知らない」が 30.5%、「内容について、部分的に知っている」が 6.7%となっている。
- 前回調査と比較すると、「まったく知らない」が増えている。



	全 体	1 計画書を読んだことがあり、よく知っている	2 内容について、部分的に知っている	3 計画名を知っている程度で、内容はあまり知らない	4 まったく知らない	5 無回答
件 数	524	5	35	160	298	26
%	100.0	1.0	6.7	30.5	56.9	5.0
(参考: H21年度)	100.0	3.1	11.4	38.2	46.7	0.6

問 25：宜野湾市では、本市の将来都市像を、「市民が主役の『ねたて』の都市・ぎのわん」を目指してまちづくりに取り組んでいることを知っていますか。

- 最も多い回答は「知らなかった」で 45.4%、次いで「聞いたことはある」が 38.7%、「知っている」が 10.5%となっている。
- 前回調査と比較すると、「知っている」「聞いたことはある」が減っている一方、「知らなかった」は増えている。



	全 体	1 知っている	2 聞いたことはある	3 知らなかった	4 無回答
件 数	524	55	203	238	28
%	100.0	10.5	38.7	45.4	5.3
(参考: H21年度)	100.0	22.8	44.1	32.7	0.4

第四次宜野湾市総合計画
(基本構想・前期基本計画)

平成29年3月発行

発 行 沖縄県 宜野湾市
〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号
TEL：098-893-4411（代）
編 集 企画部 企画政策課

